

DA
325
1986
④

贈
昭和
年月日
寄
山中
弘
氏

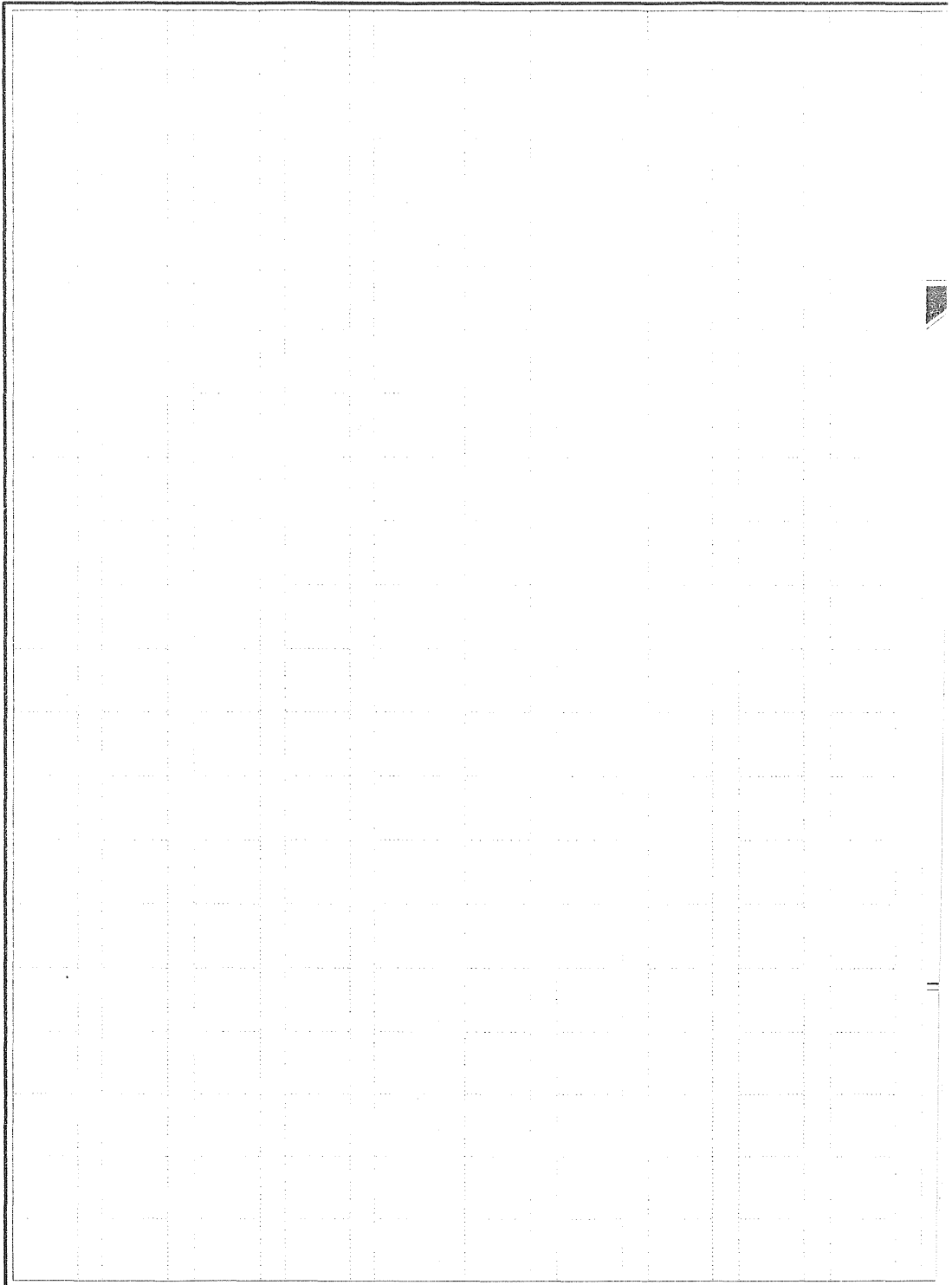
No.

イギリス・メソディズム研究 (II)

— その組織的展開

一七三九年—一八五二年—

山中
弘



LFE C152

10.10.10

第三章

ウエスレの思想と権威

第一節

ウエスレの神学思想

ウエスレの神学思想は、彼の行動の思想

的表現とみたり可なり。メリテズム

の成立と展開は彼の行動の現実的果実である

とするならば、既に前章において考察したき

たその展開過程に看取される諸問題は、一面

においてそのまま彼の神学思想の内部に存在

する諸問題の現実的帰結ともみたり。少

なりとも、メリテズムの歴史的軌跡の個性

は、ウエスレリの神学思想の特質に深く関わ
 っ、てゐる。従つて、彼の神学思想の特質の理
 解は、ソリテ、ズム組織的展開にみられ
 諸問題を考へる上、不可欠な課題と
 ありければ、本節はこゝに課
 題に答へるものがあるが、既に示唆され
 るように、
 ここでは彼の神学思想とキリスト教神学の間
 題として取り扱う意図はない。あくまで、
 ここへの筆者の問題意識は、既に前章で詳
 述したソリテ、ズム組織的展開に看取され

諸問題と、ウエスレの神学思想との関わり
 の中でより良く理解すると、この点に存在する
 のである。
 さて、組織的展開に看取される諸問題とは、
 既に述べたように、筆者の云う主観主義的立
 場と客観主義的立場の複合的葛藤である。こ
 の葛藤は、ウエスレの権威が独自の宗教的
 権威への上昇を行なうプロセスにおいて惹起
 される。これは、ウエスレの側に焦点があ
 り、語らなうば、国教会の客観主義的立場

と説教者の主観主義的立場の双方に對する彼の
 の闘争において引き起される。この闘争の
 原因を、筆者は前章において、彼の主観主義
 的自己納得を基底とした新しい宗教的ヒエラ
 ルヒイの形成と維持に求めたのよある。しか
 し、彼のかかる闘争の根本に存在する新しい
 宗教的ヒエラルヒイの形成がもたらした葛藤
 は、一面において、そのまゝ彼の思想が、ソ
 ンクスムとそこに集つた人々に刻印した特質
 の顕在化に他ならない。国教会の制度的權威

の前提となるウエスレールの神学思想の特徴を
 節の目的は、以上のような問題意識から、
 とともに必要なことと、いわけられな
 神学思想との関わりにおいて問うことは是非
 と、それ保持する特質をウエスレールの
 おいて、メリテイズム組織的展開の理解に
 と、可能なことと、バビロニアの正しさの意
 素ババロニアイズムに与えた特質の現実的帰結
 的尖鋭にも、假の思想の内部に存在する諸要
 との対立もマツクス・フーアール等の主観主義

エ	て	こ	め	判		エ	び	も	で
、	、	れ	、	に	さ	も	、	に	き
宗	こ	ら	信	答	て	た	、	、	る
教	れ	に	仰	え	、	ら	そ	、	限
の	ら	に	、	て	ウ	し	れ	、	り
ポ	の	含	聖	、	エ	た	ら	、	忠
、	の	ま	潔	、	ス	の	バ	、	実
千	教	れ	で	自	レ	か	、	、	に
十	理	て	あ	己	、	を	、	、	理
、	の	い	り	の	は	明	、	、	解
信	関	る	、	、	、	ら	、	、	可
仰	係	と	残	主	或	か	、	、	る
を	を	主	余	要	る	に	、	、	こ
、	比	張	の	は	、	可	、	、	と
、	喩	し	も	教	、	る	、	、	に
ト	的	て	の	理	、	、	、	、	努
了	に	い	、	、	、	、	、	、	め
、	、	る	、	、	、	、	、	、	、
、	悔	、	、	、	、	、	、	、	、
聖	改	、	、	、	、	、	、	、	、
潔	め	、	、	、	、	、	、	、	、

人間的救済に到る道と、
 道筋との二つに對しては、
 彼が主要な教理として、
 救済の中心に於いては、
 義認として、⁽²⁾ 聖化として、
 悔改めとして、⁽¹⁾ 信仰に
 關しては、⁽¹⁾ いう説教にお
 いては、その道筋を成
 就する例をば、⁽¹⁾ 彼の示
 す救済の道筋に對しては、
 宗敎自体としてあると
 して、⁽¹⁾ 彼の中心に於いては、
 道筋を具體的に提

示すことにはこそ彼の最大の関心事があった。
 もちろん先に示した救済の道筋は原罪の教理
 と前提にしており、この教理に関する彼の並
 らずあらゆる関心は彼の著した大部の著作や聖書
 理性、体験にもとづく原罪の教理の核心を現
 示している。また、完全な墮罪に於いて、完全な聖
 化への到達の道を示すこと、これこそ
 彼の神学のテーマに他ならなかった。人間は
 罪人としての存在状況に目覚め、それを起

として最終的に「キリスト者の完全」へと到達する過程は、彼らの神学思想の全体である。ウエスレイは宗教の目的を「我々の心と神の像にかたむけて更新することである。我々の始祖たちの罪から生じた義と真の聖潔の完全な喪失を回復すること」と述べ、さらにその本質を「諸能力において全面的に墮落してゐる人間の回復」(4)と規定したことは、このことと無関係に物語られてゐる。ウエスレイの神学的思想の

うエスレハ、信仰によつて義とされた人

間の側におこる聖化 (Sanctification) の働

きエ極めて重視した。いやむしる、義認以上

にこの聖化を強調した。

彼は、義認と新生 (New Birth) と區別し

前者と「関係的」な變化 (relative change)

後者とは「實際的」變化 (actual change)

とす。義認は神が「我々のために」何か

「新生」は「我々の中」に働きたる

「(5) として」新生こそ「聖化」への門である

学	し	こ	こ	た	の	了	先	の	入
を	て	の	あ	り	関	し	に	出	口
ル	い	点	る	、	係	こ	紹	発	し
タ	る	に	(7)	そ	性	あ	介	点	た
い	。	関		れ	は	り	し	と	の
、	彼	し		を	明	、	た	い	こ
カ	ら	て		産	確	聖	彼	う	あ
ル	は	77		み	で	潔	の	位	る
ヴ	、	く		だ	あ	は	比	置	(6)
イ	こ	の		す	る	7	喩	づ	義
ン	こ	神		も	。	家	を	け	認
等	に	学		の	義	自	使	を	は
の	、	者		と	認	体	え	与	明
宗	ウ	の		し	は	し	は	え	ら
教	エ	見		て	聖	こ	、	ら	か
改	ス	解		語	潔	り	義	れ	に
革	レ	は		ら	の	、	認	て	聖
者	い	一		れ	条	両	は	い	化
の	の	致		る	件	者	7	る	の
と	神			の	と		ド	。	道

エスルにヒ、て義認ハ、神の恩恵の現実的
 出発ルヒ可ク、つたり、カノンにヨレバ、ウ
 々れエ「宗教の最終的目的ニハ、単正
 一は、救済過程における義認の位置を限定シ、
 と同義語ルニ、ア、タ。ニ、レニ対してウエスレ
 「包括的概念ニ、ニ、ア、リ、」最終的救済自体
 「キリスト者の生活のほとんごと全体を包含ス
 こう要約する。宗教改革者にと、て義認は、
 カノンは、兩者の義認に関する見解の相違を
 此と區別する特徴を見出だしてゐる。W・R

表現の、ある人間、の聖潔を可能にする前提的行動
 としてあること、⁽⁸⁾ される
 であること、イエスとして、
 起点として、完全な聖化の、あるキリスト者
 の完全な (Christian Perfections) 終着点
 とするプロセスとして描かれる。もちろん彼
 は、聖化が完全なまでに到りついた後にも継続す
 ると述べる。絶え間ない進歩を許さず、
 かつ完全な段階にも存在しない⁽⁹⁾
 毛髪から汗に至るまで完全な聖化の達成と、
 段階

は、彼が最も強調したものであり、また此岸
 における「完全」の到達という主張こそ、彼
 の神学の特徴といえる。ウエスレイは、「キ
 リスト者の完全」について次のような自負を
 開陳している。

「この教理は、メソヂイストと呼ばれる人
 々に神が付与された偉大な宝である。主にこの
 教理を宣教するため、神は我々を呼び出さ
 されたように思えました。」
 L (10)

さて、ウエスレイの言う「キリスト者の完

あ	背	1	う	た	め	味	と	全
る	負	は	の	け	に	さ	り	く
。	わ	罪	完	れ	は	れ	わ	く
了	な	を	全	ば	、	て	け	は
た	け	二	な	ら	彼	い	て	如
ム	れ	つ	解	ら	の	た	完	何
の	ば	に	放	な	罪	の	全	な
墮	ら	大	ぶ	い	に	だ	く	る
罪	う	別	あ	。	関	ら	と	も
に	な	し	る	。	す	う	い	の
よ	い	て	か	。	る	か	う	こ
。	根	考	う	完	二	。	言	あ
て	本	え	ぶ	全	重	ニ	葉	。
て	的	て	あ	く	の	れ	に	た
て	な	い	る	は	定	エ	よ	か
て	限	た	。	何	義	理	。	た
て	界	と	。	よ	に	解	て	。
て	状	い	。	リ	言	す	何	。
て	況	え	。	も	及	る	か	。
て	に	る	。	罪	し	た	意	。
て	に	る	。	か				

啓示書とめらるる神
 者に現実の自発的律法の違反に於ける
 的罪に於ける前
 さらば外的罪に於ける
 と相對的に區別する罪を指摘する。これ
 可能の二ある。しかしウエスレは、これ
 もたらす律法からの離反を回避するに
 二は生きたられたい。(11) 人間は原罪を必然的に
 過ちを犯す。これは
 障害物となり、これ故に人間は呼吸し

の律法に意圖的に反する行為を行つたこと
 がある⁽¹²⁾。これに對して後者は「傲慢、我意
 の世への愛」といふたある種の精神的態度
 や状態を指していふ⁽¹³⁾。
 これらの罪と最初に指摘した罪との區別の
 当否は、ここには問題とし難い。また、ウエ
 スレ自身も、罪の分類を主題とする論考を
 残してゐるわけでは無い。しかし、彼の「完
 全」に關する立論は、明らかに罪の「完
 全」の區別を前提にして成り立、てゐる。彼が

けを指す⁽¹⁴⁾罪をあらわすかじめ後者に限定した上
 か主張するに完全なる後者の罪から解放だ
 全論とは明らかに異なっている。ウエスレ
 ぞれは、既に述べたマツワイルドの完
 間は全く自由になることか否か手はいの
 かうみつくく「無知」に過失「欠点」か
 の内容から排除されていゝ。人間の有限性
 るわけにはない。それはいじめから完全
 合、前者の罪から完全なる解放を主張して
 此岸で人間が完全に到達できるという場

かり、正しく「内的」な罪から毛解放される。者としてある「完全」な者は、「外的」な罪ならば、さえない段階に達する。成長したキリストなられたものではない。新生の体験を受けた者である。しかし、この「外的」な罪から毛解放されることとは、この「完全」な者としての「完全」な者である。この「完全」な者としての「完全」な者である。この「完全」な者としての「完全」な者である。

従つて彼はキリスト者の「完全」を積極的に
こう述べる。

「あらゆる罪から、あらゆる不義から清め
られ……現に罪を犯さず、悪しき思いと悪し

き気質から解放され、いるという意味で完全

「力」である。(17)

「ウエスレ」はこの「完全」を愛によるもの

と考へ、それを次のように定式化する。

「問、キリスト者の完全とは何か。」

「答、心をつくし、精神をつくし、霊をつく

し、力をつくし、神を愛することである。これは悪しき性質、愛に反するものは一切魂のうちに残存しないこと、あらゆる思想、言葉、行動が純粹な愛によつて支配されることであらう。(18)

愛によつて思想と言葉と行動が支配される。時、内的、外的罪は人間の内部に入りこみ、余地を失い、人間は罪から完全に解放される。このあるに従つて、ウエスレーにとつて、キリスト者の完全とは、愛による内的、外的罪

の「排除」が産みだす心と生活における聖潔
 の達成であり、⁽¹⁹⁾人間の心は「神の全体像に更
 新」されることなのである。⁽²⁰⁾
 「完全」へと向かうこの聖化のプロセスに
 として最も注目する必要があると思われ、も
 のほ、この過程自体が神の恵みとよみに対す
 る人間の応答に支えられていくという点と
 ある。うすなわち、新生を体験して聖化の道
 へと連れられてこられた人間は、
 へとつながり、自動的に完全なる聖化へと到るこ

び	信	「	ウ	聖	し	は	呼	の	と
・	者	荒	エ	化	て	人	び	脱	バ
平	が	野	ス	の	し	間	か	落	ビ
安	こ	の	レ	道	ま	か	け	の	キ
が	の	状	ハ	は	う	ら	に	可	る
順	状	態	ハ	確	。	遠	応	能	わ
次	態	に	ハ	保	神	ゴ	答	性	け
に	に	迷	ハ	サ	と	カ	す	を	ビ
喪	い	ハ	ハ	レ	の	リ	る	モ	ハ
失	ニ	エ	ハ	ル	絶	ハ	コ	ッ	ナ
し	ニ	ニ	ハ	ハ	之	ハ	ト	テ	ク
・	む	ハ	ハ	ハ	ゴ	患	エ	イ	。
つ	時	ハ	ハ	ハ	る	み	止	ル	。
い	、	ハ	ハ	ハ	応	自	め	。	。
に	信	ハ	ハ	ハ	答	体	る	モ	。
罪	仰	ハ	ハ	ハ	の	か	可	シ	。
エ	、	ハ	ハ	ハ	中	ら	ら	彼	。
支	愛	ハ	ハ	ハ	に	ば	、	バ	。
配	、	ハ	ハ	ハ	ニ	、	神	の	。
す	喜	ハ	ハ	ハ	と	神	の	。	。

に	に	に	る	か	め	ウ	何	応	る
依	に	に	と	っ	し	エ	で	し	か
然	必	十	し	た	と	ス	る	て	も
と	要	五	た	。	。	し	も	聖	決
し	な	一	か	彼	あ	い	の	化	う
て	も)	ら	は	ら	に	ふ	の	。
残	の	に	も	、	ゆ	と	あ	過	と
、	と	、	、	信	る	、	、	程	す
て	す	間	二	仰	良	て	た	を	る
い	る	接	れ	を	き	そ	か	支	た
る	。	的	ら	唯	業	れ	か	え	ら
罪	前	。	を	一	の	は	を	る	ば
。	者	。	、	の	実	、	問	人	。
に	は	。	条	救	践	、	う	間	聖
っ	。	。	件	済	。	、	必	の	靈
い	、	。	的	の	に	義	要	応	の
て	我	。	。	条	他	認	が	答	働
の	々	。	。	件	た	後	あ	と	き
、	の	に	。	ふ	ら	の	る	は	に
聖	中	聖	。	あ	た	悔	う	如	討

ウ	う	罪	お	あ	う	け	り	こ	霊
エ	の	の	い	が	し	け	な	れ	に
ス	こ	自	て	な	た	た	が	に	よ
レ	あ	覚	悔	い	自	き	う	よ	っ
い	る	か	改	の	己	罪	も	っ	て
に	。	、	め	血	認	人	、	て	作
と	従	罪	と	し	識	で	依	・	り
、	っ	の	信	を	か	あ	然	信	だ
て	て	の	仰	必	、	る	と	者	さ
、	、	解	と	要	彼	と	し	は	れ
悪	義	又	は	と	に	の	て	、	た
み	認	を	正	さ	絶	自	、	自	悔
の	後	約	確	せ	え	己	罪	分	悟
中	の	束	に	る	ず	認	に	か	し
に	悔	す	対	。	キ	識	責	神	を
我	改	る	応	と	リ	を	任	の	意
々	め	信	し	の	ス	も	の	子	味
か	ら	仰	て	意	ト	つ	あ	し	す
存	は	へ	い	味	の	。	る	こ	る
続	、	と	る	に	、	こ	助	あ	。
		向	。						

する ため に、 手 匠 恵 みに おい て 成 長、 する、 ため
 に、 最 大 限 に 必 要 ^{L(25)} なる も の と さ れ た の ぶ あり。
 後 者 の、 ところ あり ける 良 好 業 の 実 践 と 祈
 聖 餐 と い、 た、 恵 みの 手段 の 実 践 と 断 食、
 善 慈 の 行 為 ぶ あり ⁽²⁶⁾ 特 に、 恵 みの 手段 と 祈、
 先行 の、 義 認 の、 或、 い、 は 聖 化 の 恵 みの 神 が
 人々 に 伝 達 する 通 常 の 媒 介 ぶ あり ⁽²⁷⁾、 かつ、 エ ス
 レ、 1 に と、 て、 神 の 恵 みを 熱 望 する 人々 が 守
 べき、 神 が 定 め ら れ た 手段 と した れ た ⁽²⁸⁾
 もちろ ん、 聖 化 に と、 て 必 要 な 悔 改 ぬ と、 ぞ

の実である良き業の実践は、信仰に従属し、
 信仰を欠いたにこれらの応答は無益であること
 される。信ずるまでは聖化されず、これら
 の応答の多少にかかわらず、信ずるその瞬間
 に人間は聖化される。それが増進のため、
 正に信仰の継続と増進のため、間
 接的に意味をもつのである。(29) 々の意味にお
 いて、イエス様は人間の側の業の積み重ね
 による聖化の段階を登らせ、いつに完全し
 と到らせるとは考えられない。完全しはあ

シ了テイブに属していらるにトエ示していらる。(36)
 全レトキれに到るプロセスバサベテ神のイニ
 あるトシ、後者ト特に強調したニトハ、完
 好働キレ、正あるとトモに、瞬間的、好もの正モ
 セスエウエスレ、カ、魂における神の漸次的
 不カ指摘するヨウに、全手聖化へと到るプロ
 此レニウレるの正ある。C、W、ウイリ了ム
 と判断された時、瞬間的に人間はそこへと連
 り人間の倒の行為に属していい。神が必要
 くま、正モ神の「自由」する贈り物レ、正あり、何

質	の		た	た	悔	全	む	の	し
を	聖	さ	い	る	改	し	し	応	か
与	化	て	の	恵	め	を	ろ	答	し
え	の	、	こ	み	と	待	ウ	ハ	こ
た	重	以	あ	を	良	ち	エ	全	れ
と	視	上	る	瞬	き	望	ス	く	は
言	は	の	。	間	業	む	し	無	、
え	、	よ		ゴ	も	人	い	益	先
る	X	う		と	、	間	は	で	に
た	ソ	な		に	神	の	、	あ	述
ら	テ	内		待	の	側	神	る	べ
う	イ	容		ち	恵	の	の	こ	た
か	ズ	を		望	み	態	贈	と	よ
。	ム	も		む	を	度	り	を	う
々	に	フ		態	維	を	物	意	に
れ	如	ウ		度	持	重	こ	味	、
は	何	エ		に	し	視	あ	し	人
何	な	ス		他	、	す	る	た	間
よ	る	し		な	さ	る	、	い	の
り	特	い		ら	ら	。	完	。	側

可聖なる救済秩序の中では、
 味なもののぶもなくなると、
 味を持ち、そのため、
 の状態に或いは「外的罪」といって特定の意
 行為は、「完全」との関わりの中、「荒野
 けられる。信者の日常生活の様々な感情や
 る瞬間がそれへと到るプロセスとして位置づ
 体的な実態をもつものとして描かれ、あ
 を意味した。救済が「完全」という極めて具
 もまず、信者にとりて新しい救済秩序の提示

約	活	受	新	者	新	て	×	ス	エ
束	の	容	生	は	し	き	リ	レ	占
し	再	は	ル	、	い	た	テ	ー	め
た	編	、	す	旧	意	既	イ	の	る
「	モ	彼	る	来	味	存	ス	キ	こ
完	た	ら	わ	の	秩	の	ト	リ	と
全	ら	に	け	意	序	の	に	ス	に
」	す	新	で	味	の	意	可	ト	な
の	。	た	あ	秩	受	味	る	教	る
恵	よ	な	る	序	容	秩	こ	エ	の
み	り	宗	。	か	に	序	と	受	ぶ
を	具	教	こ	ら	他	の	は	容	あ
獲	体	的	う	新	な	放	従	可	る
得	的	理	し	し	ら	棄	来	る	。
す	に	念	た	い	可	と	の	こ	と
る	は	に	意	よ	か	と	社	と	、
と	、	基	味	れ	っ	れ	会	、	故
い	神	づ	秩	へ	た	に	が	つ	、
う	の	く	序	と	。	代	与	手	ウ
目		生	の	「	信	わ	え	リ	エ

定の性格を与えた。信者に對する嚴格な道
 の意識を媒介として、ソレデイスムの組織に特
 づいて、彼の思想のニの特質は、キリスト
 教の生活態度の内に存在する。
 重視がもたらした最も直接的な帰結は、キリ
 序づけられた。従って、ウエスレリの聖化の
 の「道德的完全性」に向けて生活と行為が鉄
 道徳的律法への遵守が義務づけられ、ある種
 彼らの生活と行為のすみずみにわたって、
 標に向かつての一切の生活の組織化である。

お	心	よ	イ	従	メ	聖	と	え	徳
の	と	っ	ズ	っ	ン	潔	い	ら	的
す	生	て	ム	て	バ	エ	う	れ	完
か	活	の	に	、	ー	保	帰	る	全
ら	に	み	、	ウ	エ	持	結	も	性
メ	お	構	ウ	エ	他	す	エ	の	レ
リ	い	成	エ	ス	の	る	生	だ	の
テ	て	さ	ー	レ	人	者	む	け	要
ク	聖	れ	バ	ー	々	必	ニ	エ	求
ズ	潔	る	ー	の	か	あ	と	メ	け
ム	エ	セ	の	聖	ら	る	に	メ	、
か	た	ク	言	化	区	ハ	可	ニ	必
ら	モ	テ	う	の	別	否	る	バ	然
排	ろ	的	テ	重	す	か	。内	ー	的
除	え	特	有	視	る	と	的	と	に
さ	な	質	資	は	基	い	、	て	、
れ	い	エ	格	、	準	う	外	認	そ
或	者	与	者	メ	と	ニ	的	定	れ
い	は	え	レ	リ	可	と	可	す	に
	、	る	に	テ	る	バ		る	答

結 生 命 だ し た 。 け れ ば 、 国 教 会 の 聖 職 秩 序
 対 す る ヌ ソ ン ン バ ー に 留 ま る こ と が 不
 し かし 同 時 に 、 こ う し た 特 質 は 、 国 教 会 に
 正 々 有 る 。
 を 、 彼 の 聖 化 の 重 視 は も た ら し た と い え る の
 生 活 態 度 を 保 持 す る 人 々 の 共 同 体 と い う 特 質
 に よ る 交 わ り 、 互 い し け れ を 待 ち 望 む た め の
 た 。 外 的 的 内 的 的 汚 れ か ら 潔 め ら れ た 者 だ け
 有 資 格 者 だ け が ヌ ン バ ー に 留 ま る こ と が 不
 は 脱 落 し 、 け れ ば 保 持 し づ け る 者 、 す べ だ け

の自明性の相対化にある。救済を媒介する聖職者の存在は、救済プロセスの日常生活内への物行に及ぼした積極的な意味をもたなくならず、たかろびある。本来、客観主義的立場からする聖職は、エラールヒの絶対性は、教会が神の権威と救済を制度的に独占するといふ觀念の上になり立つ。この世において教会だけが神の権威の唯一の客観的体现者であるが故に、人口は、教会に及ぼして神の権威を制度的に与えられた聖職者を介して、救済に与ることか

して絶対的なるものではない。問題は、神に對する心的態度と生活とある。聖職者であるか否かではない。兩者の區別は、個々人の心的態度の内へと解消されるのである。聖職者の權威の相對化は、必然的にその宗教的特權の否定をもちたう可ととも、彼ら自身の心的態度に基づく宗教的權威の行使へと結びつく。聖職の權威は客觀的な制度から個々人の主觀的なる心情つまり内的召命の意識へと基礎づけられるからである。これに筆者の言う説

1 の再三にわたる禁止命令にモカカわらぬ
 表現に他ならぬ。その意味から、ウエスレ
 ラメント執行は、まさににかかると立場の具体的
 心とする国教会からの分離要求と彼らの廿七
 権威を行なう権利を持つていふ。説教者も中
 持する者は、制度的資格と関わりなく宗教的
 行便することのふする根拠とあり、それを保
 心と生活における正しきことか、神の権威を
 宗教的権威の主観主義的読み変えといえる。
 教者の主観主義的立場の内実とある。それ

の 予 定 説 と 棄 却 の 教 義 を 批 判 し 、 す べ て の 人	稱 を あ る 。彼 の 主 張 は 、 カ ル ヴ イ ニ ズ ム	了 ル ミ ニ ウ ス の 諸 教 義 に 対 し て 与 え ら れ た 名	一 六 一 九 年 の ド ル ト の 教 会 会 議 で 批 難 さ れ た	了 ル ミ ニ ズ ム （ D o m i n i c a n i s m ） と は	（ 2 ） 了 ル ミ ニ ズ ム （ D o m i n i c a n i s m ） と は	み た し う る の を あ る 。	思 想 的 特 質 か ら 導 か れ る 一 つ の 論 理 的 帰 結 と	層 の 制 度 的 自 立 を 背 景 に し た か ら 、 彼 自 身 の	絶 え ず 繰 り 返 え さ れ る か か る 行 為 は 、 説 教 者
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--

られた嫌疑のうち、原罪と信仰による義認の
 う小著の中で、こう書く。アルミニウムにかけ
 ニアソトは何かと、いう問題に答えるには、
 ニアジビあると、公言する。彼は、
 ルヴァイニストとしての論争の中で、自らをアルミ
 フグ。そして、一七六〇年代から教化するカ
 両親とオックスワースフォードでの生活の中で受け
 ウエスレィは、このルミニウムを彼の
 ると、いうものではない。⁽²²⁾

人間の救済と人間の自由意志を肯定的に評価す

リ	い	と	対	い	は	る	の	に	教
ス	、	信	的	て	完	功	魂	「	理
ト	残	ず	予	決	全	積	の	毛	に
の	り	る	定	定	に	に	完	可	つ
死	の	。	と	的	一	も	全	じ	い
モ	者	前	信	に	致	よ	な	ほ	て
叔	も	者	じ	対	し	う	腐	ど	、
い	永	は	、	立	て	可	敗	の	カ
に	遠	、	了	可	い	ハ	と	相	ル
定	の	神	ル	る	る	と	神	違	グ
め	罪	が	ミ	。	し	ハ	の	も	イ
ら	に	特	ニ	カ	か	う	恵	存	ニ
れ	定	定	了	ル	し	点	み	在	ス
た	め	の	ニ	ヴ	ハ	で	バ	し	ト
者	、	人	は	イ	、	、	人	可	と
の	そ	間	条	ニ	予	双	間	ハ	自
た	れ	だ	件	ス	定	方	の	い	分
め	叔	け	的	ト	説	の	如	レ	と
に	、	エ	予	は	に	主	何	。	の
だ	キ	叔	定	絶	お	張	な	人	間
								間	

彼は「その思想、言葉、或いは行為に何ら責
 し、人間が自由意志と全く持たないとは、
 う、⁽³⁵⁾と書き、人間は自由意志を擁護する。も
 に、いかなる人間もへそれによって抵抗しう
 可抗に働く瞬間も存在しうが、しかしか一般
 恵みの不可抗性に反対して、「神の恵みは不
 公ある。また、絶対的予定説の主張する神の
 し、キリストは万人のため死んだ」とするの
 けあると信ずる。後者は「信ずる者は救わ
 れ、信じない者は罪に定められ⁽³⁴⁾」とエ
 ンジェルに「信ずる者は救われ、信じない者は
 罰せられる」とある。

い	る	前	正	由	の	司	信	、	任
と	神	者	さ	に	性	神	可	て	と
之	と	と	に	行	格	の	る	、	も
う	、	と	基	為	と	主	と	こ	つ
る	、	も	づ	す	己	権	さ	れ	こ
か	厳	に	く	る	此	に	れ	は	と
、	格	後	統	創	の	関	る	、	か
決	な	者	治	造	意	可	。	、	か
し	公	と	者	者	志	る		、	て
て	正	強	（	（	と	考		統	手
そ	さ	調	GOVERNOR	）	欲	察		治	な
れ	か	可	）	）	求	の		者	い
以上	要	る	）	）	に	中		た	い
に	求	。	）	）	の	に		る	い
罰	す	彼	）	）	み	み		神	い
と	る	は	）	）	従	、		の	ス
与	以	統	）	）	、	彼		性	レ
之	上	治	）	）	て	は		格	い
	に	者	）	）	自	神		と	に
	報	た	）	）				予	と

(36)

もろろん こうした た人間 の自由意志 の擁護	の統治者 たる神の 性格と一致 しなない ことある	罰する こととは 明らかにか 不正あり 、かつ我々	ことと想定 してゐる。 やうなわけ は、彼を	違反者が 罰せられる に価する 罪を回避 しえた	とをもし この場合 も違ふあ る。あら ゆる仲る 罰は、	い。また 人間が全 くするこ とのない べきであ らう。た さいれな こと	ん。行為 に對して も罰を 与えよ うとな らう。	。彼は、 人間が 回避さ る可能性 のた いど	。たい しとし 、それ に 続 け て 次 の よ う に 書 く。
-------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---	--	--	--	---

は、ウエズレにあり、ては、原罪と信仰によ
 る義認と、いう教理を何ら否定するこ
 とを意味し、
 したがって、これらの教理に關しては、
 カルヴィニズムと、
 ズムと、
 毛すじほど、
 の相違も存在し、
 ない
 ぶ、ある。この問題に關して、彼の
 了るに、
 ズムを最も典型的に示すものば、
 先行する
 恩恵 (Prevenient Grace) と、
 いう教理を、
 する。彼は、この教理を原罪の教理と
 結合させ
 ることによつて、ペテリギウス主義に
 陥らずに
 人間の全面的墮落と神に応答する人
 間の自由

す	た	て		論	あ	行	か	は	を
べ	ど	い	う	理	ら	す	え	神	調
て	あ	る	エ	と	か	る	も	に	和
の	り	一	ス	展	っ	思	ち	対	さ
人	え	単	レ	開	た	恵	あ	し	せ
間	た	なる	し	す	り	と	わ	て	る
に	い	る	に	る	す	を	せ	死	。(28)
あ	。	自	よ	。	る	通	て	ん	す
ら	神	然	れ		か	じ	い	ぶ	た
か	は	の	ぼ		を	て	た	お	わ
じ	先	扶	、		与	、	い	り	ち
め	行	態	神		之	彼	。	、	、
一	す	で	の		ら	は	し	何	原
何	る	存	恵		れ	神	か	ら	罪
が	恩	在	み		て	に	し	神	に
善	恵	す	が		い	応	、	に	よ
ぶ	に	る	全		る	答	神	む	っ
あ	よ	レ	く		と	し	の	か	て
る	っ	(37)	欠		い	た	一	う	人
か	て	人	け		う	り	先	能	間

意	な		あ	る	可	た	れ	拒	を
志	な	神	る	程	べ	場	ば	否	識
を	被	は	。(4)	度	て	合	、	し	別
を	造	、		に	の	に	人	た	す
た	物	良		義	人	不	間	り	る
な	と	心		認	間	快	は	可	理
い	し	と		に	に	を	、	る	解
無	て	自		先	回	感	、	自	力
機	人	由		立	復	ず	、	由	に
物	間	意		、	さ	る	、	し	と
を	を	志		て	れ	良	に	を	、
強	叔	と		与	た	心	反	与	、
制	済	を		之	自	し	す	之	れ
的	す	滿		う	由	と	る	て	を
に	る	え		れ	意	、	行	い	受
叔	の	た		て	志	超	為	る	け
済	ぶ	、		い	し	自	を	。(4)	入
し	あ	理		る	を	然	行	換	れ
よ	り	性		の	、	的	な	言	た
う		的		ぶ	あ	に	、	す	り

ぶ	断	た	思	ゆ	し	と	の	、	と
あ	ぶ	け	思	う	か	い	意	て	す
る	き	れ	に	れ	し	う	志	、	る
°(44)	る	ほ	あ	る	、	最	に	、	の
つ	か	た	う	。	信	初	関	神	ぶ
ま	故	う	か	仮	仰	の	す	を	は
り	に	た	う	に	を	ゆ	る	喜	た
。	、	い	こ	拒	持	ず	曙	ば	い
ウ	神	の	と	否	つ	か	光	と	°(42)
エ	の	ぶ	に	可	か	た	と	う	神
ス	正	あ	よ	る	否	確	彼	と	は
レ	義	る	、	た	か	信	に	の	。
1	の	。	て	う	は	レ(43)	対	最	先
の	対	人	彼	ば	人	と	し	初	行
神	象	間	は	、	間	人	て	の	す
学	に	が	責	神	の	間	罪	欲	る
的	り	善	任	の	か	に	を	求	恩
思	え	悪	と	か	か	授	犯	と	恵
惟	る	を	と	か	に	け	し	、	に
に	の	判	う	る	委	る。	た	彼	よ

と	に	か	と	は	と	つ	に	か	と
、	お	う	、	、	と	、	お	う	、
す	い	恵	て	、	さ	、	い	恵	て
べ	て	み	、	、	れ	す	て	み	、
す	自由	を	す	恵	る	べ	自由	を	す
べ	と	与	べ	み	。(vs)	て	と	与	べ
て	し	え	て	を	と	に	し	え	て
の	て	ら	の	も	、	対	て	ら	の
人	自由	れ	人	、	、	し	自由	れ	人
間	と	て	間	、	、	て	と	て	間
は	、	おり	は	、	、	、	、	おり	は
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
神	、	恵	神	、	、	、	、	恵	神
か	、	み	か	、	、	、	、	み	か
う	、	は	う	、	、	、	、	は	う
、	、	、	、	、	、	、	、	、	、
信	、	、	信	、	、	、	、	、	信
仰	、	す	仰	、	、	、	、	す	仰
へ	、	べ	へ	、	、	、	、	べ	へ
何	、	て	何	、	、	、	、	て	何

エ
ス
レ
ー
は
可
恵
み
の
半
段
区
と
題
さ
れ
た
説
教
の

要
な
意
義
を
有
す
る
こ
と
に
な
る
か
ら
こ
ろ
あ
る
こ
ろ

之
の
信
仰
の
決
断
を
促
す
可
伝
道
活
動
は
極
め
て
重

と
方
向
づ
け
て
い
る
以
上
、
こ
の
恵
み
の
存
在
を
伝

す
る
恩
恵
し
て
い
う
か
ら
こ
ろ
こ
の
人
間
を
救
済
の
道
へ

神
の
恵
み
を
平
等
に
分
か
ら
せ
る
こ
ろ
こ
の
先
行

役
割
を
与
え
た
と
考
え
ら
れ
る
こ
ろ
可
べ
た
の
人
々
が

す
第
一
に
、
そ
れ
は
福
音
の
伝
道
に
最
も
中
心
的
な

た
ら
う
か
ら
筆
者
は
次
の
二
点
を
指
摘
し
た
こ
ろ
ま

リ
テ
イ
ズ
ム
に
如
何
な
る
特
質
を
与
え
た
こ
ろ

中、人間に救済への道へと連れてこられる
一般的の順序をこゝ述べている。
「神御自身が罪人を救済へと連れてこられ
る時、――一種の順序がある。――愚鈍で、常
識の無い卑劣漢に神は充分覚醒的な説教、会
話、或いは恐るべき摺理――に、よってやっ
来る。今や来るべき怒りから逃れようとい
欲求をもつて、いるので、彼は意識的にそれ
ど、ようになされるかを聞きに行く。もし心
に訴ふる説教者を見出すならば、驚き、――

聖書を調べ始める。

シ (47)

しかも、ウエスレリの思想における人間の

能動性の重視は、人々をこの伝道活動の主体

的担い手とした。つまり、宗教的営為における

人間の役割の積極的客認は、それを受容し

た人々から宗教的自覚性を引出した、その自

覚性に基づく伝道の積極的展開を可能とした

のである。メンバリの意志と活動は、神の恵

みに対する応答と、いう觀念によつて肯定され

従来救済されるべき受動的な対象にすべからず、か

った人々を、伝道を中心とする宗教的活動の積極的主体へと変化させた。これは、組織の維持と拡大に不可欠な新たな活動主体を、絶えず再生産する思想的基盤となつたといえるのである。しかし第二に、ウエスレリの「アレン」は、不ムは、救済の人間主義化に「つて人間に「する神の意志の恣意的判断を招く危険性を用意した。もう一度、彼の「アレン」は「アレン」に「不ム」を「つてみよう。ウエスレリにおいては、救済を「与

之る神の意志は、
 統治者たる神の
 理解に端的に示さ
 れるよう人間
 の理性の想定す
 る公正さの範囲
 内で働く。人間
 にと、不条理と映
 する神の絶対的
 な意志の行使は、
 統治者たる神の
 性格に反するも
 のとされ、しかも
 神の意志は、
 救済に用いさる
 べく、救済の方向
 だけに一義的に
 捉えらる。つ
 まり、救済の可能
 性は、
 先行する恩恵に
 よって初めて初
 めから人間
 の側に担保されて
 いるわけである
 。かかる立場に

立つ、救済に關する神の意志は消極的
 に、
 倒ではなく、この神の恵みに応答する人間の
 意志の側に存在する。罪は「我々
 が神を捨て、
 問題はその側から人間の側に移行する（救済
 の人間主義化）。神の意志のかかる樂觀的信
 頼と人間の自由意志の積極的肯定は、一方は
 人間に主体性と自覚性を与えるが、他方、
 神と人間の緊張關係の弛緩と神の意志の

人間への従属を招く危険性を準備する。つまり

リ、人間の主観による神の意志の同定であり

自己の主観性の絶対視である。ゆえに故にエス

レ、の了ルニ了ニズムは、一面において、

次に述べる救済を人間の体験の内に捉えよう

とする彼の神学的特質と結びつくことによつ

て、情緒的で過激な主観主義の出現の思想的

背景を用意するものともいえるのである。

(3) 聖霊の働き重視

ウエスレリの聖化の強調と了ルニ了ニズ

ムは、救済過程と宗教的常為において人間の
側の応答と能動性を積極的に評価するとい
特質をもつた。人間の行為が救済を得る
ための「功德」を産み出すという立場を否定
しつづけて、ウエスレリは、明らかに、神の恵み
を受け入れ、それを継続するために、人間の
側での積極的応答が必要であることとを主張し
た。しかし人間が救済への道を歩むことが
できるのは、あくまでも神のイニシアチブに
依存している。人間の側の役割は、神のイニ

と示して、いるものか、聖霊の働きに對する重
 ニうしたウエスレリの立場を最も好んで
 認見するのてある。
 自己の体験を介して人間は神の救済の意志を
 内なる体験において確認されるからである。
 皆しなない。なぜなら、神のそれは人間の側の
 人間の側のイニシテ了テイブの重視と決して矛
 神のイニシテ了テイブは、先に筆者の指摘した
 かけに對する応答の範囲を出ない。しかし、
 シテイブの下における、神の側からの働き

視ぶ。ある。彼は、自らの回心やクリティシスト
 たちの宗教体験の中から、聖霊の働きを重視す
 るように、なり、これによつて、彼の宗教を生
 き生きとした体験の中、こゝに、かまえるようにな
 るのぶある。(48)

まず、先に述べた救済の道筋を、それを見え
 える。聖霊の働きから、簡単に記述して、みよう。
 ます、聖霊の働きを、通じて、クリリストが、救
 い主とあると、啓示される瞬間に、先立ち、す
 べての人間に、キリストは働いて、いる。先行の

恩恵し。聖靈のこの予備的働きに
 応答して、人間は自己が罪人
 であることを存在状況を経て
 罪人とする（悔改めし）。
 そして聖靈によつて、私
 のために御自身を与えられた
 ことと確信する。人間は義とし
 救済信仰を得るの道あり（義認）
 （50）今や人間は霊的に
 覚醒し、聖靈の働きによつて、
 魂の中に、⁽⁵¹⁾魂の
 中に、⁽⁵¹⁾聖化の
 過程が始まる。神の霊が新
 しく生まれ、魂の
 中に吹き込まれ、⁽⁵¹⁾霊的
 生命が呼吸を始め

に	と	お	そ	、	続	と	加	向	る
、	人	る	れ	、	け	を	す	、	。
二	間	行	故	、	る	や	る	、	魂
度	の	使	、	人	二	め	。(52)	反	の
目	靈	。	恵	間	と	て	し	応	上
に	の	実	み	の	が	し	か	可	に
可	相	践	の	心	ふ	手	し	る	絶
清	互	は	年	に	き	之	、	。	え
く	作	不	段	暗	た	ば	人	靈	ず
な	用	可	や	黒	い	、	間	的	神
れ	の	欠	あ	を	、	神	の	生	が
は	中	た	ら	置	、	ほ	魂	命	働
と	に	の	ゆ	く	聖	そ	が	は	き
証	、	こ	る	(靈	の	神	維	か
し	神	あ	良	荒	は	魂	に	持	け
可	の	る	き	野	次	の	反	た	、
る	靈	。	業	の	第	上	応	れ	魂
の	は	神	の	状	に	に	可	日	が
こ	人	の	絶	態	遠	働	る	々	神
	間	靈	え)	さ	手	二	増	に

と	れ	に	彼	と	行	之	か	あ
受	政	、	は	も	為	ら	る	る
け	、	、	、	つ	も	れ	救	へ
な	す	す	す	も	、	て	済	完
け	べ	べ	べ	の	聖	お	過	全
れ	て	て	て	と	霊	り	程	し
ば	の	の	の	理	の	、	は	。
な	人	カ	功	解	働	そ	す	(53)
ら	間	は	績	さ	き	の	べ	
な	は	神	バ	れ	に	過	て	ウ
い	救	の	神	た	媒	程	聖	エ
し	済	靈	の	の	介	に	靈	ス
と	の	の	子	こ	さ	お	の	し
主	た	中	の	あ	れ	け	内	に
張	め	に	中	る	て	る	住	お
し	に	あ	に	。	初	人	と	い
た	、	り	あ	従	め	間	働	て
(54)	、	し	る	、	て	の	き	は
逆	、	、	よ	て	意	側	に	、
に	聖	、	う	、	味	の	支	か
	霊	と						

く	ま		に	あ	物	の	る	い	言
も	は	こ	他	る	、	共	も	ル	え
の	人	の	な	こ	普	通	の	ズ	ば
で	間	よ	ら	と	遍	の	、	か	、
あ	の	う	な	を	的	特	或	か	か
る	救	に	か	否	な	権	い	る	る
と	済	、	っ	定	約	、	ほ	彼	の
と	過	ウ	た	す	束	福	神	の	思
も	程	エ	の	る	、	音	の	に	惟
に	を	ス	こ	こ	真	の	靈	、	に
、	内	レ	あ	と	の	祝	の	「	と
聖	的	い	る	ほ	キ	福	内	聖	っ
靈	に	に	。 (x)	、	リ	、	住	靈	て
は	支	お		反	ス	言	か	の	、
、	え	い		キ	ト	語	信	靈	弟
我	、	て		リ	者	に	仰	感	の
々	、	聖		ス	の	絶	者	を	チ
の	、	靈		ト	標	す	す	否	ヤ
靈	と	の		者	識	る	定	定	
と	導	働		者	で	賜	す	す	

彼に比べて、その教理を明白に理解し、説
 と、ウエスレリは最大の努力を傾注した。
 理と同様に、その教理の重要性を弁証するこ
 っ、そのある。そして、手付「完全」の教
 「完全」の教理と並んで、最も論争の的とな
 教理は、彼の聖霊理解を端的に示すとともに、
 し、*The Witness of the Spirit* とい
 れを確証する。ウエスレリの「聖霊」の証
 義認や完全の獲得も、多くの場合、聖霊がそ
 とともに、人間にその業の内的な確証を与える。

し	し	下	と		ぞ	り	る	差	明
し	し	さ	共	う	あ	り	に	し	し
を	の	る	に	エ	る	い	と	追	、
、	教	し	、	ス	。(50)	ス	が	、	弁
、	理	と	私	レ		ト	彼	に	護
聖	を	い	達	、		へ	ら	関	可
霊	語	う	が	は		の	の	心	る
の	る	聖	神	、		神	使	し	し
証	。	句	の	、		の	命	こ	こ
し	そ	に	子	御		特	こ	あ	と
し	の	依	こ	霊		別	あ	り	は
と	可	拠	あ	み		の	り	、	、
、	か	し	る	す		恵	、	こ	メ
我	こ	て	こ	か		み	そ	の	リ
々	彼	、	と	ら		し	の	教	り
の	は	、	を	、		と	回	理	い
霊	、	聖	証	私		さ	復	を	ス
の	、	霊	し	達		れ	は	立	ト
証	の	の	し	の		た	、	証	の
し	証	証	て	霊		の	、	可	、

の	魂		了	接	性	了	神	間	
子	に	こ	解	的	や	こ	の	か	こ
ぶ	何	れ	と	に	理	と	子	意	の
あ	の	に	言	レ	解	と	に	識	よ
る	媒	対	え	も	カ	言	ふ	の	う
と	介	し	る	た	を	え	さ	次	に
の	も	て	の	ら	媒	る	わ	元	、
証	経	、	ぶ	さ	介	。要	し	ぶ	「
し	ず	「	あ	れ	に	す	い	、	我
ぶ	に	聖	る	た	し	る	存	自	々
あ	直	靈	。	神	て	に	在	己	の
る	接	の		の	、	よ	ぶ	か	靈
。	的	証		子	人	れ	あ	聖	の
ウ	に	し		ぶ	間	は	る	書	証
エ	与	レ		あ	の	、	こ	に	し
ス	之	は		る	意	人	と	規	レ
レ	ら	、		と	識	間	と	定	と
い	れ	人		の	に	の	と	さ	は
は	る	間		自	「	理	自	れ	、
次	神	の		己	間	理	覚	た	人

う 決定的に區別する。それには、
 の 結果は、⁽⁹⁾ 即座の、直接、
 人間 の 魂 に 我々が 神 の 子 であるに
 する。従って、⁽⁹⁾ 聖靈の証しは 人間 の 意識の
 次元に 属さず、⁽⁹⁾ 端的に 人間 の 体験的次元に
 与えられる。自己が 神 の 子 であるとの自覚は、
 決して 理性的な 判断 ではなく、⁽⁹⁾ 靈的知覚の
 次元の 体験的認識 と 言える。より 正確に 言え
 ば、人間は 自己が 神 の 子 である と 理性的に 判
 断 する前に、⁽⁹⁾ 聖靈の証しに よって、⁽⁹⁾ 神 から 直

に、
 聖霊の働きを媒介とし、神との直接的な交流
 ら、可能だからある。ウエスレムに、
 為は神の先行する恩恵に、
 と考えてはいけません。人間に初めか
 こうした行為に頼り、自己を真のキリスト者
 ではないと十分な、
 規定にふさわしい外的行為を行なう、
 たら、いとされる。よれ故、聖書の

は	点	(2)	四	可	解	ウ	レ	た	果
重	こ	直	つ	る	は	エ	の	の	実
要	あ	接	の	。	本	ス	こ	こ	た
な	る	性	性	L	節	レ	あ	る	る
も	。		格	・	の	1	る	。	内
の	(b)	(3)	に	M	問	の	証	(60)	的
と	こ	瞬	整	・	題	聖	し		平
い	の	間	理	ス	意	靈	レ		安
え	う	性	し	タ	識	の	の		を
る	ち	と	て	1	に	働	教		得
。	と	漸	い	キ	と	き	理		る
ス	り	進	る	1	っ	の	に		こ
タ	わ	性	。	は	て	性	示		と
1	け		(1)	、	極	格	さ		が
キ	(1)	(4)	知	々	め	に	れ		こ
1	と	普	覚	れ	て	フ	る		き
に	(2)	遍	可	を	注	い	よ		る
従	の	性	能	以	目	て	う		と
、	性	の	性	下	に	の	に		さ
て	格	四	、	の	価	理	、		れ

音は意味のなかりの約束とてしまふのである。
 感ずることから、キリストの福
 人間が聖霊の業である神の愛や喜びを内的に
 最も力強い証拠としてある主張する。(63) もし
 乙最も確実なものとして、キリスト教の真理の
 内的な知覚の感情を、一切の証明の中
 としとする。(64) ウェスレーは、聖霊の業のこの
 可能性を、⁷聖霊の働きを内的に意識するこ
 まず彼は、⁷ウエスレーに於ける聖霊の知覚

援	リ	注	を	「	次	こ	レ	に	に
助	の	一	通	」	の	こ	の	つ	に
を	際	を	じ	確	よ	は	理	い	に
与	に	な	て	か	う	、	解	て	、
え	は	す	こ	に	な	ス	ぶ	は	聖
る	、	。	れ	、	言	タ	に	「	靈
。	聖	し	一	時	葉	一	既	聖	の
レ	靈	か	人	々	を	キ	に	靈	働
(64)	は	し	間	、	紹	一	知	の	き
	自	他	の	聖	介	の	る	証	の
	分	の	欠	靈	す	引	こ	し	直
	自	場	点	は	る	用	と	レ	接
	身	合	を	他	だ	す	か	に	性
	を	、	助	者	け	る	ぶ	つ	に
	直	特	け	の	に	ウ	き	い	あ
	接	に	る	媒	留	エ	る	て	る
	的	私	一	介	め	ス	の	の	か
	に	的	筆	や	る	レ	こ	ウ	、
	と	な	者	仲	。	一	、	エ	こ
	の	祈	者	介		の	こ	ス	れ

神の靈的な力は、既存の宗教的空間の限定か
 働きの平和や喜びといつたその果実を与える。
 所で祈るうとむ、聖靈は人間の心の中に直接
 こゝを指示している。たとえ人間が如何なる場
 神の力が直接的に、
 恵みの手段を媒介するしなにかからあつ、
 流で生きるということを意味する。これは、
 直接的であるとは、神と人間とが直接的に交
 後者の性格から考えらる。聖靈の働きが
 聖靈の働きのこの二つの性格のうち、まず

の	と	—	に	現	象	エ	聖	ら
霊	す	筆	記	実	的	ス	霊	解
か	が	者	す	レ	な	レ	の	除
ら	、	注	あ	な	な	い	カ	さ
、	多	し	。	の	思	に	が	れ
愛	く	を		ど	弁	と	働	る
、	の	見		あ	で	フ	く	。
喜	人	ら		る	は	く	場	如
び	々	れ		。	ば	く	所	何
、	が	る		彼	、	、	が	な
平	恐	だ		は	こ	う	聖	る
和	れ	け		コ	う	レ	な	場
の	、	見		日	た	た	る	所
靈	お	る		誌	聖	聖	空	ぞ
へ	の	さ		に	霊	の	間	あ
と	の	さ		次	の	働	と	る
、	き	、		の	発	き	な	う
ま	、	い		よ	す	は	る	と
た	絶	る		う	る	抽	。	も
今	望	の			、	ウ		
		業						

救済は人間の主観的体験と態度の内
 位置をう場と救済は切断される。それ
 に代わら、会によする神の力の独占
 は否定され、教会といいう聖なる宗
 教施設の意義を低下させる。教
 野外での神の力の顕現は、当然に
 も教会とる事実でありません。(65)
 きたことである。また殆んど毎日見
 聞れる。げくいるので、これらは私
 が自ら見聞れる。従おうとの純粋な
 要望へと、突然の変化を遂ま
 ず支配され、いた罪の欲望から、
 神の意に

しめる。少くとも、神の意志が制度的権威
と分離され、個人が体験を介して自らの主観
の内にとの意志を読みとることこそが是とされる
のである。しかも聖霊の自由な働きへの肯定は、
これを人々に独占的に媒介する聖職者の役割
を消極的なものとす。神↓教会↓聖職者↓
人々という縦に連なる神の恵みの伝達経路が
相対化され、神↓人々という経路の存在が
思想的に容認されるからである。それ故、聖
霊の直接的な働きという立場は、国教会の宗

のも、決して単なる比喩ではない。罪の自覚
 知覚とバラバラに靈的知覚の覚醒として描く
 ウエスレが信仰或いは救済過程、人間の
 いし体験の次元であることと意味している。
 神と人間の靈との交流の場が、人間の感情
 次元に、聖靈の働きが知覚可能であるとは、
 変える心的態度の形成に与ったといえるの
 宗教的権威を個人の主観的信仰の側へと
 教的権威の絶対性の基盤を掘り崩すと共に、

形式的履行だけでは救済の達成には不十分
 語られる時、制度的教会の用意する救済財の
 ありさうに、救済が主観的の体験の次元で
 人間の主観の側に救済が引きつけられるの
 意識の在り方との関わりを絶えず問題とされ
 主観的意識の重視に結びつく。救済が主観的
 直接的交流と、いう観念を媒介として、人間
 のこれによつて、救済の体験的確認は、神との
 端的に与えられる實在以外に何ものでもない
 も神との和解も、個的の實在の体験の次元に

生	か	と	に	ス	ト	エ	リ	と	と
に	ら	の	大	ト	者	ス	の	そ	よ
経	の	真	別	者	者	レ	キ	う	な
験	熱	正	す	者	者	い	リ	ぶ	る
し	望	な	る	者	者	ほ	ス	た	。
て	レ	意	。	者	者	キ	ト	い	キ
い	エ	向	。	者	者	リ	者	も	リ
な	も	、	。	者	者	ス	者	の	ス
け	、	神	。	者	者	ト	者	ト	ト
れ	て	の	。	者	者	者	者	と	者
ば	い	意	。	者	者	エ	題	に	は
前	て	志	。	者	者	、	さ	ニ	、
者	も	エ	。	者	者	九	れ	分	靈
に	、	な	。	者	者	分	た	さ	的
属	彼	。	。	者	者	通	説	れ	に
す	が	。	。	者	者	リ	教	る	覺
と	靈	。	。	者	者	の	の	。	醒
さ	的	。	。	者	者	中	中	、	し
れ	な	。	。	者	者	に	に	、	た
る	誕	。	。	者	者	ウ	通	、	も
									の

最
 高
 聖
 靈
 同
 在
 論
 (Altogether
 and
 Christians
)
 の
 二
 つ

最
 高
 聖
 靈
 同
 在
 論
 (Altogether
 and
 Christians
)
 の
 二
 つ

重		る	キ		た	人	神	た	ま
視	既	だ	ソ	さ	り	は	の	時	た
以	に	ら	デ	て	え	は	鼻	に	た
上	明	う	イ	、	な	靈	孔	は	恵
に	ら	か	ズ	ウ	い	的	に	、	み
、	か	。	ム	エ	の	に	と	ト	の
キ	の		に	ス	で	誕	、	お	手
リ	ま		如	レ	あ	生	て	し	段
デ	う		何	一	る	し	の	る	も
イ	に		な	の	。	な	悪	神	、
ズ	、		る	聖		け	臭	の	キ
ム	ま		特	靈		れ	し	前	水
に	ず		質	の		は	と	に	か
国	と		を	働		、	な	忌	目
教	れ		与	き		真	、	む	的
会	ほ		之	の		の	て	べ	か
の	、		た	重		キ	し	き	ら
制	聖		と	視		リ	ま	も	分
度	化		言	は		ス	う	の	離
的	の		え	、		ト	。	、	さ
						者	(67)		れ

権威と対置される主観主義的性格と与之た。
 既に繰り返し述べたように、客観主義的
 立場は、神の恩寵を制度的に独占し、この客
 観的「恩寵施設」が同意する洗礼、聖餐等
 の救済財を通じて人々には救済にあずかること
 ができるといふ理念型的特徴を有してゐる。
 人間を救済へと運ぶ聖霊の働きもこの制度
 を媒介としてだけ人間側の運ばれた。
 したがって、この誕生は、
 必ずしも客観主義的教会制度に与えられた
 救済財

救	限	こ	後	行	新	口	の	洗	の
済	ら	あ	者	為	生	新	靈	礼	授
財	す	る	は	こ	を	生	的	は	領
も	い	る	は	あ	け	こ	誕	、	に
決	と	る	こ	あ	り	と	生	ウ	よ
し	さ	る	の	て	き	と	と	エ	っ
て	れ	る	中	、	り	さ	常	ス	て
て	る	る	に	身	と	れ	に	レ	確
て	る	る	神	体	区	に	同	い	保
て	る	る	に	を	別	説	義	に	さ
て	る	る	よ	潔	す	教	と	と	れ
て	る	る	っ	め	る	の	ひ	っ	た
て	る	る	て	る	る	中	る	て	い
て	る	る	遂	る	る	こ	と	、	。
て	る	る	行	る	る	考	考	そ	国
て	る	る	さ	る	る	之	え	の	教
て	る	る	れ	る	る	は	う	ま	会
て	る	る	る	る	る	け	れ	ま	の
て	る	る	変	る	る	洗	た	人	幼
て	る	る	化	る	る	礼	い	間	見
て	る	る	化	る	る	と	い	間	見

が、その共同体に参加する決定的指標としての
 られる「純個人的なカリスマ的資格の有無」
 う性格をもち、ゴックンに、神から与え
 資格者だけに、構成される共同体とい
 述べたように、教会類型として、宗教的有
 観主義的「ゼック」テ型に重なる。それ
 は、この意味において、ウエスレリの立場は主
 たりうるのぶあ。持った時、全きキリスト者
 へ変化する体験を持つとき、全きキリスト者
 へだ人間は、聖霊の働きを行って、新しく生ま

視	も	基	た	的	か	教	靈	明	あ
と	国	づ	と	有	ら	会	的	ら	る
そ	教	く	見	資	分	の	誕	か	。
こ	会	靈	る	格	離	牧	生	に	ウ
か	の	的	こ	者	さ	師	と	、	エ
う	客	誕	と	に	せ	を	い	か	ス
の	観	生	か	に	。	含	う	か	レ
分	主	と	こ	す	。	む	メ	る	い
離	義	い	こ	共	。	。	シ	ぜ	の
意	的	う	き	同	。	九	ハ	ク	言
識	可	彼	る	体	。	分	一	テ	う
を	。	ら	。	と	。	通	の	的	靈
招	。	の	自	い	。	り	意	性	的
く	聖	意	ら	う	。	の	識	格	誕
こ	職	識	の	い	。	キ	が	と	生
と	秩	は	主	う	。	リ	、	一	の
に	序	、	観	性	。	ス	彼	致	重
可	の	こ	的	格	。	ト	ら	す	視
る	相	こ	体	を	。	者	を	る	は
の	対	こ	験	与	。	レ	国	。	。

ま	に	る		否	ス	か	は		こ
れ	よ	。	ト	定	レ	指	極	し	あ
る	、	、	バ	し	、	摘	め	か	る
の	て	、	フ	て	は	し	て	し	。
で	、	千	テ	い	通	て	複	、	
あ	我	段	イ	る	常	い	雑	教	
る	々	と	ス	わ	の	る	こ	会	
。	は	し	マ	け	幼	よ	あ	論	
、	再	て	に	こ	児	う	る	に	
、	生	の	よ	は	洗	に	。	関	
バ	す	水	、	た	礼	、	例	す	
フ	る	、	て	い	を	洗	え	る	
テ	。	バ	、	。	必	礼	ば	ウ	
イ	す	フ	、	(11)	す	に	、	エ	
ス	た	テ	神	は	し	関	ウ	ス	
マ	わ	イ	の	こ	も	し	イ	レ	
に	ろ	ス	子	う	全	て	リ	、	
よ	再	マ	と	述	面	、	了	の	
、	こ	の	さ	べ	的	ウ	ム	立	
て	生	水	れ	る	に	エ	ス	場	

て	つ	洗	た	と	教		い	を	い
人	つ	礼	う	に	会	明	受	与	い
間	も	が	と	よ	が	ら	け	之	い
を	、	新	考	、	与	か	た	る	い
救	神	生	え	て	之	に	け	。	い
済	は	の	う	、	る	こ	れ	い	い
へ	自	唯	水	神	洗	こ	ぼ	い	い
と	ら	一	て	は	礼	こ	た	う	う
導	か	の	い	人	と	ほ	ら	た	見
く	定	年	る	々	い	洗	た	た	ゆ
と	め	段	。	に	う	礼	い	ち	る
信	た	正	つ	再	救	が	。	ほ	祝
じ	通	あ	ま	生	済	新	心	心	福
て	常	る	り	と	財	生	(12)	フ	に
い	の	こ	ウ	い	に	と		テ	あ
た	年	と	エ	う	あ	同		イ	ず
の	段	を	ス	働	す	一		ス	か
正	を	拒	レ	き	か	視		マ	る
あ	通	否	い	を	る	さ		を	権
る	じ	し	は	行	こ	れ		い	利

い	エ	ラ	有	小	め	り	伝	重	
。	極	ラ	効	は	ら	、	達	視	彼
特	め	イ	て	、	小	神	す	に	の
に	て	了	あ	神	た	の	る	端	こ
ウ	消	派	る	か	手	恵	神	的	の
エ	極	と	こ	と	段	み	バ	に	立
ス	的	の	と	小	を	を	自	あ	場
レ	に	決	を	を	活	侍	ら	う	は
一	位	裂	約	命	用	う	定	わ	、
ハ	置	モ	束	令	し	望	め	れ	さ
、	づ	、	さ	し	打	む	た	る	う
聖	け	彼	れ	、	け	人	、	。	に
餐	た	ら	た	、	れ	々	通	と	、
を	か	か	か	恵	ば	ほ	常	れ	恵
重	ら	、	ら	み	な	、	の	ほ	み
視	に	、	で	の	ら	こ	媒	神	の
し	他	恵	あ	手	な	の	介	の	手
て	な	み	る	段	い	神	、	恵	段
い	ら	の	。	、	。	の	で	み	、
た	な	手	モ	ハ	と	定	あ	を	の
		段	モ	ハ					

し	あ	い	い	ふ	こ	の	は	に	こ
か	る	い	い	ふ	と	中	、	あ	と
も	。	せ	、	い	の	こ	彼	ず	に
、	レ (98)	ら	、	と	の	彼	の	か	注
彼		れ	の	の	主	は	カ	説	目
に		た	人	張	は	次	す	す	す
と		と	々	は	い	の	る	と	る
、		い	は	、	、	よ	と	に	必
て		う	聖	聖	聖	う	こ	、	要
こ		こ	餐	、	餐	に	ろ	て	か
れ		と	の	、	か	書	こ	信	あ
ら		を	時	た	回	く	こ	者	る
の		知	初	く	心	。	あ	に	。
儀		、	め	設	の		、	運	神
礼		て	て	ま	た		た	ば	の
の		い	神	り	め		。	れ	恵
有		る	に	こ	の		可	る	み
効		か	回	あ	儀		日	こ	か
性		う	心	る	式		誌	と	聖
		こ	い	。			心		餐

が恵み与えられたために定められた手段であり、これ
 らの手段にありずかることは通じて人間は救済
 を待た望むべきである。主張する。かかる彼
 の主張は、明らかに、先に指摘した主観主義
 的性格と対極に位置する。教会は、独占的であ
 りないにせよ、神の恵みを客観的に保持する
 制度と理解される。ここに、彼の立場は著し
 く客観主義的立場に接近する。従って、エス
 レイは、その思想内部に主観主義的立場と客
 観主義的立場の両類型を同居させていた。彼

教會との葛藤は、一面において、まさには彼の
 において明らかにしたように、ドイツと国
 々ドイツに鋭い緊張を胚胎させる。前章
 来原理的に対立する二つの類型は、必然的に
 居る表現に他ならないのである。しかし、本
 いう彼の主張は、この二つの立場の奇妙な同
 態度を貫く。"国教会内へのドイツと
 う国教会の宗教的権威を生誕尊重するとい
 う殺人者と激しく批判したつづき、(97) 後者の側か
 は、前者の立場に立ち、罪深い聖職者として

思 想 内 部 の 矛 盾 の 正 確 な 反 映 を 含 び 考 え
 る こ と が 必 ず 存 在 的 に 必 ず 存 在 的 である。
 さ て 、 ウ エ ス レ ー の 聖 霊 の 働 き の 重 視 は 、
 メ リ テ ン ズ に も う 一 つ の 特 質 を 与 える 。 と
 小 井 既 に 述 べ た よ う に 、 救 済 が 体 験 の う ち
 に 確 証 さ れ る こ と に よ っ て も た ら さ れ る 主 観
 主 義 的 立 場 の 尖 鋭 化 の 危 険 性 を 含 ぶ 。 も う 一
 度 、 彼 の 聖 霊 の 働 き の 理 解 に 戻 っ て み よ う 。
 ウ エ ス レ ー に よ れ ば 、 聖 霊 は 人 間 の 魂 に 直 接
 的 に 働 き 、 そ の 働 き を 人 間 は 知 覚 せ き る と さ

の 中 で 、 一 キ リ ス ト の 血 が 腕 に ほ と ば し 、 て
 に 傾 く 傾 向 性 を 孕 む 。 肉 工 ス 1 は 司 日 誌
 の 体 験 の 性 格 が 極 め て 感 覚 的 な 情 緒 的 な そ れ
 に 正 あ る 。 し か し 、 彼 の こ う し た 主 張 は 、 信 者
 恐 怖 も 内 的 に 知 覚 さ れ 体 験 さ れ る と い う わ け
 と 之 ら れ る 生 き た 実 在 に 他 な ら ない 。 喜 び も
 様 子 に あ る 。 そ れ は 、 人 間 の 体 験 の 中 に 端 的 に
 も 正 面 な い 。 人 間 の 罪 に 対 す る 神 の 怒 り も 同
 間 の 内 面 に 実 際 に 感 じ ら れ ない 何 の 意 味
 小 。 聖 霊 の 果 実 だ る 平 和 や 喜 び 、 愛 は 、 人

主義へと尖鋭化する可能性を常に孕むものではない	自己の主観的体験を絶対視する熱狂的な主観	格が人間の意志の積極的肯定に結びつく時、	と言えぬのではない。そして、かかる情緒的性	教意識に情緒的性格を賦与する。ことに、な	るようになり、明らかに、 ×ソテイストたち、 の宗	接的に知覚できるとい う彼の思考は、後述す	体験に言及して、 い。つまり聖霊の働きを直	うに注いでいることとを感ずる。と語る信者の	流れ、首にした。Eり落ち、胸や心に熱湯のよ
-------------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	---------------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------------	-----------------------

聖職ヒエラルヒーに介在せず人間に直接的に
 教会の権威は原理的に分離され、神の恵みは
 独占と云う觀念を相對化する。神の権威と国
 教的権威の絶對性を支える神の恵みの制度的
 視に見られるように、彼の思想は国教会の宗
 にもつものごあつた。聖化と聖靈の働きの重
 觀主義的立場と決定的に對立する要素を濃厚
 ウエスレリの神學思想の特質は、国教会の客
 以上述べた諸点から明らかになつた。

観	教	神	て	単	観	保	の	に	与
的	的	学	積	正	的	持	形	と	之
の	権	思	極	了	意	て	式	、	ら
体	威	想	的	制	識	あ	的	て	れ
験	を	の	意	度	の	る	授	決	る
と	客	特	義	的	在	。宗	領	定	可
心	観	質	を	資	り	教	は	的	能
的	的	は	与	格	方	体	可	の	性
態	の	、	之	は	が	験	く	の	が
度	制	明	ら	宗	重	を	、	を	示
の	度	ら	れ	教	視	媒	人	も	さ
内	に	か	可	的	さ	介	間	つ	れ
に	は	に	い	権	れ	と	の	も	る
求	可	救	。	威	、	し	内	の	。
め	く	済	ウ	の	行	た	の	は	し
る	、	の	エ	行	使	人	の	、	か
と	人	確	ス	に	に	間	の	救	も
い	間	証	レ	と	離	の	体	済	、
う	の	と	い	っ	れ	主	験	財	救
主	主	宗	の	。	た		の	財	済

の働 きは、通常の場合、神の定められた制度に従
 ったはずの国教会からの分離を阻止する。神
 部に同居する客観主義的立場の存在は、
 しかし、同時にウエスレリの神学思想の内
 容。論理的帰結とみなすことかできるとい
 へ、彼の思想の特質がもたらした一
 点執行や彼らの国教会からの分離要求は、
 既に述べたように、説教者層のサクラ
 観主義的立場を導出することとなつたこと

う。神の恵みは、国教会の牧師だけが執行で
 する。サワウヤニトを通じて人々に与えら
 れる。牧師が如何なる人間であつたとして、
 彼の保持する聖職の客観的權威は、恵みと
 伝達するにとがである。それ故、メソヂイ
 ムは、国教会から分離してはならないの
 である。ここに再び国教会の聖職ヒエラル
 シーの絶対性が説かれ、先に述べた主観
 主義的立場は後退する。このように、ウ
 エスレエの神学思想は、ニフの相互に
 矛盾する立場をその

内部に混在させてお
り、それが国教会に
対する相対的分離論
といふ彼の立場を
用意したといえる。
国教会の分離をめぐ
るメソヂイ
との複雑な組織的軌
跡は、この意味にお
いて、ウエスレリ自
身の神学的思惟の正
確な反映であつたに
違いない。

〔註〕

(1) Works, Vol. 8, p. 472.

(2) Works, Vol. 6, p. 509.

(3) Standard Sermons of John Wes-

ley, edited by E. H. Sugden (Lon-

don, 1921), Vol. 2, p. 225 (X F

Sermons 略す)

(4) Ibid., p. 224.

(5) Ibid., pp. 299-230.

(6) Sermons, Vol. 2, p. 240.

(7) Ibid., p. 77.

(8) William R. Cannon, The Theolo-

gy of John Wesley (New York, 1964),

pp. 244-245.

(9) Sermons, Vol. 2, p. 156.

(10) Letters, Vol. 8, p. 238.

(11) Works, Vol. 11, p. 415.

(12) Sermons, Vol. 2, pp. 250-251.

(13) Ibid., Vol. 2, pp. 152-156.

(14) Works, Vol. 11, p. 396.

(15) Works, Vol. 11, p. 396.

(16) Ibid., p. 376.

(17) Ibid., p. 378.

(18) Ibid., p. 394.

(19) Collin W. Williams, John Wes-

ley's Theology Today (New York,

1960), p. 183.

(20) Works, Vol. 11, p. 444.

(21) Sermons, Vol. 2, pp. 246-248.

(22) Ibid., pp. 456-457.

- (23) Ibid., p. 343.
- (24) Ibid., p. 380.
- (25) Ibid..
- (26) Ibid., pp. 455 - 456.
- (27) Sermons, Vol. 1, p. 242.
- (28) Ibid., p. 245.
- (29) Sermons, Vol. 2, pp. 456 - 457.
- (30) Williams, op. cit., pp. 183 - 185.
- (31) Weber, a. a. O., S. 722.
- (32) A. W. Harrison, Arminianism

(London, 1937), p. 9.

(33) Works, Vol. 10, p. 359.

(34) Ibid., p. 360.

(35) Ibid.

(36) Works, Vol. 7, p. 227.

(37) Works, Vol. 10, p. 363.

(38) Writings, OP. CIT., p. 41.

(39) Works, Vol. 6, p. 512.

(40) Works, Vol. 10, p. 232.

(41) Ibid., pp. 239-240.

(42) Ibid., p. 232.

(43) Works, Vol. 6, p. 509.

(44) Works, Vol. 10, p. 234.

(45) Works, Vol. 7, p. 373.

(46) Works, Vol. 6, p. 512.

(47) Sermons, Vol. 2, p. 249.

(48) Lycurgus M. Starkey, The Work

of the Holy Spirit A Study in

Wesleyan Theology (New York, 1962),

p. 15.

(49) Cf. Ibid., p. 45.

(50) Sermons, Vol. 1, p. 125.

(51) Ibid., p. 300.

(52) Ibid., pp. 311 - 312.

(53) Sermons, Vol. 2, p. 391.

(54) Works, Vol. 8, p. 49.

(55) Sermons, Vol. 1, p. 83.

(56) Sermons, Vol. 2, pp. 343 - 344.

(57) Sermons, Vol. 1, p. 207.

(58) Ibid., p. 208.

(55) Sermons, Vol. 2, p. 349.

(60) Ibid., p. 359.

(61) Starkey, op. cit., pp. 17-22.

(62) Ibid., p. 17.

(63) Ibid., p. 18. Letters, Vol. 1,

p. 263.

(64) Ibid., p. 19. Letters, Vol. 2,

p. 206.

(65) Journal, Vol. 2, p. 202.

(66) Sermons, Vol. 1, pp. 59-61.

(67) Ibid., p. 243.

(68) Troeltsch, op. cit., Vol. 1,
p. 338.

(69) Sermons, Vol. 2, p. 237.

(70) Ibid., p. 243.

(71) Williams, op. cit., pp. 116-118.

(72) Works, Vol. 10, pp. 191-198.

(73) Williams, op. cit., p. 118.

(74) Sermons, Vol. 1, p. 246.

(75) Journal, Vol. 2, p. 360.

(46) Sermons, Vol. 2, p. 278.

(47) Sermons, Vol. 1, p. 407.

(48) Journal, Vol. 3, p. 394.

第二節 体験と權威

筆者は、前節においてウエスレ一の神学思想の諸特質を概観し、それらがメソディズムの性格と組織的展開の軌跡に如何なる帰結をもたらしたかを考察した。

その際、国教会からの分離動向を促進する

ものとして、彼の思想に看取される主観主義的立場の存在を明らかにした。主観主義的立場とは、救済の確証と宗教的權威を客観的ないし主観的ではない、人間の主観的ないし心的

態度の内にも求めると言うことであつた。それ
がメンバーの意識を媒介として、国教会の聖
職秩序の相對視と分離化を促す思想的基盤を
形成したと指摘したのである。
しかし、メソヂイズムの新しいヒエラルヒー
の形成は、国教会の制度的權威とかかる主
観主義的立場の対立を背景としながらも、ウ
ィスリー自身の方に対する闘争とその過程
における彼自身の独自の權威の定立でもあつ
た。彼の權威によつて新しい組織秩序が成立

し、そこに組織体としてのメソディズムの展
 開が可能になつた。換言すれば、彼の独自の
 權威が、一面において従来の宗教状況であつ
 た国教会と非国教徒集団の中間に位置する第
 三の宗教集団としてのメソディズムを誕生せ
 しめたともいえるのである。それ故、ウエス
 リーの權威の問題は、その組織的展開過程の
 理解にとつて不可欠な課題といふことができ
 る。本節の目的は、かかる課題のうち、ウエ
 スリーの權威のもつ意味を主観主義との関わ

リで明らかにすることにある。これは彼の権威定立の一側面である。組織的統合の達成という問題を考える上で極めて重要な意味をもつ。なぜなら、彼の思想の内部に存在する人間の体験を拠点とする主観主義的立場は、その尖鋭化によって組織的秩序の破壊と統合を著しく困難とするからである。この主観主義的尖鋭化をどのようについで、組織の秩序と統合を如何に確保したのかという問題こそ、組織面における彼の権威定立の具体的内容で

あり、このメカニズムの解明の内に、彼の権威のもつ意味が内在するといえるのである。従つて、ここでは上述の問題意識から、まづ彼の思想が肉体化する現実の水準で、その諸帰結の一端を明らかにしてみよう。但し、その際いくつかの前提を設ける必要がある。まず、ここでは理論的次元での彼の思想の正確な理解に必ずしも注意を払わない。これについて筆者は既に前節で言及しており、また、思想が肉体化する水準では、本人の意図

に反する結果が生ずることかしばしば存在するからである。次に、ここで述べた現実的帰結は、言うまでもなく、その必然的帰結を指しているわけではな^らい。それ^は、当時の社会状況において彼の宗教、とりわけ体験を重視するとい^う彼の宗教が生み出した現実的帰結の一端に注目しているにすぎない。それは、あくまでも特定の歴史空間における特定の帰結を問題にしてい^るのであり、彼の宗教が必然的にこ^うした帰結を生み出すと主張している

が、彼の説教を聞いた人々の間に起こる。ウ
 痺といつた精神及び肉体の異常な興奮と昂揚
 のであつた。絶叫、うめき、身体的痙攣と麻
 ぼれる現象の際に生ずる反応とほぼ同様のも
 る。それは、いわゆるリグアアバリズムと呼
 の「日誌」の記述から十分に窺うことができ
 受容した人々の間に引き起こした反応は、彼
 さで、ウエスレ一の初期の伝道が、それを
 史的水準から理解しようといふものである。
 るわけではないのである。つまり、純粋に歴

イスレエルの人々のこゝろに記してある。

「私（ウエスレエ）――筆者注」が、この

新しい生きた道を通つて、聖所に入る^四よう

にとすべこの罪人を招いた時、それを聞いた

彼らの多くは、烈しく叫び涙を流して神を求

め始めた。そして、或る人々は倒れてくた

くたとはり、或る人々は恐怖にふるえ、また

或る人々は一種のけいれんを起こして全身を

びきちがひ、その強烈さに四、五名の者も彼

に
 火
 たち
 し
 く
 ば
 は
 の
 こ
 ら
 いる
 と
 が
 の
 よ
 う
 な
 非
 常
 な
 苦
 し
 み
 を
 感
 じ
 た
 と
 と
 一
 人
 を
 取
 り
 お
 さ
 え
 る
 こ
 と
 も
 で
 き
 な
 か
 っ
 た
 。
 こ
 う
 し
 た
 状
 態
 に
 陥
 っ
 た
 人
 々
 の
 意
 識
 状
 態
 は
 ど
 の
 よ
 う
 な
 も
 の
 で
 あ
 っ
 た
 だ
 ろ
 う
 か
 。
 ウ
 エ
 ス
 レ
 ー
 は
 、
 直
 接
 彼
 ら
 に
 そ
 の
 説
 明
 を
 求
 め
 る
 。
 彼
 に
 よ
 り
 ば
 、
 こ
 う
 し
 た
 状
 態
 に
 陥
 っ
 た
 こ
 と
 に
 つ
 い
 て
 、
 多
 く
 の
 人
 々
 は
 十
 分
 に
 説
 明
 で
 き
 な
 い
 で
 い
 た
 。
 し
 か
 し
 の
 中
 の
 少
 数
 の
 人
 々
 は
 、
 「
 神
 の
 怒
 り
 と
 自
 分
 たち
 が
 当
 然
 受
 け
 る
 刑
 罰
 と
 の
 恐
 怖
 し
 ー
 ヤ
 」
 地
 獄
 の
 火
 と
 「
 自
 分
 の
 全
 身
 が
 、
 燃
 え
 さ
 か
 る
 焦
 熱
 地
 獄
 」
 を
 感
 じ
 た
 と

語る。また、(2)さらに、その瞬間、彼らは、剣にふ
つて胸をえぐられるようにに、感じたり、
どをぐつと締めつけられて呼吸ができなく
つた。と言おう。(3)つまり、ウエスリーの説教を
聞いて倒れたり絶叫したりしたり人々は、その
時に肉体的な圧迫感をともなつた強烈な不安
感と恐怖感を覚えたというこゝとなる。彼ら
は肉体的な変調をきたすほど強い感情と意識
を、回心に先立つ悔改めの際に感じたわけだ
ある。

もちろん、こうしたリヴァイバリステイツ
 ンが人々の反応は、彼の説教に常に存在した
 わけではない。ウエスレーの『日誌』の編集
 者であるN・カーノツクが注意しているよう
 に、人々のこうした反応は、ブリストルヤニ
 ューキヤッツスルといつたイギリズ北部地域へ
 のウエスレーの初期の伝道に主に属している。⁽⁴⁾
 しかし、この事実から、彼の宗教に接した人
 々が示した情緒的反應を全く例外的なもの
 とするのには誤りであるう。程度之差こそあれ、

彼の後期の伝道活動に際しても、人々は深い
 罪意識にうめいたり、涙を流して神を讚美し
 たりするといふ反応を示している。例え
 ば、一七八四年の『日誌』には、彼が祈り
 始めた途端に多くの者が「叫び出し、
 「びれ伏し、
 「びどくわななき」だすといふ光景を
 描いておられる。八七年のそれは、愛
 餐式での人々の熱狂的な興奮状態が
 生き生きと記され、
 (6) る。

リスト教的^レで、あるとの判断を示して、いる。(17)
 たり、する^レことも同様に危険であり、^レ非キ
 性を指摘し^レつ^レつ、^レそれを^レ軽視し^レたり、非難し^レ
 に対し^レて、^レ彼はそれを重視する^レことの危険
 幻覚、恍惚状態を神の働きではないとみる見解
 存在する^レように、^レなる^レくる人々の絶叫、発作
 的に理解した。運動の進展とともに組織内に
 むしろ、^レその反応を神の力の働きとして肯定
 され、^レ決して批判の対象とはされな^レか^レつた。
 どのよう^レに映^レつたのだらうか。彼にと^レつて、

その判断は初期に比べ徐々に慎重となつていくものの、その基本的立場に変更はみられ
ない。聖霊の直接的で自由な働きを重視する
彼の思惟からすれば、神の力が人間にこゝし
に仕方で臨んでくることに積極的な異論を唱
えることはできなからである。さらに言え
ば、どのようにな仕方であれ、神の働きによつ
て人間が根本的に変革されるといふ事実
こそ、ウエスリーの伝道の原体験であり、あ
らゆる事を可能にする神の不思議な力への信

頼が、説教や集会に際して人々の情緒的な反
 応に對する肯定的な評価の基底に存在して、い
 たと考へることかできない。かかる彼の立場に
 と、この神の力が人間に罪を体験させ、そ
 の自然の結果として突然の叫びと肉体の強い
 発作が起ころし、という彼の判断は極めて自然
 なものといへるわけである。

しかし、人々のこゝろした反応が、ウエスレ
 ーの宗教を受容した人々の意識を代表して、い
 るわけではなない。そこで、現存する初期のメ

ソディストたちの多くの伝記や手記の内容を
詳細に検討したL・チャイの研究を採用し
て、彼らの意識を探ってみる。彼は、初期の
メソディストたちの宗教体験の代表的な事例
を紹介した後、彼らに共通する特質を三つ
あげている。(1) 強烈な罪意識、(2) 神との和解
への熱烈な欲求、(3) 信仰による救済と新しい
生への出発。こうした特徴は、前節で概観し
たウエスリーの提示する救済過程の段階と正
確に対応するものであるが、身体的動作に言

及していなない点を除けば、先にあげた伝道初
 期の人々の反応と重なる側面をもつ。また、
 こうした特徴は、ウエスレィが『日誌』の中
 で紹介してゐる様々な信者の手紙や談話にみ
 られる彼らの意識ともある程度共通してゐる。
 その要素をいくつか取り出してみれば、次の
 ようになる。(9) (1) 罪や地獄についてこの極度に尖
 鋭な感情、(2) 救済の際の強度な感情の昂揚、
 (3) 罪、救済、誘惑の感覚的、視覚的理解。中
 でも(1)の要素は、千ヤー千の指摘とも伝道初

期の事例とも完全に共通している。信者の意識の中に絶えが生み出される。こうした鋭い罪意識は、彼らの宗教生活の全体を規定している。そして、この意味で極めて重要な要素と言わなければならぬ。それは彼らの宗教生活の中に絶えが顔を出し、この克服をめぐって彼らの心の中に絶望と歓喜が交錯する。或る信者は、これを次のように記している。

「説教を聞いた時、自分が不信心な者であることを知り、キリストに呼びかけたところ

ろ、キリストは……次の言葉を心に告げて下
 さ、いました。□ 安心して行きなさい。あなた
 の罪は赦された。□ 私は喜びと愛とに有頂点に
 なつて □ もう罪を犯さない □ と叫び、この状
 態が約二カ月間も続きました。……悪魔は言
 いました。□ あなたを悔改めへと更生させる
 ことはできな。□ けれど私はあつかり落胆し、
 私の友人が私に「私が精神錯乱したものと信
 ずるようになりまし。L^o (10)

しかも彼らのかかる内的葛藤は、悪魔やキ

リストとといった宗教的表象の感覚的、視覚的
な使用によつて彩られる。ある信者は、サタ
ンに「腕の長さ程の金袋を差し出^Lされ^Lて誘
惑され、^L汝、サタンよ、我が後に退け^L(11)と
言^Lつてそれを撃退する。また別の信者は、祈
つている時に、「^Lいばらの冠をい^Lだいて、紅
色の衣をまとつた^L(12)キリストを見て、神の愛
を知る。このように、情緒的で感覚的な鋭い
感^L受性が、初期のメソヂイストたちの宗教意
識の中に色濃く見受けられるのである。

鋭い感受性に支えられた情緒的は宗教意識

は、さらに、ある人々の中に特異な体験や確

信を生むことになる。例えは、ジョン、ブー

ウンという男は、人々に「神が私にお告げに

な、た——お前を王様にして、あべこの敵を

お前に踏みにじらせてやる⁽¹³⁾と語り、別の男

たちは、黙示録のキリストから「自分たちは

死なない⁽¹⁴⁾と断言する。またマーカレツト、

バアロトという女性は、ウエズレに「天使

の琴であらわれた霊⁽¹⁵⁾との交わりを話し、

間もなくすると神は、頑固な罪人たちの報いと
して、天からの火で彼らを滅ぼす」と予言
する。(15) こうした傾向は、メソヂイズムの一部
の役職者の間にもみられる。例えは、既に述
べたように、地方説教者であつたベルは、自
分が癒しと死者を復活させる力をもち、こゝに
と公言し、世界の終末を予言する。(16) また、
勤の有力な高位役職者の一人であつたマツク
スフイルドも、彼の指導下のメンバールたち
の夢や幻視体験を神の働基に基づくものとし

強い終末意識と夢や幻視を媒介とした内的な
 らないからである。しかも、こうした人々の
 一のキリスト教の一つの肉体化の真相に他な
 らの体験も、現実の信者の次元でのウエスレ
 して考察の埒外に置くことはできない。これ
 に可きない。しかし、これを例外的な現象と
 の初期メソヂイストたちの特異な体験や確信
 以上のようない例は、言うまでもなく、一部
 自なゲルソフを形成する。(17)
 て積極的に支持し、組織内にベルととも独

啓示体験は、先に指摘した多くの信者の宗教意識と決して無縁とはいえない。彼らの情緒的傾向の強い宗教意識が、伝統的な社会秩序の解体の進行の中で醸成される社会的な不安感と結びついて、先の人々の意識にみられる形で尖鋭化していったことは十分に予想される。それらは、彼らの宗教意識の唯一の必然的な帰結ではないにしろ、彼らの宗教意識はこうした特異な体験や確信へと転化する可能性がある。性を常に孕むものであり、たとえざるのである。

しかも注目してよいのは、ウエスレ自身か
 こうした人々を必ずしも全面的に否定してい
 ないといふことである。確かに、先にあげ
 た人々のある者を狂信主義者と断言してい
 るが、例えばベルについで、ウエスレは、そ
 の発現の一部分は神からの言葉であつたこと
 を認める。(18) さらに、バアロについで彼の
 評価は一層高い。彼は自分自身で彼女を訪問
 し、そこで面接調査をした上で、彼女は真
 実なばかりでなく、恵みのなかには沈潜してい

るのど偽ることのできなない婦人という判断を下す(19) とう判断ある以上、彼が彼女の発言内容をある程度信じたとみてまちがいないであろう。こうした彼の判断は、通常彼の「軽信性」(Credulity)として否定的に評価される。(20) つまり、彼はだまされやすい性格の持ち主であつたから、バアロの発言を信じただのどというわけである。しかしこうした理解は、ウエスレ自身の思考様式に即したものとはいがたい。彼にとつて、後世の人かど

魔の目撃例が彼の『日誌』に頻繁に登場する
 の証明のため執念を燃やす。人間(22)の霊や悪
 であるときまで主張する。そのため、その実在
 キリスト教の正しさを基礎づける有力な武器
 も、こうした宗教的表象を信じただけでなく、
 とのたい地獄の業火の存在を弁証する。(21)しか
 といふ小論において、彼は、永遠に消えるこ
 のと信じられた。例えは、『地獄について』
 決して非神話化されず、そのまゝ実在するも
 う評価しようとも、魔女、地獄、人間の霊は

のも、こうした事実を反映している。不可視な世界の存在と、この世界と人間との交流が信じられ、加えて、彼の神学的思惟の一つの特質が人間の内的体験を重視するものであろうか？
とみれば、こうした思考から、先にあがた特異な体験や確信を全面的に否定する態度は尊きにくだらぬ。ここに、ウエスレイの「軽信性」とみえる判断の根がある。もちろし、彼は、既に述べたように、自己の立場をこうした熱狂主義から峻別することに努める。しかし、

彼の思想の内部に存在する体験を拠点とする
 主観主義的要素が、現実の次元で人々の不安
 な意識と結びつく時、それは人間の想像力を
 無制約に解き放ち、自己の主観的体験の絶対
 視へと尖鋭化するといふ現実的帰結を生じる
 可能性を常に孕んでいったといえるのである。
 さて、次にかかる主観主義的尖鋭化の危険
 性に対する干渉のメカニズムを明らかに
 するためには、まずそのルートをウエスリー
 自身の思想の内部に探してみよう。彼は、自己の説く

宗教が含むかかる問題性を十分に意識してい
 た。また、一部の信者における尖鋭的な帰結
 によつて生み出される誤解にも深い憂慮を示
 していた。「聖霊の証し」の教理を説くにあ
 たり、多くの人々が「自分たちの想像の
 声をこの神の霊の証しと間違つて、その結果、
 実のところ悪魔の行為をして、いるのに、自分
 たちは神の子である」と考え、狂信者となつ
 て、いることを指摘する。(23) また、宗教的熱狂の
 性質と題された説教の中でも、宗教的熱狂

を「ある人が、自分には神によつて感動させら
 れてゐるとか、或いは靈感を受けたりとか、
 誤つて空想するところから生じる宗教的狂氣
 と定義し、信者たちの注意を喚起してゐる。
 とりわけ、その現実的帰結の負の側面である
 主観主義的尖鋭化に対し、ウエスレいは、
 「聖霊の果実」という教理を強調することに
 よつて、これを戒めてゐる。彼はこの教理を、
 「聖霊の証し」として語り、
 彼によれば、「聖霊の証し」は、その「直接

の結果として、
 聖霊の果実
 愛、喜び、寛容、柔和、善意
 し、これには立証され
 自分が存続でき
 ないのである。(25)
 聖霊によつて証しを受け
 た者は、その果実として愛や
 喜びという内的、
 外的な性格、行為の変容を
 もつ。逆に、
 結ぶ実から遊離している
 ような御霊の立証
 と思われる何かには誰も
 頼るうなほどと考へて
 はならない。(26)
 つまり、彼にとつて、
 神からの証しの真偽判断は、
 その結果として実が

生じるならば、それは神からのものである。
 とされたわけである。(27) ここには、体験を当該
 個人の現実的な変容によつて判断しようとする
 る論理が語られてゐる。救済を体験した人間
 が自分自身だけでなく、誰の目からも「全き
 キリスト者」に見えた時、つまり「果実」と
 いうある種の主観を超えた帰結をもつた時に、
 その体験の真実さが保証される。これを体験
 検証の論理と呼ぶことにしよう。それは、宗
 教体験を当事者が主観的に是とするのではな

く、体験がある種の客観的帰結に即して検証
されなければならぬとするものである。筆
者はこの論理に、主観主義的尖鋭化を干エツ
クするため思想的メカニズムを認めず。
ウエスレーのこうした主張は、もちろん、
主観主義的尖鋭化に直面して突然あらわれ
きたものではない。それは初めから彼の思想
の内部に用意されていたものである。体験検
証の論理は、可視的なもの（信者の心と生活）
から不可視な世界（神との内的交流）を見定

めていこうという立場を意味する。この立場
 が成り立つためには、両世界の密接な関連と
 ともに、可視的な態度や行為が常に救済過程
 の中で積極的な役割を与えられる必要がある。
 不可視な体験だけが重視されるならば、可
 視↓不可視^Lという方向をとって体験の検証
 を行なうことは不可能である。ウエスレ^Iが
 聖潔の強調によつて此岸における人間の現実
 的変容という可視的な世界をも同等に重視し
 たこととは、まさに上述の態度を可能にしたの

である。救済過程における可視的なものと不可視的なものとの往還関係こそ、彼のいう律法と信仰との不可分性、つまり聖化の過程の全体だからである。この意味から、体験検証の論理は、聖化を一つの重要な要素とする彼の神学的思惟と不可分に結びついている、こうした可視的な世界の重視が、信者の具体的態度や実践によって体験の検証を行なうという論理を可能にしたといえるのである。

しかし、信者たちの現実的態度が重視される

容だけか、真実の体験を保証するものとして
 善意^レとい^レた特定の基準に合致した態度変
 更^レの場合でも、^レ愛、喜び、寛容、柔和、
 を検証でき^レるのである。先述した^レ聖霊の果
 る。特定の基準があ^レて初め^レ、体験の真偽
 のは、体験を検証する特定の基準の問題であ
 る。検証の論理にと^レて決定的な意味をも^レも
 いる当^レの対象に他なら^レないからである。むし
 い^レ、それらはおくまでも検証の前提とな^レる
 た^レだけで、検証の論理が成立するわけではな

考えられたい。従って、検証の論理は、本
来、個々人の内的リテリテリを越え、外在
的基準とそれを正当化する権威を前提にして
成り立っている。個々人の回心体験は、あく
までも、この外在的基準と権威の枠内だけ
是認されるわけである。かかる外在的基準と
権威は、ウエスレイトとして如何なるもので
あつたらうか。

結論から先にいえば、彼にとって、当然
にも、聖書こそが究極的権威をもつものと

される。義認や新生の体験を確証する聖霊の
 働きも、聖書によつて二を吟味されなければ
 ならない。彼は、自己のキリスト教とクエー
 カー派のそれとの相違を明らかにした論文の
 中で、次のように言う。
 「聖書は、それによつてキリスト者がすべ
 ての——事実のものであろうと想像されたも
 のであらうと——啓示を吟味する試金石であ
 る。……聖霊が我々の最も重要な導き手では
 あるが、しかも聖霊は我々の標準（マソンの）で

は全くないからである。聖書こそ、それによ
 りて聖霊が我々をあらゆる真理に導くその標
 準なのである。L^o (28)
 このように、ウエスレーは聖書をあらゆる
 体験を検証する外在的基準と権威であるとす
 る。それ以外の「幻や夢」L、「突然の印象や
 どんた種類^oの強烈な刺激」Lにも頼らずにはなら
 ない。どんな場合でも、神の意志が何である
 かを知ることで、できるのは、「単純な聖書の
 規準を適用することによつてLこそだからで

ある。(29) 従って、体験の検証は、とりあえず、
 聖書という「客観的」枠組に即して行なわれ
 たといえるのである。
 しかし、ここで、個々人によつて多様な形
 態をとつてあらわれ、体験の真偽を聖書とい
 う枠組に即して判断する場合、必然的に、聖
 書をどのよう^にに解釈するかという問題がでて
 くる。というのも、特定の観点から解釈され
 て初めて、聖書は実際の体験を検証する基
 礎となるのであり、しかも、その解釈は一義的

であることを要求されるからである。ウエス
レいは、聖書解釈に含まれるかかか主観性の
問題を極めて楽観的に考えていたようである。
彼は、「聖書の中で決定されていまいまに
なっている個別の場合について、何が神
の御心であるかを知ることができらうか
と自問し、神の意志とは「我々が清く、善
良となつて、」あらゆる種類の善を、また全
力を尽くして最高度の善を行なうことであ
ると規定する。そして、この「太陽の輝きの

釈の一元的主体とすること、
 一義性が
 たことを意味している。
 つまり、彼を聖書解
 現実的にはウエスレ
 ーの解釈を媒介として
 裏を返せば、聖書を基
 準とした体験の検証が
 思惟の性格を反映した
 ものといえる。これは、
 は、明らかに、聖化の重
 視といいう彼の神学的
 「太陽の輝きのように明
 白な」一般的規準
 とができていて、
 (30) である。
 のずと特定の場合にお
 ける神の意志を知るに
 ように「明白な規準を適
 用しさえすれば、お

保たれたといえるのである。メリディズいの
教理が、年会参加者の質問にウエスリーが答
えることによつて決定されたという事実は、
このことを端的に示しているといえよう。も
ちろん、その際、ウエスリーは全く主観的、
恣意的に聖書解釈を行つたといふわけでは
ない。むしろ彼は聖書の章句をできる限り忠
実かつ公正に読むことを心かけていた。例え
ば、彼は、ある書簡で自己の聖書解釈の方法
を次のように述べている。つすべのデキス

トの文字通りの意味を、もしそれが他のいくつかのテキストに反しないならば、そのまま受け取るべきです。しかし、その場合、曖昧なテキストとは、より平明に述べられているものから解釈するべきでしょう。(31)

しかし、それにもかかわらず、イエスは、ある教理が誰にも体験されなければ、その教理がたとえ聖書に記されても誤りであると考えていた。このことは、例えは、キリス

ト者の完全^にについて、彼の議論から窺うに

とがでさる。彼は、一方で、自分が多くの批
難、中傷にもかかわらず、⁷完全^Lを説く根
拠を、⁸それが聖書の中に記されてい
るためと
する。⁹完全^Lの教理が聖書の中に存在して
いる以上、¹⁰たとえ、¹¹可^レべ^レの¹²人が
躓くとも
それは説かれなければならぬとされる。¹³
(32) ¹⁴こ
こでは、¹⁵聖書の章句を文字通り実践し
よう¹⁶と
するうえ¹⁷ス¹⁸レ¹⁹の²⁰立場が表明され
て²¹いる。²²と
ころが、²³他方で、²⁴もし²⁵その²⁶教理を
實際に体験
した証人が全く存在し
ない²⁷こと²⁸が²⁹明³⁰ら³¹か³²で³³あ

る場合には、自分はいかに破棄してしまつた
 はずである、と述べる。(33)つまり、誰も完全
 に達した人がいないのなら、神は私（ウエス
 レー——筆者注）を完全を説くためにつかわ
 されはしなかつた^レとされるのである。(34) 実際
 ンキリスト者の完全^レの教理に典型的に示さ
 れるように、個々の教理の具体的内容（例え
 ば、完全^レを体験した場合の人々の状態や
 義認に聖霊の証しが必要存在するか否かとい
 つた問題）は、彼が直接面接した個々の具体

的な信者の体験に基礎づけられる場合が多い。
こうした特徴をウエスレリの説教集の編者で
あるE・スグテンは、ウエスレリは「聖書か
らの厳密な論理的演繹によつて自己の神学を
形成した」が、信者の「現実の体験」からそ
れに「修正」し「証明」を与えたと指摘して
いる。(35) また野呂芳男は、彼の思惟の中には、
聖書の章句を体験によつて裏付けるといふ方
向だけでなく、体験から聖書を再考するとい
う志向が存在すると述べられている。(36) か
かる特徴

は、教団創設者として、ウエスリーが信者の
 現実の宗教体験に直面して、絶えず聖書をど
 のように解釈すべきかという問題に晒されて
 いたことを示すものといえる。彼が、運動の
 創設者として、メソヂイズムを自ら正しいと
 信ずるキリスト教へと絶えず方向づける責務
 を担っていった人物であつたことを考慮する時
 個々の信者の信仰状況に對する洞察に即して
 聖書の「一般的規準」を適用し、逆にそこか
 ら聖書の章句を再考していくという体験と聖

書のこうした相互的關係の存在は、十分に肯定できるものである。

従つて、検証の基準は聖書にあつたところだけでは不十分なのである。その基準のありかは、現実には、それが実際に適用される水準でこそ問われなければならない。このことを一層明確にするために、次に、検証の基準に体験が適合的であるかを判断する主体が誰であつたのかという問いを考へてみよう。すなわち、体験の真偽を判定する主体の問題

である。

かかる主体が、とりあえが体験をもつた当

事者であつたことはいやうまでもないであらう。

ウエスレーもメソヂイストたちに、⁷正直に、

また厳密に自分を検査しあることを絶えず勸

告してゐる。しかし、現実の場面では、聖書

解釈の一元性は、その適用に際しての判断の

一元性を保証するものではない。体験の真偽

を判断する主体が各個人に完全に委ねられて

いるならば、検証の成果は十分には期待でき

たい。いかなる外在的基準も、現実の適用に際しては、個人の主観的判断が入りこんでくるからである。しかも、ウエスリーの思惟において、「神の靈は、熱烈な祈りで聖書を讀む人々に絶えず靈感を与え、超自然的に彼らを援助する^{L(37)}」とされたために、「聖書占い^L」に示されるように、聖書を基準とした体験の検証に当該個人の主観的な判断の働く可能性が常に孕まれているといえるのである。従って、解釈主体と判断主体が体験をもった当人

を超えて一元化されて初めて、体験検証の論
 理は有効に機能する。両主体が一元的に巧み
 に統一される検証のシステムの設定と統御に
 と、主観主義的尖鋭化を實質的に干エツク
 る現実的メカニズムといえるのである。
 この問題を考えるにあたり重要な意味を
 もつと思われるのは、ウエスレーが回心者た
 ちを必がバンドクラーズと呼ばれる組織に編
 入したという点である。ここに注目しなけ
 ればならぬのは、組織への編入が信者の宗

教的実践に對しても、特定の意味である。この
エスレいは、一七四三年に、連合会の性格、
目的及び一般的規則（以下規則と略す）
を作成する。(38) 彼は、この規則の中で、組
織への入会の唯一の条件として、「罪から救わ
れ、來るべき怒りから逃れたいと願いを
もつことを掲げ、それが、果実によつ
て示されなければならぬことを規定してい
る。」「それゆゑ、この会に留まりたいと願う
おびこの者は、救いを証明するし、ために、

規則が規定している厳格な行為準則を守ら
 なければならぬのである。(39)
 かかる規定は、とりあえず、メソヂイスト
 会の規則を遵守する者だけにメンバ―シツ
 を認めたいということを意味している。いか
 る体験をもつていようともし、規則を守るこ
 とができぬ者はメソヂイストとは認められ
 ない。しかし、それは単に規則を守れないか
 らというわけではない。規則の遵守が体験
 の確かさを示す証しだからである。ここ
 では、

「その実によつて示される」といふ「規則」
の規定によつて、当該個人の体験の検証が予
め会の規則を守ることに結びつけられてい
るわけである。検証の基準が「規則」の中の様
々な律法的な行為規定として具体的に呈示さ
れ、これを守ることにが体験の真実性を保証す
るのである。そのため規則を守れない場合、
その体験の确实さは証明されず、組織からの
追放を余儀なくされる。このことは、「規則」
が先の体験検証の論理の具体的な表現であ
る。

たことを示すとともに、体験の検証という宗教的次元の問題が、メンバーの組織への定着や追放といった組織的次元の問題に直接的に結びついていっていることを意味している。極言すれば、組織に定着できるかどうか、体験の真偽判断の答えにそのままつながらずという構造をとっているのである。こうした構造においては、組織への入会、追放の権限の独占はメンバーの体験の真偽判断の主体を一元化する。逆に言えば、判断主体

の一元化のためには、かかる権限の独占は必然的なのである。現実のメリテイズムの組織において、入会、追放を含む一切の権限をウエスレーが独占的に行使していたことは、真偽判断の主体が何処にあつたのかという問いに答えるとともに、かかる権限の独占の意味を明らかにしている。筆者の言う体験検証の論理が現実の場面で機能する時、それは、個人々の体験の多様に柔軟に聖書の基準を適用しつつ、それを一元的に解釈、判断する媒

介的な主体と權威の存在を要請する。組織に
 おけるウエスレ一の地位は、かかる要請に對
 応し、聖書の解釈主体と体験の真偽判断の主
 体を一元的な權威のもとに統合するものであ
 った。その意味から、メソディズムの組織と
 は、検証の論理を表現した現実的空間であり、
 そのでのウエスレ一は、聖書と現実の信仰実
 践を媒介とある一元的で絶対的な權威の体现
 者とみることができるのである。彼は、検証
 の論理が有効に機能するたための実質的な存在

的權威に他ならなかつたわけである。その意味において、ウエスリーの絶対的權威の體現は、主觀主義的尖銳化のチエツクのメカニズム自体であり、その組織内での彼の權威の意味も存在してゐたといえるのである。

[HIS]

(1) Journal, Vol. 2, p. 221-222.

(2) Journal, Vol. 3, p. 59-60.

(3) Ibid., p. 69.

(4) Journal, Vol. 2, p. 189, n-1.

(5) Journal, Vol. 7, p. 18

(6) Ibid., p. 255

(7) Journal, Vol. 4, pp. 359-360.

(8) Leslie F. Church, The Early Me

thodist People (London, 1948),

p. 109.

(5) Journal, Vol. 3, p. 114, pp. 219-

224, pp. 508-511. Vol. 4, pp. 70-71

pp. 204-210, pp. 344-347, pp. 367-

371. Vol. 5, pp. 32-35, pp. 217-223

pp. 297-299, pp. 357-361. Vol. 6,

pp. 43-46, pp. 348-350.

(6) Journal, Vol. 3, pp. 220-221.

(7) Journal, Vol. 7, p. 255.

(8) Journal, Vol. 5, p. 218.

(13) Journal, Vol. 3, p. 54.

(14) Journal, Vol. 4, p. 486

(15) Journal, Vol. 7, pp. 398-399.

(16) Journal, Vol. 5, p. 4.

(17) Journal, Vol. 4, pp. 535-538.

(18) Ibid., p. 540

(19) Journal, Vol. 7, p. 399.

(20) Tyer man, op. cit., Vol. 3, p. 537

(21) Works, Vol. 6, pp. 386-387

(22) Journal, Vol. 5, p. 265.

(23) Sermons, Vol. 1, pp. 202-203.

(24) Sermons, Vol. 2, p. 90.

(25) Ibid., p. 344.

(26) Ibid., p. 358.

(27) Ibid., p. 355.

(28) Works, Vol. 10, p. 178.

(29) Sermons, Vol. 2, p. 103.

(30) Ibid., p. 96-97.

(31) Letters, Vol. 3, p. 129.

(32) Sermons, Vol. 2, pp. 150-151.

(33) Works, Vol. 11, p. 406.

(34) Ibid., p. 405.

(35) Sermons, Vol. 1, p. 196, n-2.

(36) 野呂 '前掲書' 二二七頁

(37) Starkey, op. cit., p. 89.

(38) Works, Vol. 8, pp. 269-271.

(39) Ibid., p. 270.

The image shows a large, empty grid for data entry. The grid consists of 12 columns and 20 rows. The lines are thin and dotted. On the right side of the grid, there is a small, dark, triangular tab protruding outwards. Below the grid, there is a small horizontal line.

第三節

ウエスレーとワリスマ

筆者は前節において、組織内でのウエスレーの存在が聖書と信者の現実の信仰実践を媒介する外在的権威であることを明らかにする。とともに、彼の組織的権威の意味が主観主義的尖鋭化に對するチエツワのメカニズムである。このことを指摘した。それは、組織的側面から見た彼の権威定立における主観主義的立場との闘争として位置づけられる。しかし、彼の権威定立は当然にも決して組織的メカニズム

ムの問題につきるものではない。彼を取り囲む外的状況が自動的に彼を絶対的権威主体としたわけではない。ウエスレ一の権威は、何よりもその体験と行動がもたらした国教会の制度的権威との葛藤とそこで彼の実存的立場の内形成される。国教会の客観主義的立場とのこの絶え間ない闘争において、彼の存在の意味に関する主観主義的自己納得はウエスレ一を新しい宗教的権威主体へと変化せしめ、そこから新しい宗教集団が姿を現わすの

である。その意味において、国教会の宗教的
 権威とウエスレ一の権威との葛藤は、新しい
 宗教的ヒエラルヒーの形成を理解する上で不
 可欠な課題といわなければならぬ。

本節において筆者は、この課題を国教会の
 宗教的権威との関わりの中で、ウエスレ一の
 権威の性格規定という問題から考えたい。

というのも、この性格規定の問題は、彼の権
 威立を考へるに際して避けて通ることので
 きない事実、すなわち彼が「国教会内のメソ

「ディーズム」という原則を生涯堅持したという
現実をどのよう^に解釈するの^かと^いう^難問^に
答える^こと^につ^なが^るか^らで^ある[。]つ^まり、
ウエスレ^ーの^権威^がど^のよ^うな^性格^を有^する
か^とい^う問^いは、^彼の^権威^と国^教会^のそ^れと
の^関係^を明^らか^にす^るこ^とに^もな^るの^であ^る。
さて、^その^際こ^の問^題に^対す^る本^節の^視点
に^つい^てあ^らか^じめ^簡単^に言^及し^てお^く必^要
が^あら^う。^ここ^では、^M・^ウエ^ーバ^ーに^より
て^考察^され^た「^支配^の妥^当性[」]
と^いう^視点^か

ら、ウエスレーの權威の性格を論じる。周知
 のように、ウエイバーは支配の社会学を構想
 するに際して、「支配の」妥当性は如何なる
 究極的原理に基づくのか⁽¹⁾という問いを提出
 し、そこから命令権力の「妥当性」つまり
 その支配を支える正当性を根拠にし、「合
 法的支配」⁽²⁾「伝統的支配」⁽³⁾「カリスマ的
 支配」⁽⁴⁾という支配の三類型を明らかにした。
 この三類型の正当性を、彼に従って要約され
 ば次のようになる。「合法的支配」の正当性

とは、^レ制定された諸秩序の合法性^レとそれ
 に基づく^レ命令権^レの合法性に対する^レ信念
 念^レである。^レ伝統的支配^レの正当性とは、^レ
^レ伝統の神聖性^レによ^レて權威を与えられた
 者に対する^レ信念^レである。^レそして^レ力り又
 又的支配^レのそれは、或る個人と彼によ^レる
^レ啓示^レないし作られた秩序の神聖性、或い
 は^レ英雄的力^レや^レ模範性^レに対する^レ非日
 常的帰依^レである。⁽²⁾

ウ
 エ
 ー
 バ
 ー
 の
 以上
 の
 よ
 う
 な
 支配
 の
 三
 類
 型
 は

権威を支配の正当性を保証する究極的な根拠
 と考へるならば、支配関係を成立させるため
 の権威の三類型とみはることができる。つま
 り、支配―服従という関係が成立する時に、
 その正当性を裏付ける為には、如何なる権威が
 もちだされるかによつて、その関係を基礎づ
 ける権威の性格が決定される。例えは、ある
 支配の正当性を根拠づける為には、
 「習慣を変
 ずることなほかれ」といふ「
 伝統の神聖性」が
 もちだされたところならば、その関係を基礎

づける権威は伝統的権威という性格をもつといえる。このことは、特定の支配関係に異議を申し立てる場合にも妥当する。当該個人が既存の支配秩序に同意せず、それと異なる新しい権威関係を設定する場合、彼が如何なる根拠に基づいて、かかる行為を行なったかによつて、新しい支配関係を基礎づける権威の性格が明らかとなるわけである。したがつて、ウエスレ一の権威の性格規定という問題も、彼の権威を中心としたヒエラルヒーが形成さ

れるに際して、その秩序を支える為に如何なる根拠（正当性）がもちだされたのかを明らかにする必要があることを意味する。ここでは、この問題を考えてみるにあたり、国教会から逸脱していく際のウエスレートの自己意識と論理に注目してみたい。なぜなら、ワッハが指摘するように権威の正当性の要求は「聖なる人間」の自己意識の内に表現されるからであり、(3) 国教会の宗教的権威との関わりにおいてこそ、彼の権威の性格が最も典型的に現われるといえる。

るからである。したがって本節では、ウエス
レートの逸脱の意識と論理を検討することを通
して彼の権威の性格規定の問題を考えてみる
ことにしたい。

さて、既に再三述べてきたように、ウエス
レートの、メソヂイズムが国教会に留まること
を一貫して主張し続けた。この不分離といふ
立場は、その書簡のいたるところに散見され
る。例えば、七くばる三年前、メソヂイズム
の礼拝が国教会のそれと重なったこと行なわれ
る

という現実に直面していなから、ある書簡
 の中で依然としてこう述べる。「私は、イギ
 リス国教会の人間です。そして、私が五、六
 年前に言ったてきたように、国教会を追い出さ
 れない限り、国教会の中でこそ生きかゝ死に
 たいと申しあげます⁽⁴⁾。
 にもかかわらず、彼の現実の行動は、国教
 会からの分離という主張が単なる詭弁にす
 ぎないと思われ、程、国教会の宗教的權威と
 秩序からの逸脱を示している。彼の生涯にお

いて、国教会からの逸脱行為は次の五点にあ
つた。(1) 国教会の祈とう書によらない即席の
祈り(一七三八年)、(2) 教会外での野外説教
(一七三九年)、(3) 独自の組織の結成(一七
四〇年)、(4) 信徒説教者の採用(一七四〇年
と四一年)、(5) 聖職擯手権の行使(一七八四
年)である。これらの逸脱点は、その年号
が示すように一挙に行なわれたわけではな
い。それらは運動の進展と共に順次行な
われるが、既に述べたように、(1)と(4)ま
ではウエスレ

の回心体験前後に属している。これに対し、
 (5) だけがウエズリーの晩年の時期になされた
 ものであり、他の諸点に比較して国教会の宗
 教的権威と秩序の核心の否定に直接的に関わ
 っている。しかし、初期の逸脱と晩年の逸脱
 との間に四〇年程の時の経過があり、後者の
 それが、前者に比べて国教会との関係におい
 て決定的な意味をもつものである。たにしても、
 両者の間に全く質的な断絶があつたと考える
 ことは誤りである。むしろ、後述するよう

晩年の逸脱は、彼の漸次的な意識の変化を背景としながらも、初期の逸脱の持続が必然的にもたらした帰結であると考えられる。ここでは、初めに、晩年の逸脱を論理的に帰結せしめた初期の逸脱に際しての彼の正当性の論理から検討してみよう。

初期の逸脱のうち、まず、既に前章でも言及した野外説教に関する彼の弁証をとりあげてみる。一七四四年から四五五年にかけて、ウエスレーは、自己の運動に対し、なされてきた

た批判に答えるべく「理性と宗教を備えた人々への熱烈なアピール」[□]、[□]「理性と宗教を備えた人々へのさらなるアピール」[□]と題された著作を發表する。その中でウエスレーは、野外説教について、教会が彼を排除した為、やむなくそれを行なうたことを述べ、野外説教が自分の自発的選択ではなかつたことを強調する。そのうえで、彼は、全く説教をしないうりも、変則的であれとにかく説教を行なうことの重要性を主張する。そのために二つの

理由があげられる。第一は、
「自分自身の魂
に関し、福音の伝道が私に委託され
ているからである。(5)つまり、福音を宣べ
るとか、神のウエスレーに与えた使命（召命）
であるという自己規定に基づいて、説教を行
なうことの重要性が理解されていく。第二に
「他者の魂に関し、私かいたる処で、
彼らがその生活の誤りの中で死を求め
ていることを目撃したからである。(6)いたる
処に救済されずに苦しんでいる人々
が存在する以上

福音を説くことは、たとえ変則的であつても不可欠である。とされるわけである。このようにウエスレリの論理は、救済されるべき人々は無数にあり、彼らに福音を伝える為に分は神から召命を受けている。それ故、この召命実現のためには、教会の規則と秩序は二義的な意味しかもちえないというものである。この論理のポイントは、人々の魂の救済（説教）を神の意志と捉え、それをウエスレ固有の使命としてしている点にある。神の意

志と彼の行為が重ねあわれ、神の名の下に
教会の規則からの逸脱が正当化される。かか
る論理は、既に野外説教の開始以前から彼の
中に胚胎されている。アメリカからの帰国以
降、特定の教区をもたない彼の活動は、必然
的に国教会の教区組織の枠組を越える。教区
を無視した彼の活動は、当然にも批判の対象
となる。こうした批判に対し、一七三九年
付のジェームズハービー (James Hervey) 宛の書簡
で、ウエズレーは次のよう弁証を展開する。

7 私は、聖書的原理から、私の一切の行為
 を難ぼく正当化する事とまでできません。聖書の
 中で、神は私に、私の力に従って無知なるも
 のに教え、弱き者を改心させ、徳あるものを
 励ますように命じています。人は、他の教区
 で、私がこれを行なうことを禁じています。
 つまり、結果として、それを全く行わない
 よう求めていきます。私が現在、自分自身の教
 区をもつておらず、多分、これからもそうは
 らないからです。それならば、私は、一体

誰に、神か人間か、いずれに従えよ。いのちでし
 ようか。神に従うよりも人に従うことか。正
 しいかどうか。判断して下さい。福音の伝道
 が私に委託されていきます。もし私が福音を説
 教しなければ、私は災いで可^い。……私は世界
 中を私の教区とみなしてあります。何処にい
 ようとも、私は聞くことを望んでいゝ可^いべ
 くの人人に対して救済の喜ばしき便りを宣^は
 べることか。適切であり正当であ^ら。それ、私
 の果たさねばならぬ義務であるかと判断して
 い

ま
す。
(17)

いささか引用が長くなら
たが、三九年の書

簡に見られる彼の教区無視の弁証は、明らか

に、野外説教のそのの原型をなして
いる。福

音伝道を神の召命と捉える自己規定と
それに

基づく逸脱行為の正当化と
いう論理が、野

説教に際しても反復されるわけ
である。

次に、信徒説教者について
のウエスレ

弁証をみてみよう。
一七四五年に執筆された

先のアピールによれば、
それは次の二点に要

約される。第一に、説教を有ることに拵手は
不可欠では無いということがある。これが、
様々好事例から証明される。例えは、聖書の
「使徒行伝」第八章四節の「散らされて行つた
人たちは、御言を宣べ伝えながらめぐり歩
いた」という一節に依拠して、彼らが「説教
を有る以前にすべし拵手された」とは考え難
いと主張する。また、聖書ばかりでなく、具
体的に宗教史の中で、信徒の説教が果たした
役割を指摘する。さらに、国教会の典礼の中

で、信徒の教会書記が聖書の一節を讀みあげるといふ事実をひきあいに出して、信徒が説教を行はうことの正当性をウエスレは懸命に弁証しようとする。(8) 第二は、「必要性」の論理とも呼ぶべきものである。つまり、正規の牧師であるウエスレ一等の活動に対して、他の牧師の協力が得られない以上、牧師以外の信徒の手助けを受けることは決して批難すべきものではないといふのである。

必要性がある場合、かかる援助を利用

する。このことを決して聖書は禁じていない。(9) 多くの魂を飢餓状態のまま放置することこそ、絶対に避けなければならぬ状況だからである。この論理の背後に、魂の救済を最重視する。この論理の背後に、魂の救済を最重視する。と、いう彼の立場があることは明らかである。四八年、五月四日付のある牧師宛た書簡では、さらにこの観点から強調される。(10) ところで、ウエスレーは、押手札と大学教育を受けた正規の牧師と信託説教者を比較する。後者は、確かに経歴と資格からすれば前者に見劣りする。

に多くの人々の魂を救済できる人物こそ尊重
 よりも、仮にそれらが欠如していとも、実際
 さばい。むしろ、学識や挨拶を受けた人間
 ばいのばらばら、挨拶礼という權威は意味をば
 えるのは誤りなのである。魂の救済を行なわ
 いるから權威を自づから与えられていると考
 礼の有無は問題とばらない。挨拶礼を受けこ
 る。魂を救済するといいう一点に関し、挨拶
 せる魂を救済する權威をもつていふのであ
 る。しかし「可べこのキリスト者は「死

されなければならぬ。人々の魂の救済とい
う課題が、按手礼と、いう牧師の客観的権威よ
りも優先されなければならぬとい、主観主
義的論理が採用され、かかる認識のもとに信
徒説教者の採用が弁証される。さらに、国教
会との分離問題が顕在化し、信徒説教者の存
在が改めて問題化する。五〇年代において、
イスレールは、[「]内的召命[」]と[「]外的召命[」]と
い、う論理を前面にだして、説教者採用の正当
性を明らかにしようとする。[「]内的召命[」]と

は、当該個人が主観的に体験する神からの召命意識であり、^レ「外的召命^レとは、制度的権威が客観的に与える資格を意味している。すなわち、前者は主観主義的立場であり、後者は客観主義的立場である。ウエスレ^イは「アダム宛のある書簡の中で、この二つの召命の関係を「通常の場合、内的と外的双方の召命が必要^レな要件です^レ」⁽¹¹⁾と述べ、説教の資格に^レ関しては、両者が備わ^レてい^レる^二とか望ま^レし^一いと^二する^一。しかし、それはあくまでも「通

常。の場合に可きず、ウイスレを取り囲む
状況は決してそうではない。その場合、両者
の関係を彼は次のように述べる。
「神からのみ召命を受け、人間から受けて
いない者は、人間からのみ召命を受け神から
それを受け、いない者よりも、より一層、説
教をする権利をもっている、と我々は考えま
す。今や、牧師の多くが、人間から召命を
受けているけれども、神の福音を説くため
に、神から召命されてはいないといいう二つは議

的立場の優位は明らかである。

かるウエスレ一の論理において、主観主義

彼らの採用と存在を弁証するわけである。

命の持主と積極的に規定するにとよて、

「説教を有る為に神が呼びだした」内的召

ことの正当性を示す。彼は、信徒説教者を、

師の資格をもたない人々が説教活動を行なう

的召命よりも重視することで、制度的には牧

このように、ウエスレイは、内的召命を外

論の余地のないことである。(12)

以上のよう、野外説教と信徒説教者の採用に関する弁証に示される通り、ウエスレムが行った初期の国教会からの逸脱を正当化する論理は次の三点に要約できる。(1)神と聖書の權威こそ至上の絶対的權威である。(2)福音宣教と人々の魂の救済は、一切の人間の制約を超えた神からの絶対的命令である。(3)自己の行為は、神が彼に与えたかかる命令の遂行という不可避の義務の履行である。このように、その基本的論理は、国教会の制度的権

威からの逸脱を神と聖書という一層根本的
 権威をもち得ることによつて正当化するとい
 うものであるが、この論理が成立するた
 めには、至上の権威である神の意志とウ
 エスレの言動が一致していふ点
 が不可欠である。神の意志とウ
 エスレの行為という等式
 が成立することによって、初め
 て彼の逸脱行動が神
 と
 いう至上の権威から正当化される。その意
 味から、先の三つの弁証の論理のポ
 イントは
 (3) にある。この点について
 は後に改めて検討

あることにほなるが、ここでは彼の論理が、常に神の意志と自分の言動の同一視を前提して展開されていることに言及するに留めておく。さて、次に、聖職按手礼の行使というウエスレールの晩年の逸脱における正当化の論理をみよ。この逸脱行動は、国教会の宗教的權威と秩序とは無関係に、一部の信徒説教者のサクラムント執行を可能としたという点で、初期のそれと比して極めて重大な意味をもつものといえる。かかる行為に対する彼の

并証の論理は以下の三点に要約される。(1) 聖書には監督制を絶対視する如何なる規定をも存在しない。(2) 初代教会において、主教と司祭は同一階級であった。(3) 絶対的必要性が存在した。晩年のこの論理を初期の逸脱のきれと比較してみよう。権威の絶対的基準として、聖書の権威を設定している点に關して、明らかに両者は共通している。しかし、初期の場合との決定的な相違点は、初代教会の状況を正当化の支えとしながら、国教会の宗教的権

威と制度的秩序の絶対視を根底的に批判して
いるという点にある。晩年の逸脱が按手礼の
行使という国教会の制度的權威の根幹に抵触
するものである以上、その正当化の論理も、
初期のそれに比較して、国教会の宗教的權威
と秩序の根本を正面から問題とすることには
「たのである。但し既に示唆したように、晩
年の逸脱のかかる正当化の論理の特徴は、一
七八〇年代に「突然あらわれ、きたわけ
ではない。むしろ、二つした立場は、次に論

教皇から由来する委任に依存して、
 職の有効性が、使徒たちからの継承と
 書簡から明らかである。(13) その中で、
 日付の W・ホーイル (Westley Hall) 宛の彼の
 していた。このことは、四五年、一二月三
 権に関する高教会的な客観主義的立場を堅持
 一七四五年まで、ウエスレーは、使徒継承
 徐々に定着していった。たものと言え
 年代から早くもウエスレーの心の中に浮か
 び、

とを述べると共に、使徒権の継承者と考えら
れる主教の委任がなければ、サクラメントの
執行を行なうことほげできないといふ。
し、さらに、主教―司祭―執事といふ聖職
の三つの秩序は、使徒的制度からだけであ
る、聖書によつても權威づけられてい
る主張するのである。つまり、この時期のウ
ズレは、少くとも彼の意識において、国
教会の宗教的權威と聖職秩序を神聖不可侵
のものとするといふ客観主義的立場を、依然と

して懐いていた。彼の意識にとつて、既に行
 ばわられていた逸脱も、決して、この神聖な国
 教会の宗教的權威を侵犯するものではなかつ
 たのである。(14)
 ところか、翌年、一月に、ウエスレイはキ
 ング卿が一六九一年に出版した『初代教会考』
 を読み、この読書によつて決定的な影響を受
 ける。一七四六年、一月二〇日付の『日誌』
 の中で、それを次のように記している。
 『キング卿の『初代教会考』を読む。私の

最初に監督制の神学的な権利が主張されたのか。
 7 問、どの時代に、イングリンドにおいて、
 に対しても次のように述べる。
 的に肯定している。そして、監督制の神聖視
 う見解を退け、教会統治形態の多様性を積極
 じて実施されることを命じたものであるとい
 聖職の三つの階級は、神があらゆる時代を通
 にされる。そこで、先に絶対視されていた
 会の監督制に対する彼の見解の変化が明らか
 る。四七年の年会議事録では、さらに、国教

答、おはそ、エリザベス女王の治世の中期。
 その時まで、イギリスに於けるべきこの
 主教と牧師は、絶えず、監督制的に按手され
 たいない人々の世話を認められ、また、これ
 に与かつていた。(16)
 このように、彼は、国教会の宗教的權威と
 監督秩序を歴史的に形成されたものであると
 して、それらを相對視する立場に立つ。かか
 る立場は、ステインガフリト主教の口イレ
 ニコン『(Irenicon)』の読書によつて、さら

い 継 承
 は 作
 り 話
 に あり
 ぎ が
 (18)
 ウ エ
 ス レ
 一
 可
 の だ
 あり
 (17)
 も は
 や
 跡 切
 れ
 る
 ニ
 と の
 間
 言
 め
 ら れ
 た
 も の
 だ
 あり
 ニ
 と
 を
 信
 じ
 たい
 と
 断
 言
 そ
 れ
 故
 ウ
 エ
 ス
 レ
 は
 監
 督
 制
 が
 聖
 書
 に
 定
 め
 ら
 れ
 た
 ニ
 と
 を
 疑
 問
 の
 余
 地
 なく
 証
 明
 し
 て
 いる
 ば
 権
 利
 は
 決
 し
 て
 初
 代
 教
 会
 に
 お
 い
 て
 主
 張
 さ
 れ
 定
 の
 形
 態
 も
 定
 め
 て
 お
 ら
 ず
 監
 督
 制
 の
 神
 的
 ト
 も
 彼
 の
 使
 徒
 たち
 も
 教
 会
 統
 治
 の
 如
 何
 なる
 特
 作
 に
 お
 い
 て
 ス
 テ
 イ
 ン
 グ
 フ
 リ
 ー
 ト
 は
 キ
 リ
 ス
 に
 補
 強
 さ
 れ
 る
 ウ
 エ
 ス
 レ
 一
 に
 示
 され
 ば
 二
 の
 著

は、⁷カンタベリー大主教と同様に真のキリ
スト教的^L主教^L (19) であるといふ意識に到達する。
⁷聖餐を執行する権利と同様に⁷按手する
権利^Lをもち⁷ていふといふ立場に明確に立つ
わけである。(20) 八四年の按手礼の行使は、ま
さに、国教会の宗教的權威と聖職秩序に關する
こゝろした彼の立場の變化を前提にしており、
逆に、⁷その現實的行使によつて、まゝまゝは
⁷きりとかかる立場を主張することとを余儀な
くされたのである。

代教会において「主教と司祭が同一階級であ
 とを理解する。さらには、キングの著作は、初
 命じた絶対的で神教的な教会統治形態ではない二
 いて、国教会の監督制という聖職秩序が神の
 リーットの読書によつて、初代教会の歴史にお
 会の実践を重視する。キング、ステインガフ
 の行為の正当性の基本的論拠として、初代教
 う。先の論述から明らかにならうに、彼は自己
 スレーが採用した正当化の論理の問題に戻ら
 ここで、もう一度、聖職按手に際してウエ

ったことを明らかにする。初代教会の状況
 についてこのようにした認識が、ウエスレ
 ーに按手札を行使させる一つの論理的
 前提を形成する。彼の正当化の論
 理の主要な論点の一つとして利用され
 るわけである。M・ヒルは、ウエスレ
 ーの国教会からこの逸脱に対する正
 当性の最も重要な論点として初代教
 会の伝統を指摘し、ウエスレ
 ーの逸脱行動を、ウエスレ
 ーの支配の類型を念頭に
 置きながら「伝統による革命」として
 位置

に、⁽²³⁾ ウエスレ¹は、²の思想形成において、
 統³が存在して⁴いる。⁵グリ⁶ンが指摘する⁷ように、
 を最重視した⁸国教会内の⁹拒誓臣¹⁰従者¹¹たちの¹²伝
 の¹³こ¹⁴う¹⁵した¹⁶論理¹⁷の¹⁸背景¹⁹には、²⁰初代教会²¹の²²実践²³
 彼の²⁴種々の²⁵変則的²⁶行動²⁷を²⁸正当化²⁹して³⁰いる。³¹⁽²²⁾ 彼
 的³²の³³論拠³⁴として³⁵あり、³⁶その³⁷伝統³⁸を³⁹基礎⁴⁰にして、
 会⁴¹の⁴²採用⁴³に⁴⁴際⁴⁵して⁴⁶も、⁴⁷初代教会⁴⁸の⁴⁹伝統⁵⁰を⁵¹基本
 ソ⁵²ディ⁵³イ⁵⁴ズ⁵⁵ム⁵⁶を⁵⁷特⁵⁸徴⁵⁹づ⁶⁰け⁶¹る⁶²愛⁶³餐⁶⁴式⁶⁵や⁶⁶徹⁶⁷夜⁶⁸祈⁶⁹と⁷⁰う
 エ⁷¹ス⁷²レ⁷³ー⁷⁴は、⁷⁵按⁷⁶手⁷⁷礼⁷⁸の⁷⁹行⁸⁰使⁸¹ば⁸²か⁸³り⁸⁴で⁸⁵な⁸⁶く、⁸⁷×
 づ⁸⁸け⁸⁹て⁹⁰い⁹¹る。⁹²⁽²¹⁾ 確⁹³か⁹⁴に⁹⁵ヒ⁹⁶ル⁹⁷の⁹⁸指⁹⁹摘¹⁰⁰する¹⁰¹通¹⁰²り、¹⁰³ウ

彼らの影響を決定的に受け、そのため、
 初代教会の實踐は、ウエスレいの判断基準の
 重要な一角を形成したと考えられる。その意
 味から、ヒルが指摘するよう、初代教会の
 伝統は、ウエスレいによる国教会の聖職秩序
 の相対化と、そこから逸脱に対する正当化の
 論理として決して無視できない重要性を
 持っている。

ヒルの問題提起を念頭に置きつつ、ここ
 初期から晩年の逸脱に一貫してみられるウエ

のを破棄するに
 ことほげでき
 ない
 (24)と
 いう彼の基
 礎
 監督制は、
 神的權威によ
 りて決定され
 たも
 も、
 最も重要な權
 威をもつもの
 は、
 言うまで
 脱は許容され
 るべきである
 。
 この論理にお
 いて、
 国教会の宗教
 的權威と聖職
 秩序からの逸
 の救済という
 神の絶対的命
 令の遂行にあ
 たり
 を重要な正当
 化の根拠とし
 て、福音宣教
 と魂
 こみる。可なり
 ち、聖書及び
 初代教会の伝
 統
 として、
 正當化の論理
 を次のように
 定式化し

本
的
認
識
を
前
提
に
し
て
い
る
と
考
え
ら
れ
る
。
と
こ
ろ
が、
ウ
エ
ス
レ
ー
は、
国
教
会
の
宗
教
的
権
威
と
聖
職
秩
序
の
評
価
に
際
し
て、
徹
頭
徹
尾、
こ
の
論
理
を
貫
徹
し
た
わ
け
で
は
な
い
。
む
し
ろ、
国
教
会
の
宗
教
的
権
威
と
秩
序
を
可
能
な
限
り
尊
重
し
よ
う
と
あ
る
。
彼
は、
国
教
会
の
宗
教
的
権
威
を
絶
對
視
す
る
立
場
か
ら
離
れ
な
が
ら
も、
依
然
と
し
て、
「
教
会
統
治
の
監
督
形
態
が
聖
書
的
か
つ
使
徒
的
で
あ
る
こ
と
を
信
じ
て
い
る
」
L (25)
と
い
う
の
で
あ
る
。
ま
た、
メ
ソ
ヂ
イ
ズ
ム
の
説
教
者
の
存
在
を
神
か
ら
の

内的召命という論理によつて弁証しつつも、
 最晩年のある説教では、あくまでも牧師と説
 教者の職務の相違を強調し、前者だけがサク
 ラメントを執行する権威と権限を保持してい
 ることを述べている。(26) 彼の主観主義的立場は
 明らかに不徹底であると言えらる。

国教会の宗教的権威に対してウエスレーが
 示す尊重と逸脱という一見矛盾した二つの立
 場の関係は、彼の論理の中でどのよう位置
 づけられたいたのだらうか。この問題を解く

鍵は、晩年の逸脱の正当性に対する理由の(3)
として指摘しておいた「絶対的必要性」(obj-
solute necessity)の存在^Lという論理にあ
る。これは、絶対的必要性の有無に従^rて、
国教会の権威秩序の尊重と逸脱が判断される
というものと言える。つまり、神の絶対的命
令の遂行にと^rて、国教会の権威秩序からの
逸脱が「絶対的に必要である^L」場合、その逸
脱は正当化され、「絶対的必要性^L」が存在し
たい時、国教会の宗教的権威は尊重されたい

自己の行動原理を二う要約する。『私は、人
 簡では、信徒説教者の採用の理由に関連して
 原理といえる。例えは、一七五六年のある書
 脱への弁証から一貫して看取しうる彼の行動
 考えることができ。この論理は、初期の逸
 彼の基本的態度の温存を可能にものとし、
 同時に、国教会の權威の尊重と分離とい
 の正当化の根拠を究極的に支えるものであり、
 こそ、国教会からの逸脱に対するウエスレ
 れば、なら、はい、という論理である。か
 かる論理

間の法令に反して行為するための絶対的必要
性が存在すると考えられる場合にはどこにおいて
も、あらゆる人間の法令に従う⁽²⁷⁾。信徒の説
教を認められたのは、この絶対的必要性が存在
する^Lと考へられたからだとはいうわけである。按
手札の行使に際しても同じ原則が適用される。
八五年のある書簡では、自分がカントベリ
の大主教と同様「キリスト教的^L主教である
との立場を表明しつつ、^L必要な場合^Lを除
いて、かかる権威を行使する意図のないこと

まさにこの「絶対的必要性」の論理にあつた
 意味から、ウエスレリの逸脱の論理の核心は、
 「その正当性が弁証されていゝる」(29) 二つした
 の任命も、可へてこの「絶対的必要性」によ
 り、年会の開催、年会での巡回区への説教者
 題された説教では、初期の逸脱の諸点と並ん
 である。(28) さらに、八九年の「牧師の職務」
 と「私の義務である」と確信したといふの
 性「が」存在したため、按手礼を行つた二
 を述べると、しかし、アメリカの場合「必要

といえる。このことは、自分の生涯を貫く二つの原則を次のように述べていることから裏付けられる。第一に、私は国教会から分離するつもりはない。しかし、第二に、必要の場合、私はそれからはずれるであらう。(30)「絶対的必要性」の有無が、ここでは国教会の宗教的権威と聖職秩序からの逸脱を左右する決定的基準とされていくわけである。さて、この「絶対的必要性」という問題をもう少し検討してみよう。まず、「必要性」

という論理は、神的權威の絶対性という前提
 の上に成立してゐる。換言すれば、神的權威
 とそれが命ずる福音の伝道は、魂の救済が絶対
 的課題であるとの認識を前提にして初めて、
 この至上の課題を遂行するするためには、必要不
 手段という問題がでてくる。この前提があれ
 ばこそ、必要性として、という論理は正当性の根
 拠たりうるわけであり、これを欠いては、必要
 性をほ全く無意味なものとなる。しかし、
 魂の救済という目的の絶対性から、その目的

を実現するために採用された特定の手段を、
 「絶対的必要性」として正当化するこ
 きない。目的の絶対性だけで、その
 方法論の絶対性を導くことはできな
 いる。目的の絶対性の次元からだけ
 の救済にと、この手段の「必要性」
 「絶対的」で一義的に決定されない。
 的必要性「が正当化の論理の決定
 する為には、その手段の選択の「必
 定する次元での絶対性が確保され

らない。特定の手段の選択の「必要性」が、
 「絶対的」に主張できるとき、「絶対的必要性」
 の論理は、目的の至上性を前提にしたうえで、
 国教会からの逸脱を正当化するための最も重
 要な論理となることができる。そうではけれ
 ば、逆に目的の絶対性は、特定の方法论と手
 段（例えば、国教会の聖職秩序）を相対化す
 る論理にだけ転化し、結果的には無数の恣意
 的「必要性」の判断が生ずることになるの
 である。したがって、「絶対的必要性」の根

抛をウエスレ一が如何なる地点に求めると
いう問題こそ、彼の展開した正当化の論理を
検討するうえでの最も重要な課題であり、同
時にそれを通じて、彼の権威の性格を理解す
ることができるといえる。ここに、正当性の
問題は論理から判断主体の意識の問題に移行
するのである。

ところではウエスレ一は、自己の国教会から
の逸脱を「絶対的必要性」の論理によつて正
当化するには際して、先に指摘した「必要性」

に関する無数の怒意的判断という問題には悩
 まなかつたように見える。むしろ、彼は、自
 分以外の説教者がこの立場に立つことを断固
 として拒否する。例えは、彼は自分自身が按
 手札を授けた説教者に対して、インゲランド
 本国でのサクラメント執行を禁止するといふ
 態度をとる。これに対して、その一人であつ
 た T・ハンビー (Thomas Hailey) は、ある書
 簡の中で、「良心の爲に、国教会の教会に行
 くことができない人々に対して、聖餐を執行

あることとして、自分の義務であると述べ、ウエ
スレーの禁止命令に次のように反駁する。『
もし私がそうしたら、聖餐の執行を停止する
こと——筆者注——、私は罪を犯すことになり
まいしょう。なぜなら、それは私の義務である
と確信しているからであります。』(31) さらに、
ハンビーは、別の書簡で自分が聖餐を執行し
ないことは、人々が全く聖餐に与らなくとも
良いと主張することになるとして次のように
述べる。『これは、私には、キリストの命じ

とある。兩者とも、神の權威の絶対性から、
 による聖餐執行の「必要性」を正当化しよう
 ンビも、神の命令を至上の權威とし、彼
 同質なものであることは明らかであろう。ハ
 かる論理が、ウエスレの逸脱の論理と全く
 私の義務であると思いまう。(32) ハンビの
 私はこの控を守るために、敢然と進むこと
 ろうが——何の權威ももっていないのであ
 に対して、誰も——人間であろうか天使であ
 られた控を破壊したように思えまう。この控

自己の行為の正当性を弁証しようとするわけ
である。にもかかわらず、ウエスレいは、最
後までハンビ一等の主張に耳を貸さない。こ
れは、「必要性」の判断の主体が、あくまで
も彼自身にだけであるとのウエスレ一の意識
を端的に物語っている。つまり、彼が特定の
手段の採用を「必要」と判断した場合に限
このみ、国教会の宗教的權威からの逸脱は正
当化され、それ以外の勝手な「必要性」の判
断は拒否される。ここに、判断主体はウエス

の上位にウエスレ一の判断が存在することを
 れるわけであり、これは、既に国教会の権威
 ば、国教会の宗教的權威からの逸脱は是とさ
 し、かし、彼が「絶対的必要性」を認めら
 の尊重と分離という立場の反映とも解せる。
 聖餐執行の禁止命令は、国教会の宗教的權威
 である。もちろん、ハンビ一等に対する彼の
 彼の意識の内部で絶対性の根拠を獲得するの
 次元の絶対性は確保される。必要性は
 レーだけに特定化され、「必要性」を決定す

如実に示しているといえる。極端に言えば、彼の一存によつて、国教会の宗教的権威と秩序からの逸脱と尊重の程度が決定されることにならる。実際、ハンビーと同様の命令を受けただ・ポーション (Johnson Dawson) は、それを「教皇自身さえ行使しなかつた」に驚くべき権力と評したのである。(33) 以上の意味において、絶対的必要性の論理は、ウエスレリを唯一の判断主体とした、彼自身に固有な権威意識に全面的に依存するものであつたとい

意^レ的であるとい^レう意識を生^レ涯持^レちあ^レわ^レせ^レな^レか
 え^レる。もち^レろ^レん、彼^レは、自^レ己の判^レ断自^レ体か^レ怒
 意^レ的であ^レるとい^レう意識を生^レ涯持^レちあ^レわ^レせ^レな^レか
 った。国^レ教会か^レらの逸^レ脱は、あ^レく^レま^レで^レも、彼
 に^レと^レつて自^レらの「選^レ択^レ」では^レな^レく、「必^レ要性
 に^レ由^レ来^レする^レ」不可^レ避^レな^レもの^レと^レさ^レれた。(34)「必^レ要
 性^レ」は、彼^レの主^レ観^レ的^レな意^レ志^レの次^レ元^レに属^レする^レも
 の^レでは^レな^レく、神^レの絶^レ对^レ的^レ計^レ画^レか^レら演^レ繹^レ的^レに要
 請^レさ^レれる、い^レわ^レば客^レ観^レ的^レな必^レ要^レ性^レと^レも呼^レぶ^レべ
 き^レも^レの^レと^レし^レて捉^レえ^レら^レれる。ウ^レエ^レス^レレ^レの意^レ識
 にお^レいて、そ^レの判^レ断^レは、彼^レの怒^レ意^レ性^レを^レ超^レえ^レた

神の摂理に全面的に帰属するものとされたわけである。かかる意識は、明らかに、神の摂理に従って、その意志を実現する為に神から特別に召命された者であるというウエスレールの自己認識を前提としていいる。彼は、一七三九年、六月二三日付の弟子ヤールズに宛てた書簡の中で、自ら「通常の召命」と「特別な召命」の双方を持つていいると述べていいる。彼によれば、この「通常の召命」とはウエスレールが主教から受けた授けであり、それ「が

神の言葉を説教する為の權威を授与される
 という内容をもつている。(35) 二れに對して「特
 別な召命」とは、「通常の召命」
 福音伝道に對してあることを、
 が神の意志を満足させるものであることを、
 神が「特別な仕方」で証拠だてていること
 を指している。二ここで、彼は「明らかに自分
 自身が福音伝道に關して特別に神から使命を
 与えられていたとの自己認識を表明して
 いる。
 つまり、神の意志を福音伝道にあるとみ
 たい、
 その実現の為に自己が特別に呼びだされ
 ている。

るとし、ていゝるわけである。神は、福音を世界
 中に宣教するといふ目的の為に、ウエスレ
 を呼びだし、彼をレエメソデイズムを創設さ
 せる。(36) それ故、メソデイズムの活動全体も、
 「神の摂理の特別な配割」とほる。(37) 二うした
 神の計画の中に、ウエスレも彼の運動も位
 置を占める。それらは、神が特別に選択した
 手段に他ならない。かかる彼の自己規定が、
 その判断の絶対性を保証する。まさには、神か
 ら「摂理的に召命されていゝる者」といふウエ

スレ一の自己意識こそ、国教会からの逸脱に際して、彼が、自己の判断の恣意性という問題に心を煩わせることなく、いわば客観的に行つた絶対的必要性^Lというかたちで自己の行為の正当性を弁証しえた根拠であつたと考えられるのである。

かかる論理は、組織内での彼の権威行使の正当性に際しても適用される。一七六六年の年会議事録において、ウエスレーは自己の権力の発生を次のように述べる。

「一七三八年、一月、来るべき怒りから
逃れたいと望むニ、三人が、続いて七、八人
がロンドンの私のところに来て、私に
忠告と祈りを彼らと共にに行ぼうことを希望し
た。私は、もし、あなただけが木曜の晩に
会合するならば、私は、できる限り手助けを
したいと思えます。」と言った。それから、ま
りまり多くの者が彼らと会合したいと望み、
ついに、数百人にも増加した。……その希望
は彼らの側にあって、私の側にはないことがわ

送ることにだつた。しかし私は、彼らに手助け
 を与えることを拒否すれば、神の前で罪をま
 めがれないと理解した。……ここに私の権力
 が始まつたのである。(39)
 明らかに、彼は、自己の権力の発生を自分
 の主体的意志によるものではないとしている。
 その権力は、メンバーからの強い希望を、神
 に対する責任から、自分の個人的希望に反し
 てもやむなく引き受けたところから始まつたとい

う。同様の論理から、説教者に対する彼の権
 かも説明される。彼らはい、イエスレに「福
 音の息子」として仕えたことを自分から希
 望したのである。彼が彼らに乞いを望んだ
 のではないといふのである。このように、彼
 の組織的権力の発生は、自ら「追求」したも
 のではなく、「神の摂理への従順」と「人々
 の善」のため、に受動的になされたものとされ
 る。それは、「神の摂理が、私の意向や選択
 にかかわりなく、イエスレに課されたもので

は、それによつて、彼の個別的権力と權威の
 こゝで主張される彼の主体的意志の放棄と否定
 意志とウエスレ一の意志が重荷あはされ、
 れらが神の摂理そのものだからである。神の
 その權威と権力が不可侵で絶対的なのは、
 とが、結果として彼に絶対的権力をもたらす。
 志は背景に退き、神の意志に受動的に従うこ
 性は、神の摂理に求められる。彼の主体と意
 る。(40) こゝでも、ウエスレ一の権力行使の正当
 あり、神が彼の上に置いた「重荷」なのであ

絶対性の論理へと反転する。つまり、神の意志と摂理の絶対性によつて全的に否定された彼の主体的意志と判断は、この否定によつて自己こそ神の意志の担い手であるといふかたちで、再度、絶対的に定立されるのである。自分を「摂理的に召命された」とみよしかかるとウエスレリの強烈な自己意識こそ、彼のあらゆる言動の正当性を究極的に根拠づける拠点といえる。これは、筆者の指摘した彼の回心体験を起点とする自己の存在の根拠に對す

る主観的。自己納得の深化とその心的態度の
 反復に他ならない。回心によつて獲得された
 神のイニシアティブへの信頼が、伝道の成功
 によつて、神から伝道のために行摺理的に召
 命された者という自己納得へと転じていく
 のである。自己の逸脱に対する正当性の重要
 な論理的根拠としてヒルが指摘する初代教会
 の伝統が存在するにしても、そもそも初代教
 会の伝統への回帰という希望は、既にオツク
 スフォード期やジョージア時代のウエズレー

の活動を内的に支えている。(41)しかかも、かかる希望の実現はジヨージアでの挫折を帰結する。それは、決して既存の宗教的權威の突破と逸脱の継続を支える強烈好心的態度たりえない。回心とそれに続く伝道の成功こそ、自らの存在の究極的根拠をウエスレに発見させた。伝道活動のために「摂理的に召命された」者であるとの彼のかかる強烈好自己意識とその深化が、一面において、新しい宗教集団の誕生を可能とするとともに、ウエスレを絶対

的な權威主体として述べたといえるのである。そ
 れ故、彼の權威行使の正当性の根拠は、神の
 摂理によつて設定された福音の伝道という彼
 固有の使命に基づく神からのカリスマの奉託
 にあつたと考へることのできるものである。そ
 して、この意味において、ウエスレイの權威
 の性格は、ウエーバーの言うカリスマ的權威
 とおなじうるのである。
 さて、最後に、本節におけるウエーバーの
 カリスマ概念の適用に含まれる問題に言及し

なければならぬ。筆者は、本節において、ウエスレートのカリスマ的権威を彼自身の論理と意識に看取される正当性から明らかにした。しかし、ウエーバーの「カリスマ概念は、その概念の重要な構成要素として非日常的性格と関係的性格を含むでいる。」「これは、『日常性の対極にあるものとして、またカリスマを証する者として認めうる者』という関係概念として類型化されていゝる(42)と取りわけ、後者の性格は近年の「カリスマ論」において最も強調される

点である。カリスマは、カリスマ保持者の意
 識や人格に端的に独立して与えられるわけ
 はなく、カリスマ的人物と与の認承者あり
 は社会との関係において形成されるという見
 解である。かかる見解からするならば、ウエ
 スレートのカリスマ的権威は彼自身の内的意
 識において単独で形成されるわけではなく、信
 者を中心とする社会的諸関係において形づく
 られていくことになる。本節において、この
 カリスマ形成の問題をどのように考えるのか

は当然問われることになろう。それ故、筆者
はここぞ、カリスマ形成を社会と個人の弁証
法的プロセスとして理解するW・リッポの所
説を参考にし、ウエスリーのカリスマ形成
という論点を検討し、あわせて非日常的性
格の問題について若干言及してみたい。(43)
リッポは、逸脱社会学とシンボリック相互
作用論という二つの視点から、カリスマ形成
の三極モデルを提出する。それによると、カ
リスマ的過程は、社会的な周縁領域を出発点

(第一極)として始まり、ついで、それらが
 「象徴的で超越的な水準」で、カリスマ的個
 人とその追従者によつて現実化される(第二極)
 最後に、彼らの活動と価値が中心的な社会領
 域へと移行する(第三極)というものである。(44)
 彼のかかる三極モデルにおいて、中心的な役
 割を演じている概念がステイグマである。こ
 れは、社会が特定の逸脱行動に対して与える
 レッテルであり、否定的な特性を賦与されて
 いる。それは、「正常性からの逸脱の印」で

あり、そのステイグマの担い手は「道徳的無
 資格者」として社会的周縁に追放され、彼ら
 の「自己アイデンティティ」も危機に晒され
 る。しかし、このステイグマの担い手は、時
 として、この社会的存レツテルを再解釈し、
 「象徴的操作」による「対抗的評価」を
 打ちだす。(45)つまり、彼らには、自分自身に与え
 られた「欠点」を再評価し直し、それらを「
 積極的要素」として提示する。リッゾは、こ
 れを「自己ステイグマ化」と呼ぶ。(46)この自己

して好まれた否定的評価を、象徴的操作によつて
 をかりすま化と考へる。つまり、社会によつて
 イグマから自己ステイグマ化への転換の過程
 する。と、いふのである。(47) リッパは、負のステ
 動の周縁的領域を社会的生括の中心へと推進
 ステイグマ化は、この意味において、逸脱行
 イデンステイグマ化の創造へと向かい、自己
 する。そして、これが新しい価値と自己了
 らの逸脱行動を正当化する積極的価値へと転
 ステイグマ化によつて、否定的価値づけは彼

て肯定的評価へと転がる過程の中にナリスマ
の誕生を見るわけである。⁶
さて、リッポ⁷⁰のかかる所説を念頭において
ウエスレーのナリスマ形成の問題を考えこみ
よう。グリーンによれば、ウエスレーは、青
年期より、自己が神から特別に召命された人
間であるとの意識をもつていたという。⁽⁴⁸⁾そこ
に、火災から奇跡的に救出された人間という
意識が関与していたことは想像に難くない。⁶
しかし、こうした意識は、多くの他者を動員

する対社会的な行動に結びつかない限り、彼の
のカリスマ形成と直接的につながらない。筆
者は、彼のカリスマ形成の出发点を、一七三
八年のジョージア植民地からの帰国と、これに
続く彼の教会からの排除と考えてみたい。既
に第二章で述べたように、植民地での挫折体
験は、彼のアイデンティティを危機的状況に
到らしめる。自己が「神の栄光から墮落した」
人間であり、「他の人々を回心させるために
渡米した自分自身」が、実は神に回心してい

なかつたという痛切な自己認識こそ、帰国した時の彼の心情を端的に表現している。(49) こうした心理状態で帰国したウエスレーは、モウグイア派との接触によつて、教会から排除されることとなつた。(50) さらに、彼の言動は「粗野な熱狂主義」、「狂信者」と呼ばれるようになる。こうして、ウエスレーは、「狂信者」という負のステイガマを与えられ、教会の周縁に追放される。しかし、回心とそれに続くブリストルでの野外説教の成功は、彼に、自

分自身が神から人々を救済するといふ使命を
 委託されているとの強い確信を与える。事実、
 このブリストルでの成功の渦中で書かれた書
 簡の中で、彼は自分の「特別な召命」の根拠
 を、伝道の「特別な」成功に求めている。(51) 今
 や、教会からの排除といふ否定的な体験は、
 それによつて余儀なくされた野外説教の成功
 によつて、神の摂理の下での必然性として肯
 定的に評価し直される。国教会の宗教的權威
 という既存の神的秩序に代つて、ウエズレー

が神的命令の担い手として、その秩序の中心に身を置くことになる。彼を中心に据えた、神的秩序が再編されるわけである。神がウエスレ―に福音の伝道を委託した以上、⁷ 国教会は私に沈黙を命ずる何らの権力も持たない^{L(52)} という彼の常套句は、このことを端的に示している。したがって、先に検討したウエスレ―による逸脱の正当化の論理は、この意味において、社会の与える否定的評価に對する對抗評価とみたりすることができず、つまり、

社会の側からの「狂信者」というレッテルに
 対するウエスレ一の側からの弁証は、必然的
 に、自己への負のステイイグマを行なった既存
 の評価基準とは異なる新しい權威と評価基準
 の設定とこれに基づく自己ステイイグマ化を意
 味する。そして、ウエスレ一の「摂理的に召
 命された」者という意識こそ、まさに「象
 徴的操作」を媒介とした自己ステイイグマ化に
 カリスマ化に他ならないと考えられるわけだ
 がある。

さて、ウエーバーによれば、カリスマの担
い手は、「自分に振り当てられた任務をつか
みとり、彼のもつ使命によつて服従と帰依と
を要求する」⁽⁵³⁾ の際、彼が服従を獲得しう
るのは、彼の使命を確証する「効験」による。
カリスマの担い手がこの「証」に失敗する
時、彼の要求は瓦解する。ウエーバーにおい
て、神が彼に与えた使命とは「福音の伝道に
よる人々の魂の救済」である。この目的の為
に、彼は「摂理的に召命」されている。した
らば

が、彼のカリスマの承認の場は、彼のこ
 の使命が確証される野外説教の現場に他なら
 ない。彼のおこぼれう説教に、多くの人
 々が回心する場面こそ、彼のカリスマの相互
 的承認がなされる空間といえる。しかも、か
 かる「カリスマの磁場」は、「カオスと言
 うる」正常な社会関係の欠如としてこの社
 会の周縁に親和性をもつ。(54) 本来、既
 存の教会
 空間を中心とするならば、野外での説教は、
 それと対立する周縁を意味している。野外は、

既存の支配秩序（ノモス）がカオスと接する境界領域なのである。グリストルでのウエスレ一の野外説教は、多くの人々の叫び、苦悶、爆発的ば歡喜という状況をひきおこす。こうした状況は、まさに、神の力が自由に働く非日常的なカオスの出現であり、そこにウエスレ一の力リスマの発現と承認の空間が形成される。彼の説教がもたらした人々の劇的で瞬間的な回心状況は、彼自身を含め、彼を取り囲む人々に、ウエスレ一のもつ卓越した力を

証した。回心を体験した或る者は、
 「あなたが主の預言者です！^{L(55)}と叫び、別の者は、
 回心の際の激しい苦悶の中で、集ま
 った人々に「神の正しい裁きを、
 全世界に見せる！^Lと叫んで、
 ウエスレ一の言動の正しさを証す。⁽⁵⁶⁾
 野外的に多くの人々の劇的な回心
 によつて、狂人、狂信者、
 といふステイグマを与えらるゝと
 共に、⁽⁵⁷⁾かか
 る空間の中で彼固有の使命の証し
 と承認がなされたといえるのであ
 る。この意味において、

一七三九年のブリストルでの野外説教の成功
は、福音宣教の為に特別に召命された者とい
う彼の対抗評価の「信憑性」を支える現実的
基盤に他ならず、この「信憑構造」を前提に
して、「狂人」というステイグマは、神から
選ばれた者という意識へと転ずるのである。
しかし、「カリスマの磁場」をカオス的な
「社会関係の欠如」にだけ限定することは誤
りである。それは、カリスマ承認の非日常的
性格を強調し、そのためカリスマ承認を特殊

る新しい意味秩序の提示者に対する彼らの実
存的応答から引き出されたのである。既存の
宗教組織の周縁にいたる人々にとりて、ウエス
レ一の説く神の恵みの万人への約束と救済に
関わる人間の能動性の強調は、彼らに自らの
存在の根拠に対する新しい意味と価値を与え
た。彼らの内面に向けこのウエスレ一のメッ
セージの到達点から、彼らの実存的応答がな
されるのである。ウエスレ一のかりすマの最
も直接的な帰依者である説教者たちの多くが

語る彼の人格と言動への感嘆は、(59) 彼らのかか
 る応答の具体的表現に他ならない。彼の示す
 神と人間と世界に対する新しい理解の内容が
 彼らの心と生活の上に新しい態度をもたらし、
 それによつて彼らは「メソディストと呼ばれ
 る人々」となつたのである。したがつて、内
 エスレ一の宗教的カリスマの形成は、彼の呼
 びかけと人々の実存的応答という両者の相互
 的關係の内に行なわれ、またかかる關係にお
 いて彼の強烈な召命意識は、ウエスレ一の内

面に確實なるものとして定着していつたといえるのである。ウエスレ―は、神から特別にマソティイストに召命されているといふ主観的な自己意識を正当化の根拠として、マソティイストたちに対して絶対的支配権を行使した。彼がかかるカリスマ的權威と支配は、しかしながら、マソティイストたちによる彼のマツセイジに對する実存的応答に支えられているといふ意味において、すぐれて宗教的實を有するものといえるのである。

[註]

(1) Weber, a. a. O., S. 549.

(2) Eberda, S. 124.

(3) Joachim Wael, Sociology of Re-

ligion (Chicago & London, 1967), p.

338.

(4) Letters, Vol. 8, p. 58.

(5) Works, Vol. 8, p. 113.

(6) Ibid.

(7) Letters, Vol. 1, pp. 285-286.

(8) Works, Vol. -8, p. 221.

(9) Ibid., p. 224.

(10) Letters, Vol. 2, pp. 147-149.

(11) Letters, Vol. 3, p. 150.

(12) Ibid.

(13) Letters, Vol. 2, pp. 55-56.

(14) Ibid., pp. 56-57.

(15) Journal, Vol. 3, p. 232.

(16) Minutes, Vol. 1, p. 36.

(17) Letters, Vol. 3, p. 182

(18) Letters, Vol. 7, p. 284.

(19) Ibid., p. 262.

(20) Letters, Vol. 7, p. 21.

(21) Michael Hill, The Religious

Order: A study of virtuoso reli-

gion and its legitimization in the

nineteenth-century Church of Em-

land (New York, 1973), pp. 104-

123.

(22) Cf. Works, Vol. 8, p. 255.

(23) Green, op. cit., p. 274.

(24) Letters, Vol. 4, p. 150.

(25) Letters, Vol. 3, p. 182.

(26) Works, Vol. 7, pp. 275-277.

(27) Letters, Vol. 3, p. 186.

(28) Letters, Vol. 7, p. 262.

(29) Works, Vol. 7, pp. 278-279.

(30) Ibid.

(31) Tyerman, op. cit., Vol. 3, p. 574.

(32) Ibid., p. 575.

(33) Ibid., p. 498.

(34) Journal, Vol. 7, p. 422.

(35) Letters, Vol. 1, pp. 322-323.

(36) Works, Vol. 7, pp. 277-288.

(37) Letters, Vol. 5, p. 257.

(38) V. H. H. Green, John Wesley (Lon-

don, 1964), p. 123. (T. H. Green,

Wesley)

(39) Minutes, Vol. 1, p. 60.

(40) Ibid., p. 61.

(41) Schmitt, op. cit., pp. 133-134.

(42) Weber, a.a.O., S. 140-142.

(43) Wolfgang Lipp, "Charisma-Social Deviation, Leadership and

Cultural Change: A Sociology of

Deviation Approach," in Joachim

Matthes, Bryan R. Wilson, Leo

Laeyendecker, Jean Séguy and

Henri Hilhorst, eds., The Annual

Review of the Social Sciences of

Religion, (1977), Vol. 1, pp. 59-77.

(44) Ibid., p. 61.

(45) Ibid., p. 66.

(46) Ibid.

(47) Ibid., p. 68.

(48) Green, Wesley, p. 123.

(49) Journal, Vol. 1, pp. 423-424.

(50) Ibid., pp. 460-462.

(51) Letters, Vol. 1, pp. 322-323.

(52) Letters, Vol. 4, p. 149.

(53) Weber, a. a. O. S. 655.

(54) 川村邦光「カリスマの磁場をめぐ

る」——カリスマ論の一考察——

宗教社会学研究会編『宗教の意味世

界』(雄山閣、一九八〇年)、二一

八頁

(55) Journal, Vol. 2, p. 187.

(56) Ibid., pp. 190-191.

(57) Ibid., p. 68.

(58) Werner Stark, op. cit., pp. 36-

38

(59)

Journal, Vol-5, p. 369, n-1,

Vol-7, p. 224, n-3, p. 290, n-2,

p. 324, n-1, p. 379, n-3, p. 411, n-1

第四章

ウ エ ス レ ー は 、 自 ら の 強 烈 な 召 命 意 識 に 基

づいて国教会の制度的権威を突破し、

イ ズ ム と い う 新 し い 宗 教 集 団 を 作 り 出 した。

しかも彼は、"国教会内のメソヂイイズム"と

いう原則に固執し、

国教会の内部へと吸収、消滅し、

その宗教施設に関する年会の権限を合法化す

る手段をとり、

教会から自立を保証する一つの制度的基礎

裂	一	織	問	ズ	一	に	水	制	が
へ	八	内	題	ム	七	終	る	度	与
と	四	の	以	は	九	了	こ	へ	之
発	九	混	上	彼	一	可	と	と	ら
展	年	乱	に	の	年	る	に	物	れ
す	に	と	厳	生	の	の	行	行	た
る	到	抗	し	存	ふ	あ	し	、	。
。	っ	争	い	中	あ	る	。	ウ	彼
。	て	は	組	に	。	。	ウ	エ	の
。	っ	多	織	お	ス	レ	エ	ス	個
。	い	く	的	け	レ	レ	ス	レ	人
。	に	の	緊	る	レ	レ	レ	レ	的
。	大	分	張	国	レ	レ	レ	レ	権
。	規	派	を	教	レ	レ	レ	レ	限
。	模	を	経	会	レ	レ	レ	レ	が
。	好	生	験	か	レ	レ	レ	レ	年
。	組	み	可	ら	レ	レ	レ	レ	会
。	織	だ	る	の	レ	レ	レ	レ	と
。	的	し	。	分	レ	レ	レ	レ	い
。	分	、	組	離	レ	レ	レ	レ	う

可
る
自
由
主
義
の
挑
戦
と
勝
利
と
し
て
記
述
し
て
い
 と
し
て
、
こ
の
過
程
を
ト
リ
リ
的
保
守
主
義
に
対
 争
が
組
織
運
営
に
お
け
る
民
主
化
の
要
求
に
あ
っ
た
 進
展
を
念
頭
に
置
き
た
か
ら
、
メ
ソ
デ
ィ
ズ
ム
の
抗
 ら
る
。例
え
ば
、
E
・
ア
ル
ヴ
ィ
ー
は
自
由
主
義
の
 理
解
し
よ
う
と
い
う
傾
向
を
も
っ
て
い
た
と
考
え
ら
 リ
ス
の
政
治
、
社
会
史
の
文
脈
の
中
に
引
き
つ
け
て
 争
と
分
裂
に
関
し
て
、
従
来
の
研
究
は
当
時
の
イ
ギ
 迎
え
る
こ
と
に
な
っ
た
の
で
あ
る
。こ
の
組
織
的
抗
 かけ
て
、
メ
ソ
デ
ィ
ズ
ム
は
一
不
統
一
の
時
代
を

置	な	、	指	命	そ	立	的	い	る
か	っ	た	摘	的	れ	と	に	不	同
れ	た	比	し	激	ら	捉	包	も	様
た	視	較	て	動	が	え	摂	、	に
政	点	的	い	の	イ	て	さ	抗	、
治	か	最	る	時	キ	い	れ	争	E
、	う	近	⁽⁴⁾	期	リ	る	て	と	、
社	ぶ	の	w	と	ス	⁽³⁾	い	分	R
会	ほ	研	・	密	と	ま	た	裂	・
状	あ	究	ワ	接	大	た	保	を	テ
況	る	者	1	に	陸	、	守	メ	イ
と	か	も	ド	関	に	ハ	主	ソ	ラ
そ	、	ま	・	連	お	、	義	デ	1
の	メ	た	R	し	け	ア	と	イ	、
展	ソ	、	・	て	る	オ	自	ズ	M
開	デ	そ	カ	い	政	1	由	ム	内
と	イ	れ	リ	る	治	ワ	主	内	に
の	ズ	ど	1	ニ	的	ナ	義	本	来
間	ム	れ	と	と	、	1	の	来	ワ
の	の	異	い	を	革	も	対		

ヂロディイズムの抗争を二つの異なる世界観の
 びてなされてきた従来の研究を不満として、
 ていさまた、パウマリは、主に歴史家によ
 る「自由主義的偏向」を論証することに努め
 を通じて、アレヴィー等の研究に見受けられ
 礎となつて、いる歴史的資料の詳細な資料批判
 る。ケントは、従来のこの時期の諸研究の基
 のが、J、T、J、P、M、Iの研究に
 ニうした傾向に対して、特異な位置を占める
 密接な関連を強調して、いる。(5)

め	て	と	か	制	よ	緊		開	対
ら	×	い	う	度	る	張		と	立
小	リ	う	継	化	権	を		い	と
る	デ	主	承	と	威			う	み
。	イ	題	、	い	の			視	丁
ま	ズ	の	制	う	定	前		点	し
ず	ム	の	度	視	立	章		か	、
、	の	初	化	点	に	ま		ら	そ
カ	組	行	へ	か	続	で		再	れ
リ	織	か	、	ら	く	論		構	を
1	的	ウ	組	分	彼	じ		成	、
の	展	エ	織	析	の	て		し	、
研	開	ス	の	す	カ	手		て	収
究	過	レ	形	る	リ	た		い	師
を	程	1	成	。	ス	ウ		る	職
手	に	の	か	権	マ	エ		。	の
か	お	死	ら	威	的	ス		(7)	教
か	い	を	確	の	権	レ			説
リ	て	境	立	定	威	1			の
に	認	に	へ	立	の	に			展

対立が生じ、主に信徒役職者（*layman*）
 によるもので分裂がおこったという。
 分裂の二類型の基準を要因と担い手の相違に
 求め、それらを取りがたいバリエーション一般信徒
 組織問題―信徒役職者とそれぞれ特徴づけ
 いるのである。しかし、この便宜的に分類さ
 れた諸教派の分裂要因と担い手は、まず担い
 手に関して双方とも信徒（*layman*）であ
 る点
 で共通している。また分裂要因にっ
 て無関係
 リング
 ーイ
 ーバ
 ーリズム
 ーと
 ー組織
 ー問題
 ーは
 ー決
 ーし
 ーて
 ー無
 ー関
 ー係

体系にあり、より具体的には地域の諸会に
 作りあげた年会を頂点とする組織単位と役職
 による。この支配秩序とは、ウエスレ
 信徒の反抗と、この共通の要素をもつもの
 基本的には、すも組織内の支配秩序をめぐ
 らぶ。それ故に彼の分裂教派の二類型は
 自体の根本的改革を積極的にめざして、た
 の無視と関係しており、後者はこの支配秩
 序。前者は主観主義的立場からする支配秩
 序。相互に密接な結びつきをもつてい

景	れ	バ	支		対	配	争	し	可
と	た	ー	配	し	立	体	、	て	る
し	の	と	秩	か	に	制	分	い	説
て	か	の	序	し	あ	を	裂	る	教
、	と	間	を	、	、	め	の	。	者
多	い	に	主	こ	た	く	基	従	層
く	う	激	題	こ	と	る	本	っ	に
の	二	し	と	こ	考	彼	的	て	よ
論	と	い	し	こ	え	ら	構	筆	る
者	こ	対	て	問	る	と	図	者	上
が	こ	立	説	題	の	と	が	は	か
指	あ	と	教	と	こ	と	説	、	ら
摘	る	葛	者	な	あ	の	教	×	の
す	う	藤	と	る	る	他	者	ソ	支
了	。	が	そ	の	。	の	の	リ	配
当	そ	ひ	の	は		上	上	デ	、
時	の	き	他	、	何	か	か	イ	監
の	社	お	の	故	故	ら	ら	ズ	督
政	会的	こ	の	こ	の	の	の	ム	を
治	背	さ	シ	の	の	支	抗	の	指

社会状況を考慮する必要がある。産業革命の
 進行に伴う社会階層の分化やフランス革命、
 ナポレオン戦争の影響等々、この時期のイギ
 リス社会は激動の渦中にあり、たゞしかし、組
 織内の争点の焦点にだけ注目せず、紋れば、と
 れは組織内の支配秩序を正当化する宗教的権
 威の曖昧さに求めるところとが違ふ。とりわけ
 具体的に何、支配秩序の担い手である説教者
 の権威の不明瞭さに存在するところがある。ウエ
 スレシ生存在において、彼らは一方向で彼の

性	と	点	諸	は	る	手	対	的	代
政	の	に	会	主	二	り	的	權	行
に	地	に	か	觀	と	と	權	威	者
特	位	他	ら	主	ハ	区	威	の	と
權	は	の	上	義	で	別	を	分	し
的	、	メ	昇	的	き	さ	背	有	て
な	任	ン	し	の	た	れ	景	者	ワ
も	命	バ	て	「	の	る	に	で	エ
の	者	ト	き	内	に	大	し	あ	ス
に	を	選	た	的	あ	幅	て	、	レ
あ	あ	ぶ	一	召	る	組	他	。	「
り	る	と	般	命	。	織	の	説	の
、	ウ	ニ	信	「	レ	的	メ	教	体
そ	エ	ス	徒	意	か	權	ン	者	現
れ	ス	ハ	を	識	し	限	バ	は	し
は	レ	ナ	あ	に	他	を	「	、	て
制	「	カ	り	基	方	行	と	假	「
度	の	、	、	づ	、	使	は	の	た
的	絶	た	こ	い	彼	す	は	絶	絶
資	対	。	の	て	ら		、	対	対

格にまぶ十分に制度化
 した状況の中に、ウ
 権限を委譲するに
 組を一応確定し、その
 者の権威を制度化し、
 ウエスレに、て組織
 た説教者層にと、て、
 最大の組織的課題と
 らの支配権を正当化
 二二に彼の力の
 的権威の制度化が要
 請さ

カ	て	ス	組	ウ	要	説	の	の	れ
リ	考	マ	織	エ	と	教	行	制	る
ス	察	的	内	ス	可	者	便	度	。
マ	す	種	の	レ	く	が	し	化	つ
の	る	威	支	い	て	制	て	に	手
コ	こ	の	配	死	く	度	い	よ	り
日	と	組	関	後	る	的	た	て	組
常	バ	織	係	の	の	に	諸	固	織
化	ビ	的	互	メ	こ	引	会	定	内
ル	キ	継	正	ソ	あ	き	に	化	の
と	る	承	当	テ	る	継	対	し	支
そ	。	と	化	イ	。	ぐ	可	、	配
の	ウ	制	し	ス	こ	こ	る	そ	秩
コ	エ	度	て	ム	の	と	絶	れ	序
官	い	化	い	の	意	か	対	に	を
職	バ	の	た	展	味	は	的	よ	彼
カ	い	問	彼	開	に	非	監	て	の
リ	の	題	の	過	お	と	督	て	権
ス	言	と	カ	程	い	も	権	。	威
マ	う	し	リ	は	て	必	を		

的 権 威 の 人 格 か ら の 分 離 は 、 新 し い 客 観 主 義
 の 制 度 化 過 程 と み 可 可 と ば ぶ け る 。 宗 教
 と 説 教 者 層 へ の 転 化 と い う カ リ ス マ の 継 承 と
 に お い て 彼 の 担 っ て い た カ リ ス マ の 日 常 化
 ば 、 ウ エ ス レ ー の 死 後 の 組 織 的 展 開 は 、 一 面
 と 意 味 す る 。 (9) 彼 の こ の 概 念 と 援 用 す る 可 可
 的 組 織 に 結 合 し 、 客 観 的 可 可 資 格 に 転 ず る 可 可
 物 の 如 何 を 問 わ ず 、 官 職 の 保 持 者 或 い は 制 度
 カ リ ス マ が 具 体 的 人 格 か ら 分 離 さ れ て 、 一 人
 化 し た 問 題 ぶ だ 有 る 。 一 官 職 カ リ ス マ 化 し た 可 可

的 的 役 職 秩 序 の 構 築 を 意 味 す 。 役 職 の 権 威
 が 保 持 者 の 人 格 か ら 分 離 さ れ 、 客 觀 的 な 権 威
 と し て の 役 職 秩 序 が 成 り 立 つ 。 宗 教 的 権 威 の
 客 觀 化 を 行 け る へ と す る べ し 、 ウ ェ ス
 ー 以 後 の 組 織 的 展 開 は こ の キ ル へ 化 他 な
 り じ い 。 し か し な が ら 、 ヂ リ デ イ ス ム の 役 職 体
 系 は 、 国 教 会 の 客 觀 主 義 的 立 場 と 対 置 さ れ
 主 觀 主 義 的 基 盤 の 上 に 存 立 し て い た 。 そ の 権
 威 制 度 的 資 格 ぶ け じ く 、 自 ら が 神 と 正 し
 関 係 を 保 持 し て い る と の 主 觀 的 心 的 態 度 の

る	護	質	マ	要	と	的	メ	ウ	内
の	す	と	的	因	い	に	ソ	エ	に
ふ	る	思	権	を	う	カ	リ	ス	基
あ	集	考	威	組	主	リ	テ	レ	礎
る	団	さ	の	織	観	ス	イ	ー	づ
。	を	れ	制	内	主	マ	ズ	ム	け
	一	、	度	に	義	的	の	の	ら
	層	組	的	も	的	資	権	威	れ
	明	織	継	ち	な	格	の	を	て
	確	内	承	込	ビ	を	官	職	い
	化	に	は	む	ク	有	職	カ	た
	さ	主	同	こ	テ	す	リ	カ	の
	せ	観	時	と	的	る	ス	リ	ふ
	て	主	に	に	原	人	マ	ス	あ
	ゆ	義	と	な	理	々	へ	マ	る
	く	的	の	る	と	の	の	へ	。
	こ	立	権	。	拮	共	の	の	と
	と	場	威	カ	抗	同	純	転	の
	に	を	の	リ	す	体	個	化	た
	な	擁	変	ス	る	人	人	は	め

(10)

え	死	を	ふ	観	比	カ	に	エ	従
ん	後	め	す	主	(リ	到	ス	て
ん	、	ぐ	る	義	客	ス	る	レ	、
ら	後	る	。ウ	的	観	マ	×	の	、
も	者	国	エ	立	主	継	ソ	死	こ
反	の	教	ス	場	義	承	テ	か	う
復	権	会	レ	）	化	と	イ	ら	し
さ	威	派	い	の	(制	ズ	一	た
れ	を	と	時	拮	に	度	ム	九	観
る	め	説	代	抗	対	化	の	世	点
の	ぐ	教	に	と	す	に	抗	紀	か
こ	っ	者	お	し	る	際	争	前	ら
あ	て	層	け	て	ゼ	し	は	半	す
る	そ	の	る	記	ク	て	、	(る
。も	の	対	宗	述	テ	組	ウ	一	な
ち	担	立	教	す	的	織	エ	八	ら
ら	い	は	的	る	原	の	ス	五	ば
ん	年	、	権	こ	理	キ	レ	二	、
、	を	彼	威	と	(ル	い	年	ウ
	変	の		か	主	へ	の		

決	る	承	の	た	た	の	立	と	か
し	の	の	曖	よ	ニ	権	の	な	か
な	で	不	昧	う	ヒ	威	淵	っ	る
い	あ	徹	す	に	に	構	源	た	対
ま	る	底	と	・	あ	造	は	し	立
ま	。	さ	彼	支	る	内	、	け	は
進	と	の	の	配	。	の	メ	こ	ウ
展	し	中	死	関	そ	矛	ソ	は	エ
す	て	に	後	係	の	盾	デ	な	ス
る	ニ	既	直	を	対	を	イ	い	レ
縦	う	に	ち	正	立	十	不	。	い
の	し	胚	に	当	の	分	ム	む	の
支	た	胎	起	化	萌	に	か	し	死
配	問	し	こ	す	芽	解	彼	る	後
関	題	て	る	る	は	決	の	・	直
係	を	い	そ	宗	、	し	存	こ	ち
の	十	た	の	教	既	之	命	う	に
制	分	と	権	的	に	な	中	し	明
度	に	い	威	権	述	か	に	た	ら
化	解	え	継	威	べ	っ	と	対	か

の進行は、組織的緊張を次第に生み出すこと
になり、ついに母体組織から多くの新しい教
育が離脱してゆくことにはなるのである。

第一節 權威繼承をめぐる対立

一七九一年、ウエスレいの死によつて、

ソデイズムは直ちに次の深刻な問題に

直面する。(1) ウエスレいの直接的後継者問題

を含む組織の統治問題。(2) 彼の指導力に主に

依拠していた国教会との関係。この相互に密

接に関係する二つの問題の複雑な連鎖の中

彼の死から一七九七年までのソデイズムは、

混乱と抗争の軌跡を描くことになる。すなわ

ちそれ以後、(1) に関して組織の意志決定に説教

提	の	二	制	抗		と	否	て	者
え	権	の	度	争	さ	あ	に	、	以
ら	威	視	化	を	て	る	つ	(2)	外
れ	の	点	と	う	、	。	い	に	の
る	継	か	い	エ	筆		て	関	メ
。	承	ら	う	ス	者		、	し	ン
す	問	す	視	レ	は		激	て	バ
た	題	れ	点	い	こ		し	説	ー
わ	を	ば	か	の	の		い	教	が
ち	め	、	ら	カ	章		緊	者	参
、	ぐ	先	理	リ	に		張	に	与
(1)	る	の	解	ス	お		と	ま	し
は	二	二	す	マ	い		対	る	う
彼	つ	つ	る	的	て		立	聖	る
の	の	の	こ	権	、		を	餐	か
絶	側	問	と	威	か		経	式	否
対	面	題	に	の	か		験	執	か
的	と	は	努	継	る		す	行	に
権	し	、	め	承	対		る	の	つ
威	て	彼	る	と	立		の	当	い

それらの複雑な絡み合いの中から先の問題が
 的発展に関わりの歴史的経緯を伏在させたり、
 題の顕在化の背景には、ソビエトの組織
 ちろんウエスレールの死に伴うこの二つの問題
 すまかといいう問題と解決することかぶるも
 会の宗教的権威との関わりをどのよう
 り、(2)はこの自立化と表裏の関係にある
 有の権威として自立しうるかといいう問題
 る監督権が、彼の死後も引き続き説教者の固
 に基づいて存立していった説教者の諸会に
 対す

あらわれにくく、しかしその経緯についてはいさ
既に十分に述べており、ここでそれを再び取
りあげる必要はない。むしろ、この時期の抗
争を上述の視点から考え、その前提と
し、ウエスレ―生存中におけるメリテ―ス
の権威構造を理解することが不可欠であり、
この特性が先の二つの問題の顕在化を背後か
ら規定しているとも言っても良いのである。
したがって、一七九七年までの抗争の具体
的分析に入る前に、まずこの運動の権威構造

上の特性を明らかにしてみることにする。

(一) キリテイズムの権威構造

キリテイズムの宗教的嘗為は、組織の基本

的単位である諸会（ワラスヘバンド）におい

て担われていた。その上位の組織単位である

巡回区は、諸会を監督するため統治上の機

関であって、キリテイズムの現実的宗教的実践

は諸会の設定する空間にすべて集約されてい

た。まず、この諸会の性格の理解から始めよ

う。

諸会は、既に述べたように、厳格な規則に
 則って、様々な出自の者が相互的な信仰の檢
 証を通じて、完全な追求すべく組織された
 聖化共同体である。ウエスレリはそれを次
 のように規定している。
 「一 会は、共に祈り、勧告を受け入れ、愛
 において互いに見守るために、つまり、自ら
 の救済を成し遂げることを目標にして相互に
 助けあうために結ばれた……人々の群れ」
 (11)

乙、手不離か、最初に自分自身の状態を語る
 の手手には、順番にお互いに語り。(5) 我々の間
 犯した罪を伴う魂の真の状態を自由にする
 念合以来感じられた誘惑や頭、言葉、行為の中に
 (3) 讚美歌をいし祈りで始まり。(4) 先週の
 一端を、ウエスレイは次のように述べる。
 検証と扶助に實かた。この活動の
 ためにバリの心と生活に對する徹底的な相互
 活動は、完全なへと到るために、ここに集つ

い		の	さ	執		そ	す	そ	こ
て	7	質	に	拗	個	受	る	い	と
心	(8)	問	結	拗	々	け	、	て	と
の	あ	が	び	は	人	る	ふ	残	望
中	た	用	つ	、	の	る	ま	り	お
で	た	意	く	と	内	る	る	が	へ
思	ほ	さ	。	の	面	限	り	順	そ
っ	、	れ	バ	ま	の	り	多	番	れ
て	我	る	ニ	ま	誘	く	く	に	故
い	々	。	ド	組	惑	か	か	と	り
る	の		ハ	織	と	つ	隅	ハ	1
ど	各		の	へ	罪	隅	々	1	7
ん	々		参	の	の	に	に	と	と
た	が		加	入	摘	め	た	呼	ほ
二	、		の	会	強	た	る	ほ	れ
と	あ		た	条	へ	質	問	る	し
で	た		め	件	ハ			る	し
も	た		に	の	ハ			る	し
、	に		以	嚴	ハ			る	し
あ	つ		下	し	る			る	し

胸標を開くことかあなた希望あり、意向
 の中にある一切の事柄を話すために、完全
 例外なく、偽りなく、留保なしにあなた
 のこととを望んでいるか。(11) あらゆる機会に、
 心の最も感じやすいところに入り、心底を探
 のために我々か可能な限り身近に接触し、
 告げることとを望んでいるか。(10) あなたは、こ
 恐れ、耳に入れらるゝどんなことでも、あな
 ! あなたは、あなたに關し、我々が考へ、
 なたは時々告げることとを望んでいるか。(9) !

ごあるのか。 (13)
もちろん諸会への入会条件は、ウエスレ
によつて唯一の罪から救われ、来たるべき怒
りから逃れたいとの願いをもつこととされ
る。しかしこの簡単な条件も、現実的には
メンバの心と生活における聖潔の実現を意
味しており、これに反する言動は直ちにメン
バ・シップの喪失につながつた。しかし、人
々は入会に際して三ヶ月の試験期間を要求さ
れ、その後に入会を正式に認めるとケツトが

与えられた。チケツトは三カ月に一回の更新
 を必要とし、また会合への欠席が三度続けば
 追放を余儀なくされたのである。このように、
 諸会に集まった人々は、宗教体験においても
 道徳的、倫理的な生活態度においても、他から
 区別される「宗教的有資格者」であり、この
 意味において、ウエーバの言う「ゼクテ
 の成員たる資格の持ち主であった。メソヂ
 ストの徴表とは、特定の意見でも制度的資
 格
 もなく、当該個人のもつ内的、外的な聖潔

の保持に他ならず、⁽¹⁴⁾ かかる資格をもつ人々に
 よって構成されて、いた諸会は、まさにゼクテ
 的性を強くもつ集団であつたといえる。
 あらう。
 かかる宗教的空間において、メニバ、相互
 の霊的平等主義が貫かれ、この世的秩序に
 基づく階層の格差は無視され、彼らは一水平的
 な関係において相互に宗教的交わりをとり結
 ぶ⁽¹⁵⁾ もちろんこの交わりは、一知一と呼は
 れる役職者を中心に運営され、いた。彼らは

自身のもつ制度的な権威よりも、
 対面状況下
 ため、彼らに對するメニバの服従は、
 役職
 に靈的資格の持ち主であるにすぎない。
 その
 (一〇二)) ぶあつて、他のメニバより勝れ
 練された聖職者ではなく、
 いおれも一般信徒
 営為を任された。 (16)
 諸会への宗教的
 こととを要求された。 (16)
 諸会への宗教的
 嘖、慰め、或いは激励をメニバに与える
 度、クラスびメンバと会い、
 忠告、叱
 うエスレによつて、
 少なくとも一週間に一

ご繰り返し確認される彼ら自身のカリスマが
ら引き出されたと言えらる。そして故に、
ごあるレというウエスレの言葉に示される
ように、その宗教的営為に際して明らかとな
る当該個人のカリスマの保持が、
あるための実質的資格であつた。したが
る諸会において、その役職は、当該役職者の人
格と不可分に結びついており、それ故その権
威は、成員の相互的了解を媒介とした当該個
人の個人的カリスマの保持にその基礎を持つ

会は独立した自治権を初めから剝奪されてお
り、その一切の宗教的営為は彼による監督と
メンバーの服従という関係に定位されていた
のである。ウエズレによる上からの絶対的
組織支配と諸会の靈的平等主義の結合と共存
は、明らかに組織内部に潜在的矛盾と緊張を
胚胎させた。諸会の下からの平等主義の貫徹
は、ウエズレの上からの絶対的意志によつ
て決定的な制約を受けており、前者が彼を無
視して自らの意志をあくまでも貫こうとする

時、組織的緊張は不可避免的に到来する。ことに、
 正確にウエスレリーのカリスマ的権威は、如
 グリンズのこの種の混乱の收拾に示されよう。
 うに、一応こうした危機的事態を回避する。
 彼の絶対的権威が、組織内に原理的に矛盾す
 る二つの要素を包摂する二とを可能にし、そ
 の矛盾の顕在化を食い止めること、いたるに
 しかし彼の権威の絶対性自体が組織的矛盾の
 究極的原因とあり、以上、矛盾の根本的解決は

不可能であつた。實際一部の諸会では、
如くや執事が勝手にメンバールを追放し、一時
的にその組織秩序が混乱するといふ事態
がもたらされた。(18) 此らはいふまでも決定的対
立に到らずには收拾されたが、こゝに
諸会の自治欲求の根深さを物語るともに、
組織内の二つの要素がウエスレールの下で
十分に調和しえなかつたことを示して
いる。
両要素は彼によつてとにか結合され
るも、
常に対立する可能性を持つていたとい
ふ。

上
か
ら
の
支
配
が
貫
徹
さ
れ
て
い
た
。
よ
の
体
系
は

こ
運
営
上
の
、
二
の
縦
の
役
職
体
系
と
彼
の

度
構
造
化
さ
れ
た
権
威
と
権
限
と
職
階
に
よ
る

け
る
。か
か
る
形
態
は
彼
と
頂
点
と
し
た
一
定
程

一
二
三
と
呼
ば
れ
る
集
権
的
な
組
織
形
態
と
緊
密
な
上

す
る
と
い
う
コ
ト
は
ク
リ
ス
ム
の
C
O
N
C
E
N
T
R
A
L

と
設
定
し
、
よ
れ
ば
と
通
じ
て
諸
会
と
彼
の
下
に
統
括

二
と
に
分
散
し
て
存
在
す
る
諸
会
の
上
位
に
巡
回
区

絶
対
的
監
督
権
と
有
効
に
行
使
す
る
た
め
に
地
域

さ
て
、
イ
ス
ラ
エ
ル
に
対
す
る
自
ら
の

と	る	ン	最	対	て	り	↓	ア	世
の	。	ト	も	的	構	1	地	ン	俗
職	彼	と	重	服	成	々	方	ト	的
務	ら	へ	要	従	す	1	説	(職
も	ほ	ル	な	を	れ	(教	assistant	を
著	他	パ	位	要	組	class	者)	行
し	の	1	置	求	織	leader	(local	な
く	役	の	と	す	下)	preacher)	う
異	職	統	と	れ	位	↓	↓	↓	役
な	者	称	と	た	者	一	ニ	ニ	職
。	と	で	違	。(19)	は	般	1	1	者
て	違	あ	、	か	上	信	↓	(を
い	、	る	巡	か	位	徒	ク	helper)	除
た	て	巡	回	る	者	に	ラ	↓	け
。	専	説	、	の	に	対	ス	↓	は
っ	従	教	了	か	し	し	。	ク	。
ま	て	者	シ	バ	て	て	。	ラ	。
り	あ	を	ス	、	絶	。	。	。	。
、	り	を	タ	。					
世	、	あ							

ダ		テ		ト	リ	ハ		△	ウ
1	7	ニ	手	ト	、	ハ	7	△	ウ
た	了	う	た	た	、	ハ	執	△	エ
ろ	シ	述	別	け	、	ハ	事	△	ス
を	ス	べ	の	に	、	ハ	た	△	し
厳	タ	る	書	属	、	ハ	ろ	△	1
しく	ン	。	簡	し	、	ハ	は	△	は
監視	ト		こ	て	、	ハ	、	△	ある
する	は		は	お	、	ハ	我	△	る
必要	ほ		り	り	、	ハ	々	△	書
が	と		1	可	、	ハ	の	△	簡
あり	ん		が	一	、	ハ	諸	△	の
ます	ど		1	停	、	ハ	会	△	中
す	の		た	点	、	ハ	エ	△	こ
	場		ち	筆	、	ハ	統	△	、
	所		に	者	、	ハ	治	△	執
	こ		関	一	、	ハ	す	△	事
	り		連	。	、	ハ	る	△	(
	1		し	(20)	、	ハ	ニ	△	S+
					、	ハ	と	△	END
						ハ		△	1

構	か	権	を	督	す	に	も	彼
造	か	限	背	権	(よ	な	ら
に	る	を	景	の	傍	う	く	は
と	権	行	に	現	点	に	、	メ
フ	威	使	し	実	筆	雇	た	ソ
と	と	レ	マ	的	者	わ	だ	リ
う	権	と	組	執	者	れ	ア	テ
エ	限	い	織	行	ル	た	シ	、
ス	こ	た	内	者	レ	誠	ス	、
レ	と	と	の	を	(21)	実	タ	、
い	、	と	あ	あ		な	ン	、
の	メ	し	ら	り		人	ト	、
カ	ソ	と	ゆ	、		々	か	、
リ	テ	彼	る	彼		に	気	、
ス	イ	ら	事	ら		す	に	、
マ	ス	の	象	は		お	入	、
的	ム	保	に	彼		る	る	、
権	の	持	絶	の		い	限	、
威	権	す	对	権		の	リ	、
を	威	る	的	威		と	彼	と

構造化するべくコントロールされた。彼らは、
 スレィによる上からの監督体制を制度的に担
 いうる役職者に他ならなかつたのである。
 しかし、アシスタントを中核とすゝ説教者
 層の權威は、決して十分に自立的なものでは
 なかつた。それは、ウエスレィによつて明確な
 職務規定を与えられなかつた。その職務に固
 有な權威をもつ自立的な地位として十分に制
 度化されていなかつた。" 国教会内のメソヂ
 ズム" というウエスレィの原則が、説教者

の地位自体に制度的に配分されな
 いままに終
 在から分離された自立の権威とし
 て説教者
 の存在に究極的に依存し、彼の存
 在から分離された自立の権威とし
 て説教者
 彼の行使する上からの監督権はあ
 くまふも
 威へと十分に制度的に転化されな
 い。つまり、
 それゆえ、彼のカリスマ的権威は
 説教者の権
 権威から峻別される独自の権威を
 与えられず、
 威の担い手でありながらも、国教
 会の宗教的
 場に留められたからである。彼ら
 は彼の絶対的
 権

わりのひある。

さらに、説教者の権威が十分に構造化され

なかつた背景には、彼ら自身が、国教会牧師

のもつ制度的権威の絶対性を否定するかたち

で自らの職務の正当性を確保してきたという

彼らの地位の性格の特質が深く関与していった

と考へられる。彼らの懐く、内的召命と聖

潔の保持という自意識こそ、国教会牧師と対

置しうる自らの存在根拠に他ならなかった。

例えは、一介のパン屋の徒弟からうエスレ

の最も重要な側近となつたメイザの次のよ
 うな地方説教者時代の生活は、彼らの地位が
 自らの強烈な宗教的実践とその靈的資格の保
 持に裏打ちされ、こゝに示してゐる。
 丁外どの私の仕事を急いでやり終へた後、
 私は汗だくになつて晩に帰宅し、衣服と
 替へて、走つて行つて何らかの礼拝所で説教
 を行つた。それから、かゝる徒歩で、或いは走つて戻り、
 服をとり替へ、十時に働きに出で、一晩中仕
 事をした。そして翌朝五時に説教をした。(22)

彼らとうエスレいの関係も制度的なもの
 ではなく、両者は帰依と信賴とい
 う人格的絆に
 よつて結ばれていた。彼らほ
 りアシスタント
 という名称が示すように、
 うエスレいとい
 かりスマの人的な助力者
 としてあり、彼らほ
 り特殊なカリスマ的貴族層
 としてマ
 たちの甲斐、一ツの小
 グル
 一ツ
 と従士的誠實との原則によつて
 結び合はれ、
 また自らも人的、カリスマ的
 資格の有無によ
 り選出された小グル
 一ツ
 一ツ
 (23)
 をうエス

も、
 彼らと
 同様
 に、
 も、
 ほか
 ら自
 ら保
 持す
 る靈
 者
 と区
 別さ
 れる
 特別
 な権
 威を
 与え
 られ
 なか
 ら
 た。彼
 らは、
 うエ
 スレ
 によ
 っ
 て諸
 会
 の役
 職
 し、
 諸
 会
 の役
 職
 者
 のそ
 れと
 同
 質
 なも
 のを
 有
 る
 らの
 権
 威
 の性
 格
 は、
 一
 面
 に
 お
 い
 て、
 先
 に指
 摘
 靈
 的
 エ
 リ
 ト
 と
 言
 え
 る
 の
 ぶ
 あ
 る。
 従
 っ
 て、
 彼
 質
 によ
 っ
 て諸
 会
 か
 ら
 彼
 に
 よ
 っ
 て選
 出
 さ
 れ
 た
 彼
 の「
 従
 士
 」と
 あり、
 自
 ら
 の「
 カ
 リ
 ス
 マ
 的
 資
 説
 教
 者
 た
 ち
 は
 う
 エ
 ス
 レ
 の手
 足
 と
 な
 っ
 て働
 く
 レ
 のま
 わ
 り
 に形
 成
 し
 て
 い
 た
 と考
 え
 ら
 れ
 る。

的資格とメンバーの認知によつてのみその
 地位へと上昇しえたからである。W・J・ウ
 ェルターの研究によれば、彼らの役職任命の
 プロセスは、実質的には地域的諸会におけ
 るメンバー相互の自然的な選択によつてい
 たという。(24)つまりその任命のプロセスは、
 うす、会における相互の人間関係の中であ
 る自然なプロセスを起点として、下位
 の役職を経験しつつ徐々に上位役職へと上
 昇してゆくといふのである。

的 威 つ っ 成 解 た ウ ス
 カ と ま っ 員 解 宗 エ に
 リ と り っ 的 員 に 宗 ス お
 ス と も り 彼 ら の 的 員 的 資 ス レ い
 マ に 彼 ら の 的 員 的 資 と そ れ を 任 と
 と 他 の 権 威 の 性 格 は、 ウ エ 認 知 可
 そ 水 役 職 者 と 同 様 に、 当 該 個 人 の 優
 を 認 知 する 一般 成員 と の 個人 権
 認 知 する 一般 成員 と の 個人 権

格的紐帯に基礎を置くものではない。たのむところである。二のようにならば、ウエスレムの上からの絶対的支配の制度的担い手である説教者の権威は、その他の役職者のそれと同質な性格を色濃く持つており、両者を質的に區別する、彼の力に又の權威の前者への制度的配分は、国教会との複雑な関係と説教者の職務の本来的性格によつて、十分に行はわれ、こゝにないから、たのむところがある。これは、彼の立場からの支配体制が十分な制度的基礎をもつていないから、たのむところを意

矛盾は必然的に、従来の統治体制とそ
 の担い
 的監督体制は顕在化する。そして
 的平等主義というエスレに上から
 絶対
 されたい組織内の根本的矛盾――
 諸会の靈
 盤を失う。ここに彼の存在によつて
 潜在化
 によつてこの体制はそれを支える最
 大の基
 的に依存していた。従つて彼の死
 極的にはウエスレの力り又マ的
 権威に全
 面
 構造化された職階の存在にもか
 わらず、
 味する。その体制は、それを支
 える一定程
 度

手ぶあゝ説教者の権威の在り方の中に集約的に表現されることになり方の中。

立は、後述する聖餐式実施問題と密接に結び

立と考えることだが、むしろ、かかる

よ、二、一、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

けに、よる単独統治といふ立場と、

織の意志決定とその執行権をめぐり、

与しうるか否かにあつたり、

組織の意志決定に説教者以外、

をめぐり、対立の中心は、

ウ、エ、ス、レ、一、の、死、か、う、九、七、年、手、で、の、統、治、問、題

(2) 統治問題

が 教 会 統 治 に 参 与 し う る と い う 主 張 と 密 接 に
 と い う 志 向 を 含 む 。 そ れ は 諸 会 の メンバ
 ら の 特 権 を 不 当 に 抑 圧 し ない 組 織 体 制 の 実 現
 る ば ら ば 、 そ の 実 施 要 求 は お の ず か ら 彼
 聖 餐 式 の 実 施 が 民 衆 の 特 権 と 権 利 だ
 全 く 反 する も の だ であ る ^レ (25)
 威 に 反 する と 同 様 に 民 衆 の 特 権 と 権 利 に
 合 の 計 画 と 努 力 は 説 教 者 の 独 立 と 年 会 の 権
 人 の 党 派 と の 間 の 論 争 だ であ る 。
 断 固 と し て 熱 烈 に 望 む 説 教 者 と 閉 鎖 的 な 管 財

閣わりありあう側面をもつていたわけである。かし、すべこの聖餐式実施要求がこの主張を
 含んでいたわけではなく、むしろ現実的には、
 それはいより緊急の課題であつた聖餐式問題の
 背後にかくれゝ展開する。そのため、その本
 格的対立の顕在化は、後者の一応の解決と
 れに伴う統治体制の基本的骨格の決定がなされ
 れる。五年の「和解の計画」以降とされる。か
 かし、組織をどのようにな統治、運営するかに
 ついては、ウエスレーの死後、直ちに指導

2 簡 単 に 一 瞥 し て み よ う 。
 き お こ す 。 し た が つ る 、 ま ぶ こ の 問 題 に 関 係
 彼 の 後 継 者 と し て 選 任 す る か と い う 問 題 を 以
 の 統 治 方 法 を め ぐ つ る 、 ま ぶ 、 特 定 の 人 物 を
 さ る 、 ウ エ ス レ ー の 死 は 、 彼 七 き 後 の 組 織
 い 。
 と の 問 題 点 に つ い て 考 察 を 加 え る こ と に し た
 わ せ ば が ら 、 こ の 間 に 決 定 さ れ た 統 治 方 針 と
 の 死 か ら 九 四 年 ま だ の 年 会 の 動 向 に 焦 点 を あ
 2 〃 あ る 。 し た が つ る 、 こ こ 2 〃 は 、 ウ エ ス レ ー

に 際 レ る、 他 の 有 力 な 説 教 者 の 心 理 に 大 き な	地 位 と 役 割 は、 ウ エ ス レ ー 死 後 の 後 継 者 問 題	重 要 な 役 割 を 任 さ れ る い た。 彼 ら の 突 出 レ た	受 け か つ、 晩 年 の ウ エ ス レ ー の 代 理 と レ る	イ ザ ー も、 イ ン グ ラ ン ド の 監 督 と し て 接 手 を	ス レ ー と 同 様 に 国 教 会 の 牧 師 で も あ つ た。 メ	監 督 に 接 手 さ れ た 人 物 で あ り、 彼 自 身、 ウ エ	は、 ア メ リ カ の た め に 最 初 に ウ エ ス レ ー か ら	こ、 最 も 指 導 的 な 立 場 に 立 つ る い た。 コ ー ク	特 に、 コ ー ク と メ イ ザ ー は、 彼 の 晩 年 に お い
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

定かでは無いが、その年の年会の議事録は、この
 が開かれた。と、この討議の詳細については
 年七月二十六日、ウエスレイ死後の最初の年会
 説教者たちの様々、意思惑の中、一七九一
 と、かざきる。への牽制を狙ったものとみるこ
 場を改め、表明し、いることは、明らか
 後継者として、特定の人物の選任を否定する立
 の、ハリファツク、ス回、杖、か、ウエスレイの
 影を落とすことには、想像に難くはない。先

に	又	に		る	た	わ	い	し	問
享	ン	従	「		ウ	り	る	ば	題
受	バ	フ	年		エ	ほ	。	い	が
あ	し	マ	会		ス	く	そ	こ	、
る	が	、	は		レ	全	れ	と	特
こ	享	組	、		し	説	は	ど	定
と	受	織	そ		自	教	、	一	の
を	レ	内	ろ		身	者	「	心	人
全	る	の	福		の	が	ハ	の	物
会	あ	す	音		書	平	ン	解	を
一	ら	べ	の		簡	等	ド	決	彼
致	あ	る	尊		に	ど	レ	を	の
で	ら	あ	い		続	あ	ッ	み	後
決	ゆ	ら	父		け	る	ド	た	継
定	る	説	の		る	こ	レ	こ	者
レ	特	教	上		、	と	の	と	と
た	権	者	記		こ	を	有	を	レ
レ。	を	が	の		う	確	無	伝	る
(27)	同	年	手		述	認	に	え	選
	様	会	紙		べ	レ	関	る	任

の説教者の不安を解消レフフ、生前の役が握
 どの基本的意向は、ハンズドレツド以外
 正しいことを確認レたものといえる。つまり、
 し、彼の後継者として、その特定の人物を指命レ
 ンドレツド内の一部の説教者の突出を否定
 等という原則をもちだすことによつて、ハ
 しろとれば、ウエスレシによる全説教者の平
 を放棄レたことを意味するものではない。あ
 がウエスレシによつて与えられた独自の権限
 この決定は、必ずしも、ハンズドレツドレ

あり、同年の年会は、後継者問題に一応の
 あり。会の後継者問題に關する解決があつたわけが
 ウエスレシの意志を継ぐ、それがこの年の年
 のごある。組織内の全説教者が一致団結して
 うこととを内外に宣言するといふものがある。た
 によつてウエスレシ七き後の組織運営を行は
 ったハンドレツドを中核とした集団指導体制
 引き渡すことを明確に否定し、実質的には、
 了いた絶対的権威と権限を特定の人物に

のと考
えられ
る。レ
カレ、
九一
年の
段階
では、
 地
区に
よる
代
替さ
せる
とい
う
意
味を
も
つ
も
 つ
ま
り
と
れ
は、
ウ
エ
ス
レ
ー
の
恒
常
的
な
監
督
を
 の
空
白
期
間
を
補
填
し
よ
う
と
い
う
試
み
と
い
え
る。
 年
会
か
ら
翌
年
の
年
会
ま
ど
の
間
に
生
ず
る
統
治
上
 単
位
を
新
しく
設
け
る
こ
と
に
よ
る
と
い
う
年
の
 こ
の
措
置
は、
巡
回
区
の
上
位
に
地
区
と
い
う
組
織
 に
よ
る
全
組
織
が
二
十
七
の
地
区
に
分
割
さ
れ
る。
 位
と
し
る
地
区
(
District
)
を
設
定
す
る。
(28)
こ
れ
 決
着
を
つ
け
る
と
も
に、
組
織
統
治
の
新
た
な
単

巡回区の上位組織とし、地区が設定されたに
 もかかわらず、この新しい組織単位に対応す
 る役職は創設されず、緊急の場合に限る
 こと、アシスタントが地区会を召集し、こ
 れで地区会議長を選任することと規定するに留ま
 ることである。(29) 翌年、地区組織に関する整備が行
 われ、地区会の定例化と地区議長職の常設
 が決定される。さらに同年と翌年の年会にお
 いて、その業務に関する諸規定が設けられ、
 当該区域における説教者の言動の査問がその

る	つ	各	監	と	実	ほ		の	主
と	、	巡	督	み	、	つ		方	は
い	そ	回	権	る	整	る	地	向	機
う	こ	区	が	こ	備	い	区	に	能
縦	こ	が	地	と	は	た	の	向	と
の	の	地	区	が	、	監	機	か	ほ
統	決	区	会	こ	彼	督	能	う	る
治	定	の	の	き	の	権	が		(30)
ラ	が	行	権	る	絶	の	ウ		地
イ	年	使	限	。	对	代	エ		区
ン	会	あ	へ	各	的	替	ス		組
が	で	る	と	巡	権	ご	レ		織
こ	最	監	制	回	限	あ	1		は
れ	終	督	度	区	の	る	自		明
に	的	権	的	に	制	以	身		ら
よ	に	に	に	対	度	上	が		か
つ	承	服	移	あ	化	、	恒		に
る	認	従	行	る	の	と	常		充
徐	さ	レ	レ	彼	進	の	的		実
マ	れ	つ	、	の	展	充	に		化
							行		

え	統	を	威	化	分	を	た	展	に
る	治	阻	の	は	に	基	。	は	整
に	機	止	制	、	伴	礎	か	、	備
あ	構	あ	度	統	？	づ	か	そ	さ
た	の	る	化	治	？	け	か	の	れ
？	整	か	を	ラ	？	る	る	内	る
？	備	た	置	イ	い	ウ	統	部	。
、	の	ち	き	ン	は	エ	治	に	レ
二	背	で	ざ	を	か	ス	ラ	重	カ
の	後	進	り	正	？	レ	イ	大	レ
時	に	展	に	当	た	一	ン	な	、
期	潜	す	レ	化	か	の	の	問	こ
の	む	る	フ	あ	ら	権	整	題	う
年	二	。	フ	あ	？	威	備	を	レ
会	の		、	る	。	の	が	胚	た
の	問		む	彼		制	、	胎	制
諸	題		レ	の		度	二	さ	度
決	を		ろ	絶		化	の	せ	化
定	考		そ	対		を	ラ	？	の
を			れ	的		十	イ	い	進
				権			ン		

特徴づけける説教者間の「平等化」の動向に注目
 する必要がある。これは、九一年の年会にお
 ける全説教者の平等の確認に始まって、年會
 のあらゆる決定の中に絶え不顔を出す。平等
 化は、まわ、ウエスレリからの接手の意味の
 否定としてあらわれる。年會によつて接手の
 有無による格差の否定が公的に宣言される。
 九三年の年會は次のような決定を行なう。
 「答一。我々は、今後お互いに「師」(Paster)と
 いう称号を用いるべきではない。

答ニ。按手された説教者とそうでない説教
 者の區別は、取り消されるべきである。⁽³¹⁾
 少数の説教者の特権の否定は、また、組
 内での特権的地位の設定の拒否にならざる。
 年会議長職と地区会議長職の諸規定の中に
 その具体的表現をみるに、これがさす。九二年
 の年会は、年会議長の再選と権限に關して、
 同一人物が七年以内に再選されることを禁止
 し、議長の権力は、その年の年會の終了とも
 に消滅するに、とを決定する。⁽³²⁾これによつて

年会の進行をリードする議長の権限の便宜的
 性格が強調され、加えて、特定の人物が継続
 的に指導権を掌握することに対して齒止めか
 かけられる。同様なことは、地区会議長の職
 務にも妥当あり。確かに、先に指摘したよう
 に、この職務は九二年に常設化される。しか
 し、これも毎年ごとの選挙による、て選任され、
 し、かも巡回説教者と區別される独立した役職
 として設定されない。地区議長は、あくまで
 も自ら特定の巡回区を担当する説教者であ

り、
 彼自身の巡回区を除いて、他のいかなる
 巡回区にも個人的に干渉を行なうことはなら
 ない。とされる。(33) また、地区会の職務であ
 る説教者の言動に対する査問は、議長を含めた
 五人の説教者の合議で行なわれ、逆に当該
 地区に属する巡回区の監督は地区議長に対す
 る異議の提出を認められ、地区会の決
 定次第では議長職の解任が行なわれる。(34) 地
 区会長の権限の突出は抑圧され、その地位は
 便宜的性格を帯びる。このように、年会、地

九一年で確認された全説教者の平等原則の具
 のかといいう二とである。それは、ふとま
 求が何を意味し、如何なる帰結をもたらした
 した問題は、かかる説教者間の平等化の追
 いるわけである。
 いても、説教者の平等化は慎重に遵守されて
 いる説教者にはおかない。組織の統治機構にお
 務を他の説教者によつて便宜的に委託され
 に特権的存在する役職者ではなく、その職
 区会双方の議長は、巡回説教者の地位の上位

体化とみなすことができた。しかし、九二年以降の年会において、統治機構の整備と並行して、説教者の平等が度々確認されていふことは、彼らの間に二の原則を無視する動きがあったことを示唆している。九四年になつても、按手の有無による格差の否定と「教會的称号」の「放棄」は依然として再認識されており、二の動きの根拠を物語つていふ。(35) 従つて、平等化の徹底は単なる平等原則の具体化ではない。それは、年会の多数派によるか

の否定はあり、逆にそれは、年会への彼の権
 者によつて、エスレの權威の秘儀的繼承
 に深く関わり、平等化の徹底は、一部の説教
 は、ウエスレのカリスマ的權威の繼承問題
 1 争いのうちにのみ存するのではなひ。それ
 等化の意味は、説教者間のあり種のヘゲモニ
 ものといえざるのであらず。しかし、説教者の平
 多教派の懐く反感という性格を色濃くもつ
 明らかには、一部の特権者の勝手な行動に對す
 かゝる動きの根絶といふ意味をもつ。平等化は、

威の一本化に他ならない。按手の意味の放置
は彼の権威の分立を招き、年会を頂点とす
る組織秩序を危機に晒しかねないからである。
これを回避するためには、ウエスレリによる
按手の意味を無化し、年会が彼の権威を独占
するところが不可欠であったのである。九二年
の按手札の禁止は、これを端的に物語ったとい
ふ。それは、日宣言証書Bに浴びたかたちで、
年会によまうエスレリのカリスマ的権威の独
占的継承を意味していった。

イ
 ー
 ル
 ド
 計
 画
 と
 呼
 称
 され
 る
 の
 統
 治
 案
 は、

統
 治
 案
 を
 作
 成
 す
 る
 の
 地
 名
 か
 ら
 司
 リ
 ツ
 千
 七

イ
 ー
 ル
 ド
 に
 お
 い
 て
 極
 秘
 に
 会
 見
 し、
 新
 た
 な
 教
 会

ー
 ン
 、
 イ
 ザ
 ー
 等
 八
 名
 の
 説
 教
 者
 は、
 リ
 ツ
 千
 七

こ
 う
 し
 た
 感
 情
 の
 表
 現
 に
 他
 な
 ら
 ず
 同
 年、
 コ

お
 け
 る
 コ
 リ
 ツ
 千
 七
 イ
 ー
 ル
 ド
 計
 画
 と
 の
 否
 決
 は、

否
 定
 的
 な
 正
 義
 の
 為
 め
 と
 あり、
 九
 四
 年
 の
 年
 会
 に

可
 行
 な
 正
 義
 の
 為
 め
 と
 あり、
 説
 教
 者
 の
 77
 人が
 これ
 に

現
 実
 的
 な
 執
 行
 者
 と
 あり、
 説
 教
 者
 職
 に
 制
 度
 的
 に
 配
 分

し
 か
 し、
 ヌ
 ソ
 デ
 イ
 ズ
 ム
 は、
 こ
 の
 権
 威
 を
 その

この年の議事録から完全に黙殺されていた
 め、その内容の詳細をつかむことは困難であ
 る。しかし、A・W・ハリソンが引用してい
 る、この会合の出席者の一人であったA・
 ラー、(Adam Clarke) による私的な議事録
 は、七項目にわたってこの計画の内容を記録
 している。(36) その統治形態に関する部分の骨子
 は、次の二点に要約される。第一は、全組織
 は七つの地区区 (Districts) に分割し、各
 地区に
 年會に於て任命された監督を配置し、彼ら

は次の年會まで、その区における全權を掌握
 する。第二に、聖職按手を媒介として、年會
 ↓監督↓長老↓執事という説教者間の權威関
 係を確定する。この計画の狙いは、少数の監
 督に權限を集中することによつて、年會を頂
 点とする組織の集權体制を強化するとともに、
 説教者の權威の基礎づけを明確にすることに
 あつたとみられる。それによつて、説教者の權威を
 年會の權威の下に制度的に秩序づけるという
 試みといえる。つまり、ウエスレリの權威が

按手を介して説教者に制度的に配分されると
 いう、彼の権威に基づく独自の宗教的権威の
 設定とその権威体系内への説教者の編入こそ、
 エリツキフェイス・ルド計画の目的であつたと
 考へることにできるところである。
 しかし、年会はこの提案を否決する。パウ
 マーは、否決の理由として、次の六点を列挙
 してゐる。(37) (1) 会合の秘密的性格への反感、
 被按手者と他の説教者との緊張の残存、(2) 計
 画の地位保全的性格、(4) 統治形態変更の不支

福音の息子として結集した人々に他なら	れ フ フ 、 福音の父 レ ウ エ ス レ の 下 に 同 じ	感情といえる。彼らはこ うした自負に定位置	召命を受けたいとい う強烈な内的召命	何よりも自らが神から福 音を伝えたため	たちであつた。彼らの実 践を支えるものは	熱によつて諸会から上 昇しえた靈的エリト	教の實踐的主体であり、 (38) その宗教的資質と情	ように魂の救済にだけ専 念する福音宣	ウ エ ス レ の 日 へ ル バ の 規 則 に 示 さ れ る
--------------------	--	--------------------------	-----------------------	------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------------	-----------------------	---

うかりスマ的指導者の下に結集した弟子団と
 おり、また彼らが依然としてウエスレイト
 者層の地位と意識の未分化的状況を反映して
 味において、年会内の平等化の優位は、説教
 強い反発をもたらしたと考えられる。この意
 される職階の序列化と固定化の動きに對する
 うとそれが、ヨリツキイルド計画に代表
 分たちを序列化する動きは生じにくく、むしろ
 現れているとみることにがき。ここから自
 なかった。平等主義はかかる彼らの心情を表

いう共同性を色濃く保持していたことを物語
 うといるといえるのである。
 しかし、二の平等化は必然的に縦の統治
 インを担う説教者の権威の制度化を妨げると
 いう帰結をもつ。本来、諸会に對する説教者
 の監督権の行使は、ウエスレリの生存中にお
 いて、彼らと諸会の人々との人格的交流
 を背景としながら、彼の絶対的権威に根拠
 がつけられていた。従って彼の死後、説教者
 による監督権が絶対的に措定されるためには、

彼の意図がどうあれ明らかにならぬ彼の權威の
 だが、絶対性は、彼らからエスレの權威の
 絶対性は、彼らからエスレの權威の
 下位の役職者に対してエスレと同様
 ることによつて、説教者は諸会とそれに属す
 彼の權威が役職体系の中に制度的に配分され
 觀的に賦与され、このことが不可欠であつた。
 承分有する權威として、その役職自体に客
 彼らの權威がエスレの絶対的監督權を継

その人格からの分離とそれによる他者への権
 威の移譲を意味していった。この観点からみれ
 ば、被按手者は、彼のカリスマの直接的継承
 者であり、彼の人格から分離されたカリスマ
 の担い手に他ならない。既に分離されたカリ
 スマは、他者に配分、分有されることか可能
 となる。ウエスレーの「カリスマの担い手によ
 りこそそれが役職自体に配分される時、彼の
 威はその役職の中に転移し、客観性を獲得す
 る。これによつて、彼の権威に基づく役職の

体系は彼の人格から完全に分離され自立する。
 つまり、その権威は制度化されるのである。
 日リッキフイルド計画は、明らかに、か
 かる統治方法を最もまっぴかたひ表現
 していた。しかし、説教者層の多数派は、こ
 の計画の否決に象徴されるように、ウエスレ
 ーによる按手の意味をことごとく無化する方
 針を支持する。彼の権威の継承と制度化とい
 う統治問題の中心的課題は、彼らの懐く被按
 手者への感情的反感や統治形態の変更を望ま

はい保守的態度等によつて十分に主題化され
ずに終わる。少くとも、九四年の年会の諸
決定を見る限り、その統治方針に関して明確
な理念は提示されず、そこにはただ、ウエス
レールの死によつて現実的に生かされる統治上の欠
陥に対する最小限の機構の整備と平等化の追
求が看取されるだけなのである。

へろ一 聖餐式問題

信徒説教者によるサクラムント執行の当否

は、既に再三にわたる述べたに、

ウエスレリが最も頭を悩ました問題であった。

彼は原則的に之の執行を禁止しながらも、現

実的状況は、彼がこの原則に留まることを不

可能とした。むしろ晩年の按手礼の行使は、

彼自身がこの原則を断念したかのような印象

すら与えたりした。(39) 従つて、彼の死後、この問

題をどのよう^に解決するか、年^に課され

た最上の課題とほる。なかでも聖餐式は、恩恵の手段としての最も重要な宗教的実践であつたため、その執行の当否は彼らにとつて緊急に解決されるべき問題とほつたのである。ウエズレーの死は、直ちに、組織内に対立する二つの立場を顕在化させる。第一の立場は、信徒説教者が聖餐式を執行することを含む、面的に禁止あるよう求めるものであつた。これは、言うまでもなく、国教会との非分離の原則を堅持すべきであるといふ立場であり、

礼拝所を管理する裕福な管財人及びJ・ベ
 ンソン (Joseph Benson) 等の保守派の説教
 者がその支持者であった。これに対し第二
 の立場は説教者による聖餐式を全面的に許
 すべきであるというものであった。この立場
 は、多くの地域的諸会の欲求を代表するもの
 であり、説教者内では、J・ブラッドバイン
 (Samuel Bradburn)、H・ムア (Henry
 Moore) 等がこの立場の支持者であった。ま
 さに組織内は、この問題をめぐって完全に二

分されるという様相を呈していたのである。
 そのため、九一年の年会はこの問題に何う解
 答を与えよ、今後の方針に關して、ウエスレ
 ー氏が死に際して残してくれた計画に嚴格に
 従ってゆくことを約束するだけ述べるに
 留まら^る。また翌年の年会でも、説教者間の激
 し、対立のため、J・ホーソン(John D. Hanson)
 の提案で、聖餐式問題はクジで決定される
 ことになり、その結果、翌年まで信徒説教者
 による聖餐式の執行は禁止される^{こと}。(41)しか
 次

決定的に規定されていたと考
 えられる。九三
 は、年会外の地域の諸会
 の×ニバ1の動向に
 だけからは理解できてい
 る。むしろその変動
 動は、年会内部の説教者
 間の勢力関係の変化
 の力学の変動に関わって
 いる。しかしその変
 更は、明らかに先に指摘
 した二つの立場
 聖餐式に関する年会の
 かかる方針の動揺と
 行ない、この方針は翌年
 も支持される。 (42)
 望んだ場合、それは許可
 されるといふ決定を
 の年会では、会全体がそ
 の執行を全会一致で

年の年会が地域の諸会に向けて発送した回状
 は、この状況をほゞきりと伝えていゝ。それ
 は、年会の直面したデイレンマと年会の本来
 の立場を次のように述べていゝ。
 「ハウエスレィの立場と」類似したデイレ
 ンマらしい困難を、我々はハウエスレィが死ん
 ぶから経験していゝ。我々の会の若干のもの
 が、繰り返し、彼ら自身の説教者から聖餐を
 受ける自由を認めようになつたのんぶ
 いる。しかし、ウエスレィ氏の規定した計画

に最も厳格に従うことを望んで、我々は何度
 も彼らの要求を拒否した。しかし、その問題
 は今や危機に瀕することになつた。(43)
 つまり、ここぞ年會は、聖餐式の許可を求
 める諸會の聲が極め強く、これに抗して禁
 止の方針を貫くことが不可能となつたことを
 許える。許可は彼ら自身の意志ではなく、あ
 くまでも諸會の強い要求に基づく。こうした
 認識に立つる、同回状は、
 國教會との結

フ
 き
 から、
 我
 々
 に、
 こ
 の
 よ
 う
 に
 一
 層
 の
 逸
 脱
 を

余儀なくさせられたものは民衆である^{L (44)}と述べ、
 この問題に關する方針の変更の原因が諸会の
 一般メンバの強い要求にあつたことを明らか
 かにするのである。
 もちろん、この回状の背後には、信徒説教
 者による聖餐の許可という決定が、この立場
 と真向から対立するゲルソの反感を誘發し、
 之れをばだめつ、この決定の責任を一般信
 徒に轉嫁しようとする意図があつたことは十
 分に予想される。しかし、年會のかかる戦
 略

的意図を考慮しても、年会が九二年の方針を
 変更し、九三、九四年と会全体の同意を条件
 として聖餐を許可したという事実は、この方
 針を支持する勢力が極めて優勢であつたこと
 を物語つてゐる。(45)

この時期のファリストルでの紛争は、この間
 題をめぐる対立の鋭さと一般のメンバーの欲
 求の所在を知る上で極めて興味深い。(46)

二年、ギリストルに新しく開設されたホー
 ーランド礼拝所において、グラッドバインと

名	対	く	い	パ	等	の	会	法	・
の	立	す	。 (47)	ー	の	管	派	衣	ロ
説	を	ぶ	こ	に	行	財	の	を	バ
教	を	り	う	ち	為	人	一	着	ー
者	和	始	し	の	の	た	つ	用	ツ
の	す	め	て	支	背	ち	の	し	(
う	る	る	、	持	景	の	扱	て	Th
ら	た	。	グ	が	に	怒	点	典	om
、	め	九	リ	あ	こ	り	で	礼	as
国	、	四	ス	っ	の	を	あ	を	R
教	グ	年	ト	た	礼	か	っ	行	ob
会	リ	の	ル	こ	拝	う	た	な	er
牧	ス	年	で	の	所	。	っ	う	ts)
師	ト	会	の	両	に	ア	た	。	は
で	ル	は	派	の	属	ラ	ニ	こ	、
も	巡	こ	の	対	す	ッ	ユ	れ	国
あ	回	う	立	立	る	ド	ル	が	教
っ	匠	レ	は	も	メ	バ	い	、	会
た	の	た		な	ン	ー	ム	国	の
下	四						ル	教	

了
 を
 彼
 ら
 の
 礼
 拝
 所
 から
 排
 除
 する
 こと
 を
 決
 定
 する

 所
 の
 管
 財
 人
 の
 態
 度
 を
 硬
 化
 さ
 せ
 る
 。
 彼
 ら
 は
 、
 4

 7
 ニ
 ユ
 ー
 ル
 1
 ム
 L
 と
 ギ
 ニ
 了
 。
 ス
 ト
 リ
 1
 ト
 礼
 拝

 人
 び
 あ
 っ
 た
 4
 了
 び
 あ
 、
 た
 た
 め
 、
 彼
 の
 行
 動
 は
 、

 会
 派
 と
 真
 向
 から
 対
 立
 する
 立
 場
 の
 中
 心
 人
 物
 の
 一

 回
 区
 に
 任
 命
 さ
 れ
 た
 も
 う
 一
 人
 の
 説
 教
 者
 が
 、
 国
 教

 会
 側
 の
 期
 待
 が
 働
 い
 て
 い
 た
 。
 と
 二
 了
 が
 、
 二
 の
 巡

 ポ
 ー
 ト
 ラ
 ン
 ド
 び
 の
 聖
 餐
 式
 を
 行
 行
 える
 と
 い
 う
 年

 ニ
 に
 は
 、
 プ
 リ
 ス
 ト
 ル
 の
 国
 教
 会
 派
 を
 刺
 激
 せ
 ず
 に

 ・
 ヴ
 ェ
 イ
 ズ
 1
 等
 三
 名
 を
 国
 教
 会
 派
 び
 固
 め
 る
 。
 そ

する。しかし、その排除は一般のキリスト教の
 らの支持を獲得するに役立つ。彼らは、国教会派
 ンバールは、その側に立つ。彼らは、国教会派
 の管財人に対抗して、キリスト教の隣
 接地帯に新しい礼拝所へオールド・キング
 ストリート礼拝所を建設するにと決定し
 あわせて、国教会派のベニンソンをポーランド
 ド礼拝所から排除する。ブリストル巡回区
 四人の説教者は、その除いて、キリスト教
 側の支持にまわらう。しかし、その地域の

約千人のメンバーのうち八百人以上がア
 の側につく。ブリストルは、説教者層の両派
 をまきこんで、完全に二極的に分裂するの
 であらう。
 ブリストルでの紛糾は、九三年の先の回状
 の危機意識が決して誇張ではないことを示して
 いる。聖餐式問題は、一般メンバーによら
 ず、可への強い欲求とそれに頑強に抵抗する管
 財人との激しい対立の中で、指導的立場にあ
 る有力説教者たちを両派へと分解させ始
 めてい

した。この問題のこれ以上の放置は、明らか
 に組織全体を二極的に分裂させるとなりか
 ねばかつた。(48)ブリストルでの対立に示さ
 れるようには、この問題に關する対処法的な措
 置は、聖餐式執行についでこの明
 確な原則の決定は急務であつた。九五年の年
 会は、その第一日目を対立の解決のため
 の祈りの日に割りあて、次いで二日目の
 立場の和解案を作成するた
 めに九名の説教者を
 選出する。作成メンバ
 ーには、ベンソン、
 メ

分類	年代	事件 (イ.本誌の対外関係)
メソヂズムの成立 (Wesleyan Methodist)	1737	
	54	「宣言証書」 (The Deed of Declaration)
	91	ウイラー 死去
	95	「計画の計画」 (The Plan of Persecution)
	96	アレキサンダーの退教 (Alexander Kilham)
メソヂスト・ユニオン (Methodist New Connexion)	97	
バイブル・クリスチアン (Bible Christians)	1808	ヒボーンの退教 (Hugh Bowen)
	19	
プリミティブ・メソヂスト (Primitive Methodist)	20	
	22	
セント・メソヂスト (Total Methodist)	23	M. ロビンソン事件 (Mark Robinson)
	27	リーズ・オルガン事件 (Leeds Organ Case)
トリニダード・メソヂスト (Trinidad Methodist)	29	
	33	ウエリン 神学教育事件 (~35)
アミンニアン・メソヂスト (Aminian Methodist)	34	
	35	S. ウェルソンの退教 (Samuel Welford)
メソヂスト・ユニオン・アソシエーション (Wesleyan Methodist Association)	36	
	46	「グレイ・シールド」 (Grey Shield) 事件 (~47)
ユニテッド・メソヂスト・フリー・チャーチズ (United Methodist Free Churches)	49	J. エドワーズ (James Edwards) のウイラー (William Griffiths) の退教 (James Edmonson) の退教
	56	
	58	J. バンティン 死去

(1)

「註」

この時期の抗争と分裂を四示す

(2) Elie Halévy, Victorian Years
(London, 1951), p. 38.

(3) E. R. Taylor, Methodism and
Politics (London, 1935), p. 153,
210. Edwards, O.P. Cit., pp. 16-
12.

(4) H. V. Faulkner, Chartism and
the Churches (London, 1916),
pp. 82-93.

(5) W. R. Ward, Religion and Soci-

ety in England, 1790-1850 (New York, 1968), pp. 54-55. R. Currie, Methodism Divided (London, 1968), p. 82. (キエ' Divided 3 略)

(6) John Kent, The Age of Disunity (London, 1966), pp. 86-145.

(7) J. C. Bowmer, Pastor and People (London, 1975), p. 13. (キエ' 略)

People 3 略)

(8) Currie, Divided, pp. 54-55.

(9) Weber, a.a.O., S. 661.

(10) Ebenda, S. 693.

(11) Works, Vol. 8, p. 269.

(12) Ibid., p. 258.

(13) Ibid., p. 273.

(14) Ibid., pp. 340-347.

(15) ウ エ ス レ イ は ある ク ラ ス ・ リ ー ダ

に 次の よう に 忠 告 し て いる 。 「 あ

は た は 上 役 と し て る ぞ は なく、 同 輩 と

ル 振 舞 台 舞 臺
Marks, Vol.

12., p. 209.

(16) Ibid., p. 253.

(17) Letters, Vol. 8, p. 196.

(18) Journal, Vol. 5, p. 406.

(19) Ibid., pp. 404-407.

(20) Letters, Vol. 5, p. 127

(21) Letters, Vol. 8, pp. 124-125.

(22) Backer, op. cit., p. 71.

(23) Weber, a. a. O., S. 659-660.

(24) W. J. Warner, The Wesleyan

Movement in the Industrial Revolu-

tion (New York, 1930, rep. 1967),

p. 258.

(25) Jonathan Crowther, The Crisis

of Methodism; Or Thoughts on

Church-Methodists, and Dissent-

ing-Methodists (Bristol, 1795),

p. 13. (卷十 ' Crowther, Crisis,

三 略 卷) 。

(34) Ibid., p. 277.

(35) Ibid., p. 299.

(36) A. W. Harrison, The Separation
of Methodism from the Church of
England (London, 1945), p. 33.

(37) Bowmer, People, pp. 44-45.

(38) Works, Vol. 8, pp. 309-310.

(39) Crowther, Crisis, p. 16.

(40) Minutes, Vol. 1, p. 246.

(41) Ibid., p. 263.

(42)

Ibid., p. 279.

(43)

Ibid.

(44)

Ibid., p. 280.

(45)

九四年の議事録では、インケラン

ドの九五巡回区のうち、四ハの巡回

区に属する一〇〇以上の諸会から聖

餐式の実施が報告されてゐる。

Ibid., p. 295.

(46)

以下、ブリストルの紛争に関し

ては、HARRISONに負うところが大さ

ニ。 Harrison, op. cit., p. 42,

pp. 50-53.

(47) 九四年の議事録において、ブリス
トルでの聖餐式の実施地域にポルト
ランド礼拝所の名前が見える。(H)1

Notes, Vol. 1, p. 295.

(48) 九五年の議事録は、次のように記
してゐる。我々が共に集つた時、
我々の心は事件の恐るべき状況に深
く傷つけられていた。我々は、分裂

No. 514

とその悲惨な結末を考え身震いした。

(Minutes), Vol. 1, p. 321.

第二節

和解の計画

メソヂックなものは、九一年のウエズリーの死

から九四年にかけて、既に述べた通り、

説教者による聖餐式執行の是非とそれと密接

にかかると年会内外の組織の統治問題をめぐ

って、深刻な対立と混乱を経験する。これは

組織内分裂に到りかねない危機的様相を呈す

る。九五年、かかる対立と混乱を收拾するた

め、年会は日和解の計画の採択し、対立の

原因となつていた二つの問題に対する各協案

を提出する。ここに、組織的分裂はとりあえ
 ず回避され、二つの問題への基本的解答が与
 えられ、そのいふあり。

(1) 和解の計画は、(1) 聖餐式、洗礼等に関
 して、(2) 規律に關して、(3) 補遺、の三つの部
 分から構成されておあり、(1) が聖餐式問題、(2)
 が統治問題に對する解答にそれぞれを対応して
 いる。また前者に對して、(1)

聖餐式問題の基本的原則を明示した(1)は、

十項目の規定から成つていゝ⁽²⁾。それらを簡單
 に要約すれば、次の四つの骨子を指摘すべき。
 (i) 礼拝所に属する管財人の大勢数とその施設
 に属する執事と⁽¹⁾か⁽¹⁾の大勢数が認めらるな
 らば、当該礼拝所で聖餐式を執行すること
 を許可する。但し、その場合、年会の許可を得
 ることを前提とする。(ii) 聖餐式は、年会によ
 りて權威を認められたい人物によつてのみ行な
 われる。(iii) 聖餐式、礼拝式等は国教会の典礼
 に従つて行なわれ、原則として国教会宗旨時

間内における実施を禁止する。(iv) 既に平和裡
 に聖餐式が行なわれ、この場合、それに変更
 を加えない。以上の四つの骨子から成ると考
 えられるサクラメントに関する原則は、メソ
 ティストの礼拝施設での聖餐式の実施申請の
 方法を始めとして、全体として対立する二
 つの立場の均衡の上に成り立ち、これに可
 なり、一方で、聖餐式実施に反対の
 諸会との合意を条件とした上で、それを公
 式に許可するのと、大抵数のメソバニの
 欲求に

答える。他方、実施要求がない場合、それは
 かななる礼拝所でも、聖餐式のサクラン
 トを執行すべきではない⁽³⁾ことを規定し、あ
 わせて実施に際しても、執行時間や典礼に關
 して国教会の宗教的權威を尊重することに明
 示するにとり、国教会派の管財人の不満を抑
 えようとするものではない。あつた。
 かかる決定は、聖餐式問題に關して、年會
 が最終的に明確な原則を示しなかつたことも
 みえる。それは、この問題に對して絶対的肯

定、否定のいふれの方針も打ら出していい
 からである。しかし見方を変えれば、この決
 定は極めて巧妙であつた。それは諸会に對し
 て一律に特定の原則を押しつけ、会の人
 々の大半が望めば、聖餐式を許可し、さう
 ではない地域はそれが行なわれないう、い
 らば、地域別の対処方法であつた。これは、
 餐式問題の地域的限定化に他ならぬ。組
 全体にわたつて特定の原則をこり押しす
 ば、對立は組織全体に及び、攻撃の矛先は
 その決

定 機 関 に 及 ぶ 。 一 か し 、 絶 対 的 原 則 を 出 さ ず
 に 、 地 域 的 状 況 に 即 し て 決 定 を 与 え れ ば 、 決
 定 に 対 す る 摩 擦 は 最 小 限 に 押 え ら れ る 。 少 可
 く と も 、 対 立 は 地 域 的 問 題 に 局 限 化 さ れ 、 少
 少 心 組 織 全 体 の 問 題 へ と 波 及 す る こ と は 阻 止
 さ れ る 。 ま さ に 、 こ の 決 定 の 巧 妙 さ は こ こ に
 あ る 。 そ れ は 、 聖 餐 式 問 題 を 地 域 的 水 準 に 限
 定 す る こ と で 、 こ の 問 題 が 組 織 全 体 を ま っ こ
 む 対 立 に 発 展 す る 芽 を 摘 ん だ と 考 え ら れ る の

十、次に、口和解の計画の統治問題に關
 する諸決定をみてみよう。この部分に相当す
 る(2)の規則に關する規定は八項目から成つて
 いる。(4)の骨子は次の二点に要約できる。第
 一は、年會の權限と構成に關するものである。
 また、それは、一部の管財人が従来かう保持
 して来た当該施設に關する説教者任命權を
 承認しつつ、これ以外に可べての管財人に対
 して、年會だけが説教者の任命權を握ること
 を改めて規定する。これは、一部の管財人の

強 調 するといふ狙いをもつていたと思われ
 立 と 彼らのリダーシップの正当性を改めて
 こ れ を 回 避 するた め に、 説 教 者 内 の 秩 序 の 確
 な か っ た ⁽⁷⁾ ハ ン ド レ ッ ド の 地 位 の 確 認 は
 自 己 主 張 と 組 織 の 指 導 秩 序 の 混 乱 を 招 け かね
 し か し この 平 等 化 は、 若 い 説 教 者 の 無 制 約 下
 ド レ ッ ド の 特 権 は 次 第 に 限 定 化 さ れ て ゆ く
 委 譲 し て い る こ と に 示 さ れ る よ う に、 ⁽⁶⁾ ハ ン
 年 会 参 加 規 定 が、 参 加 資 格 の 認 定 を 地 区 会 に
 せ っ て い る 。 この 決 定 の 前 年 正 あり 九 四 年 の

骨子の第二は、管財人、執事、リ、カ、ト
 いう諸会の役職者の権限の認定である。それ
 を大雑把にいへば、説教者に対する彼らの査
 問権の認定とその自治権の尊重といへる。そ
 の具体的内容は次のようになる。前者は、諸
 会の役職者が説教者の品性、能力、正統性に
 対して異議のある場合、彼らは、地区の説教
 者、巡回区の手をすべての役職者を召集する権限
 をもち、そのための説教者の審問について投票
 権が認められるといふものである。(8) 後者は、

諸会の役職者の任命、解任が、我々の一般的
 習慣として⁽⁹⁾彼らとの相談の上で決定される
 というものであった。これらはいちも、説
 教者と諸会の役職者との権限のバランスポ
 慮されており、これによつて前者の権限が無
 制約に行使されることに一定の歯止めがかか
 られる。こうして決定は極めて重要である。
 それは、明らかに、年会と説教者の権限の制
 約を意味するかうである。少なくとも、ウエ
 スレリーの保持していた絶対的監督権は、これ

認
 ず
 る
 か
 た
 ち
 で
 明
 確
 化
 す
 る
 。
 年
 会
 は
 、
 こ
 の
 運

3
 年
 会
 の
 権
 限
 の
 絶
 対
 性
 を
 、
 日
 宣
 言
 証
 書
 の
 再

答
 で
 あ
 っ
 た
 。
 そ
 れ
 は
 一
 方
 で
 、
 組
 織
 運
 営
 に
 お
 け

以
 上
 が
 、
 統
 治
 問
 題
 に
 対
 す
 る
 年
 会
 の
 与
 え
 た
 解

求
 の
 一
 定
 の
 戦
 果
 で
 あ
 っ
 た
 こ
 と
 は
 ま
 ち
 か
 い
 な
 い
 。

は
 決
 し
 て
 十
 分
 と
 は
 い
 え
 な
 い
 も
 の
 の
 、
 彼
 ら
 の
 要

を
 引
 き
 出
 し
 た
 こ
 と
 は
 明
 ら
 か
 で
 あ
 り
 、
 そ
 の
 内
 容

ぶ
 ま
 る
 。
 彼
 ら
 の
 圧
 カ
 が
 年
 会
 か
 ら
 こ
 う
 し
 た
 議
 步

諸
 会
 の
 教
 会
 統
 治
 改
 革
 の
 声
 の
 反
 映
 を
 見
 る
 こ
 と
 が

に
 よ
 っ
 て
 制
 約
 を
 受
 け
 る
 こ
 と
 に
 な
 る
 。
 こ
 こ
 に
 、

働の自立にとつて最大の鍵であつたサクラメ
 ント執行権を確保し、あわせて説教者の任命
 権の帰属を宣言するののである。これは、年会
 と頂点とする説教者だけの教会統治体制とい
 える。しかし他方、この決定は、その体制を
 徹底化できずに終わる。それは、諸会の改革
 要求を鎮静化するため、地域的レガエイルでの
 役員者の権限を曖昧なかにちであれ容認した
 からである。説教者への査問権と諸会の自治
 権の尊重といふその内容は、諸会にある種の

抵抗権を与えたことを意味する。これは年
 会を頂点とする説教者だけによる支配体制と
 は明らかには矛盾する。彼らによる上からの支
 配にとつて一切の決定権の独占は不可欠で
 あり、これを曖昧にする先の諸規定の存在は
 この体制の基盤を極めて不安定なものとした
 からである。
 さて、以上のようには内容をもちつて
 画面上によつて、年会は組織的分裂の危機回避
 にひとま不成功する。少々くともそれは、
 一

リストレベルでの紛争に象徴される組織の二極的
分解の危機を回避する。しかし、日和解の計
画はかかる成功の秘密を、不満の地域的限
定化と先の二つの問題に関する諸会の欲求の
一応の充足にだけ求めるとはできない。確
かにそれは、聖餐式執行と自治を望む諸会の
メンバーの要求に大幅に譲歩することによつ
て組織内の多数派の不満を一定程度解消させ、
組織を分裂に導く彼らのエネルギーを鎮静さ
せた。しかし、諸会の欲求の充足だけをもち

の自治要求の代表的代弁者であつた。マ
 在させるといた。特に、ブラツドバ
 有かば説教者のリダシツポを明らか
 示されるように、ムアヤブラツドバ
 までの対立と混乱は、ブリストル
 ーシツポが不可欠なものである。事
 である。そこでには、有力説教者
 存在は必ずしも組織的分裂を招来
 分といえる。なせなら、諸会にお
 ても和解の計画の成功を考へるこ

組 織 を 二 分 する 分裂 に 向 う こ と は 必 至 ぞ あ る
 組 織 は 一 拳 に 激 し い 対 立 の 渦 中 に の み こ ま れ、
 自 の 教 会 統 治 の 実 現 へ と 結 集 さ れ る ば、
 一 タ ー シ ッ プ を 介 し ま 国 教 会 か ら の 分 離 と 独
 メ ン バ ー の エ ネ ル キ ー が、 有 力 な 説 教 者 の 力
 に 表 現 し ま い る。 聖 餐 式 実 施 を 求 め る 諸 会 の
 彼 の 発 言 は、 当 時 の 彼 ら の 立 場 を 最 も 象 徴 的
 関 する 我 々 の 主 要 な 目 的 に 一 致 する ⁽¹⁰⁾ と い う
 も の に も 制 約 さ れ ない 自 由 は、 …… 魂 の 救 済 に
 与 る 事 柄 に お け る 可 人 間 の 権 利 に 基 づ く 何

たのである。

和解の計画の成功の秘密とその一つの

意義は、この決定の性格自体の中に含まれて

いるといえる。それは、この提案を作成した

類ぶれにみられるように、ベンソン等の保守

派とブラッドバイン等の急進派という年会内

の対立する二派の妥協の産物といえる。この

妥協が成立した時点で、日和解の計画の第一

年の成功は約束されたといつてよい。な

せなら、これによつて、年会内の指導的立場

にあり説教者の亀裂は修復され、指導層の一
本化は、サクラメント問題が組織を二分する
分裂へと結びつく可能性を著しく弱めたから
である。そればかりではない。この妥協によ
って、聖餐式問題と密接に関連していた国教
会からの分離と教会統治の改革という主張は
大幅に後退を余儀なくされ、サクラメントの
実施だけが教会統治問題と一応切り離された
かたわり、中途半端に決着をつけられた。そ
のため、諸会の聖餐式実施要求は去勢され、

と、聖餐式の問題について九三、四年の決
 には物語として、和解放の計画が、少
 派の説教者の協の産物であることとを象徴的
 ることばから(11)それが相互に敵対してきた
 政治的意味への年會による配慮といふ意味もさ
 計画の奇妙な立場は、分離がもつていた政
 の許可と国教会からの非分離といふ日和解の
 危険性は巧みに回避されたのである。聖餐式
 への分離と教会統治の改革達成へと発展する
 エネルギを喪失し、それが一挙に国教会か

定とほぼ同様の内容であるにもかかわらぬ一
 応の成功を収めた背景には、この問題に關す
 る年会内の指導的説教者間の政治的決着が明
 らかに存在してあり、この政治的決着によ
 り指導層の團結にこそ、この決定の一大キ
 な意義があつたと考へられるのである。
 しかし、曰和解の計画は、いま一つの重
 要な意義を有していた。それは、年会が国教
 会に代わつる新しい宗教的權威を實質的に
 入れたといふ点にある。

確かに、曰和解の計

画は、先に述べたように、国教会からの不
 分離を謳っており、聖餐式の実施にあたり、
 も、典礼や実施時間において国教会の宗教的
 権威の尊重という立場が貫かれていゝ。特に、
 その補遺において、諸会が年会に聖餐式実施
 の申請を行なう場合、年会に対して書面不国
 教会からの非分離の誓約を行なうよう求め、
 いることは、国教会への過敏なまゝの配慮を
 うかがうことかである。(12) し、
 聖餐式が年
 会の許可を前提にして実施され、
 かつその執

行者が年会によつて権威を与えられた者に限
 られるとされたことは、日和解の計画は、か
 かに国教会からの分離を宣言しようとも、
 年会の権威が国教会に代わる実質的な宗教的
 権威の担い手となつたことを意味してゐる。
 聖餐式問題の決着によつて、年会は明らか
 独自の宗教的権威を手に入れたわけであり、
 二の意味から、日和解の計画は、宗教的権
 威におい、国教会からの実質的分離の宣言
 に他ならな、いと、つても、良、い、で、あ、る。

年會は日和解の計画に
 よつて、ウエスレ
 ーの死に伴う最も緊急な
 課題であった聖餐式
 問題に決着をつけること
 にも、今後の統治体
 制の基本的枠組を提出す
 る。しかしかかる体
 制は、その権威構造にお
 いて一つの大問題
 を胚胎させていた。確
 かに日和解の計画に
 は、聖餐式規定に示され
 るように、年會が国
 教会とは區別される独
 自な宗教的権威を握る
 ことを確定する。権威
 構造からみれば、それ
 は、ウエスレーのカリスマ
 的権威が制度的に

年會に繼承されたといふ意味をもつ。しかし、先に指摘したように、その繼承は極めて不完全なかたちであつた。なぜなら、日和解の計画は、画面上に至る九四年まで、の70%の中、説教者間の平等原則の徹底化がウエスレの権威を説教者層の権威として制度的に配分する動きを阻害したからである。加之、国教会からの分離に反対する勢力が、この70%を占めに絡みながら、それに拍車をかける。そのため説教者の権威は未分化のまま放置され、彼ら

の上からの支配を恒常的に正当化する権威の
 体系はほとんど準備されなかつたのである。
 この意味において、ウエスレリの権威の継承
 は明らかに不完全なものである。
 確かに、年會を頂点とし、説教者が諸會を
 監督、支配するといふ体制は、彼の絶対的監
 督権を引きつぐものであつた。その限りにお
 いて、この体制を彼の権威と権限の継承とし
 ることは誤りはない。レカシ、この体制
 制は、原理的に一つの前提に支えられ、
 いる。

それは、説教者と他のメンバ
ーとの地位上の質的區別
がある。この前提の上で、
前者による後者の支配が
成立する。或いはその支配
が正当化されると言つても
よい。ウエスレー生
存中においては、その絶対
的支配体制の実際的負担
手は説教者たちであつた。
彼の諸会に対する支配の正
当性を支えたにも、彼は、
組織化された職務体系から
みれば、彼の説教者としての
権威に他ならない。つまり、
他のメンバから區別する地
位に置いた

の地位を組織運営上の便宜の職務とすると、
 ウエスレの権威を完全に排斥して、説教者
 區別された特別なものとなる。第二は、逆
 と、ある。これによつて、その地位は質的に
 の権威を説教者の地位に制度的に賦与するこ
 の選取肢を与へたと考へられる。第一は、彼
 イズム支配層に説教者の地位に關して、ニ
 に正当化される。ウエスレの死は、メソヂ
 える。ニ前提の上で、彼らの支配は制度的
 たものは、制度的には彼の権威であつたと
 いう。

うものである。これは、その地位固有の客観
 的価値を認めない立場といえる。論理的に極
 端化するれば、これが筆者の言う二つの選
 択肢であつた。しかし、九一年以降の年
 会はいか
 れの選択も行なわれない。それは、説
 教者の地
 位の性格問題を棚上げにする。或いは、
 れの選択も行なうことか、できなかつた
 といつても良い。これによつて、説教者
 と他の地域
 的役職者との地位上の質的区別は曖昧
 にされ
 る。つまり、説教者層によつて組織の
 単独統治

といふ日和解の計画が提出した組織統治体
 制を支える前提は十分に根拠を与えられな
 いままとなつたのである。そのためウエスレ
 ーのカリスマ的權威の説教者の地位への転化
 が遂行されなひまま、組織的枠組としてみ
 てもスレ以来の説教者による諸会の支配とい
 う体制が継続することになつたのである。こ
 れが、筆者の言うこの体制の權威構造上の問
 題である。

地域的役職者に對して説教者の査問權と諸會

の自治権の尊重を約束してあり、組織的権限
にたいしても説教者による上からの支配を著し
く制約するものであった。以上の意味におい
て、昭和和解の計画によつて策定された九五
年の体制は、説教者による単独統治を維持、
発展させる上、その権威構造と組織的権限
の双方において決定的な弱点を胚胎させてい
たと考えられるのである。

(2) キラムの批判と理念

一七九五年度の和解の計画は、極めて不

完全なかたちであれ、説教者層だけが組織の

意志決定を独占するといいう体制を決定した。

これによつて、サクラムン、教会統治とい

う二つの問題の一端の決着がはかられたが、

これらの決定の妥協的性格は、サクラムン

実施要求の背後にあつたより急進的な教会統

治改革派の存在を顕在化させる。ブラッドバ

ンの信奉者であつたA・キラム(Alexander)

er Killham) こゝ、この立場の代弁者に他は
 らなかつた。彼は、ウエスレイ死後、いち早
 くサクラムント執行を擁護する見解を発表し、
 多くの支持者を得る。一諸会の管財人、リ
 ダー、そして多くの立派なメンバーが私の側
 についただけでなく、大多数の説教者たちも
 満足を表明した。と彼の伝記は伝えている。(13)
 翌年の年会は、一転して彼の言動を批難する
 が、キラムはブラッドバインとともになら
 ント実施要求の前面に立つ。九五、ブラ

ッドバイン等急進派とベンソン等の保守派は
 相互に歩みより、その結果、互に和解の計画に
 が成立する。しかし、指導的説教者のこうし
 に妥協にもかかわらぬ。キラムはサクラメン
 ト実施要求を論理的に徹底化し、この体制へ
 の公然たる批判者に転ずる。以下、
 日和解の計画に對する彼の代表的な批判の
 書である。自由の前進に依拠しなから、彼
 の主張を検討してみよう。
 キラムは、サクラメントの實施を諸会のみ

ニ	ン	7	も	に	る	THE	た	九	ン
の	セ	神	ニ	他	も	PRIVILEGES	ニ	=	バ
反	ン	に	の	な	の	of	と	年	1
逆	ス	対	問	ら	あ	OUR	ほ	の	特
と	に	す	題	な	り	PEOPLE	、	年	権
批	対	る	を	い	、	(e)	7	会	、
難	す	反	ウ	。 (14)	人		我	が	、
に	る	逆	ジ	そ	間		々	ニ	、
よ	永	で	に	れ	の		の	れ	あ
、	遠	あ	よ	は	7		一	を	る
こ	の	り	つ	か	良		般	禁	と
、	批	、	て	り	心		メ	止	考
ク	難	聖	決	て	の		ン	可	之
ジ	、	書	定	ほ	自		バ	る	る
は	を	、	し	な	由		1	決	。 (1)
サ	意	理	に	い	7		の	定	、
ク	味	性	ニ	。 (15)	の		特	を	、
テ	可	、	と	そ	抑		権	行	、
メ	る	コ	自	も	圧		(は	、
ン	。 (15)	エ	体	そ				、	

良心の自由に基づいて、人間は、自分たちが
 拝様式^レを他の人々に強制^レするはならない。⁽¹⁷⁾
 いかなる党派も、^一彼らの信仰箇条^レや^一礼
 端的に示^レして^一いる。⁽¹⁶⁾ この良心の自由は、
 一つである^レとい^一う彼の言葉は、このことを
 は、民衆が享受^レでき^一る最も価値のある祝福の
 一つの前提からな^レされ^一て^一いる。^一良心の自由
 判断を備^一えた自由で平等な主体があるとい^一う
 張する。こうした彼の主張は、人間が理性的
 トの禁止とい^一う結果をもたらした、彼は主

と	そ	職	と	そ	そ	ら	そ	い	望
し	、	者	こ	ほ	お	、	、	権	む
そ	兄	は	に	、	り	、	人	利	よ
こ	弟	は	は	等	、	我	間	を	う
こ	以	、	、	レ	、	々	は	も	に
か	外	役	役	く	、	は	ま	、	、
ら	の	職	職	貴	、	す	た	、	神
キ	何	に	上	い	、	べ	平	、	を
ラ	も	フ	の	、	神	、	等	い	礼
ム	の	い	差	魂	の	、	な	る	拝
は	ぞ	、	別	の	目	キ	主	、	す
、	も	い	は	持	か	リ	体	か	る
、	な	な	な	ち	ら	ス	で	ら	奪
、	い	い	く	主	は	ト	も	ぞ	う
我	、	、	、	だ	、	に	あ	あ	こ
々	、	ン	あ	か	、	よ	る	る	と
す	の	バ	ら	ら	、	、	(18)	、	の
べ	ぞ	、	、	ぞ	、	、	、	、	、
、	あ	に	、	あ	、	贖	、	、	、
は	る	と	、	、	、	わ	な	と	、
、	、	、	、	、	、	れ	、	、	、
	(20)	、	役	る。	べ		な	、	な

点からなされる。もしサクラメント実施が諸
 ント条項に関する彼の批判は、まさにこの地
 るべき。これははい。和解の計画のサクラ
 あり、それを超えた如何なる決定も強制され
 事柄は彼らの総意によつて決定されるべきで
 下に自由で平等な主体である以上、あらゆる
 彼の論理は極めず明快である。人間が神の
 出をわけずある。と、いう民主主義の原則を引
 をもつて、いゝ(21)と、いう民主主義の原則を引
 あらゆる事柄において、投票する同等の権利

と	治	設	ば	と	の	ご	と	と	会
執	的	定	、	れ	人	は	は	れ	の
事	制	し	、	を	ま	、	誤	を	メ
が	度	マ	、	行	ご	仮	り	外	ン
サ	に	い	、	な	が	に	、	側	バ
ク	な	る	、	う	サ	、	の	か	ー
ラ	ど	か	、	こ	ク	会	ご	ら	の
メ	ら	ら	、	と	ラ	の	あ	禁	大
ン	え	で	、	は	メ	千	る	止	多
ト	マ	あ	、	不	ン	人	。	レ	数
実	語	る	、	可	ト	の	彼	た	の
施	る	。	、	能	実	メ	に	り	意
を	(22)	キ	、	と	施	ン	よ	判	志
決	仮	ラ	、	な	に	バ	れ	約	ご
め	に	ム	、	る	積	ー	ば	し	あ
る	、	は	、	。	成	の	、	た	る
と	り	と	、	な	し	う	、	り	な
す	、	れ	、	せ	こ	ち	、	す	ら
る	、	を	、	な	も	れ	、	る	ら
。	、	政	、	ら	、	五	、	こ	は

国	項	的	popers)	さ	が	求	る	定	と
家	を	な		ら	こ	る	振	と	れ
が	大	決		に	れ	を	舞	い	は
享	ブ	定	と	ど	ら	妨	う	え	、
受	リ	権	し	の	ニ	げ	管	る	人
レ	テ	を	る	上	フ	る	財	レ	々
る	ン	握	る	位	の	か	人	か	の
こ	島	つ	る	に	段	も	が	レ	代
い	の	る	い	一	階	し	居	、	表
る	憲	る	る	法	ご	れ	り	さ	レ
市	法	の	ど	皇	決	な	、	の	ご
民	と	ど	あ	庁	定	い	人	上	あ
的	比	あ	る	レ	さ	。	々	に	る
自	較	る	。	一	れ	万	の	、	一
由	し	る	。一	レ	た	一	一	上	下
レ	る	る	年	し	と	、	正	院	院
と	み	る	会	レ	し	さ	当	と	レ
の	る	る	が	House of	る	の	な	と	の
一	レ	る	最	of	も	実	要	レ	決
大	時	る	終		、	施			

帰 属 さ せ た こ と は 、 キ ラ ム に 、 こ の 要 求 闘 争	画 面 が サ ク ラ メ ン ト 決 定 権 を 年 会 に 独 占 的 に	ま い る と 思 考 さ れ る (24) 従 う 、 日 和 解 の 計	が 執 行 さ れ る べ き か を 決 定 あ る 権 利 を 保 持 レ	時 間 ど あ り 、 何 処 ど の よ う に サ ク ラ メ ン ト	は 、 、 何 時 が 公 的 な 礼 拝 に と う 、 最 も 適 切 な	張 の 先 頭 に 立 つ ま い た キ ラ ム に と う 、 諸 会	く サ ク ラ メ ン ト の 享 受 と い う 立 場 か ら こ の 主	あ る の ど あ る (23) 諸 会 の メ ン バ ー の 総 意 に 基 づ	き な 隔 た り に 我 々 は 気 づ く と キ ラ ム は 抗 議
--	--	---	--	---	--	---	--	---	---

の前進は第二部は彼のいづく教会統治理念
 の人間は等しく神の前に兄弟であり、説教者
 にはだけ加他のメニバトチガ、ズ特別な地
 位を与えられ、ニとになる体制は、こうして
 彼の立場とは対極にあるものだった。自由
 への重大な裏切りと映ったわけである。
 彼のかかる抗議は、当然にも、説教者だけ
 が組織の意思決定を独占するといふ体制に
 対する痛烈な批判に結びつく。彼にとつて、
 教者たちであれ、他の役職者であれ、すべ
 だ人間は等しく神の前に兄弟であり、説教者
 にはだけ加他のメニバトチガ、ズ特別な地
 位を与えられ、ニとになる体制は、こうして
 彼の立場とは対極にあるものだった。自由

る	こ	が	し	ル	題	救	り	リ	を
理	こ	組	て	ル	意	済	と	テ	素
念	う	織	手	パ	識	さ	し	テ	描
に	し	さ	を	ー	だ	れ	て	ス	し
投	た	れ	さ	は	け	る	捉	ト	た
影	評	た	し	、	が	た	え	会	も
さ	価	の	の	彼	存	め	る	を	の
れ	は	の	べ	ら	在	に	。	最	の
る	、	あ	、	の	し	何	そ	も	あ
。	そ	る	相	下	て	を	こ	一	る
ま	の	。	互	に	い	な	こ	自	。
不	ま	(25)	扶	結	た	す	こ	由	キ
メ	ま		助	集	。	べ	こ	で	ラ
ン	教		の	し	ウ	き	は	自	ム
バ	会		た	た	エ	か	唯	発	ほ
ー	統		め	人	ス	ハ	一	的	
の	治		に	々	レ	と	一	な	初
入	に		ウ	を	ー	い	我	集	期
会	対		ラ	同	と	う	々	ま	の
	可		ス	朋	へ	間	は	メ	メ

追放は「一般の会員の同意」(the consent
 of the people) に基づいて決定されなけ
 ればならぬ。会の役職者の選任につ
 いても同様なることが言われる。つ
 り、この「一般の人民」(the people) は彼
 らの魂を監督する人物を選ぶ権利を
 もつた(26) もしくは彼らの同意なしに
 選任された(27) ののである。場
 合、彼の権利は侵害された(27) の
 であらう。同論が適用
 される。キラムは次のように言う。「
 説教者

主	重	日	バ	要	リ	場	任	が
張	と	和	ー	す	、	合	し	一
す	い	解	に	る	彼	、	、	般
る	う	の	よ	に	ら	そ	彼	の
。	条	の	ま	、	の	れ	ら	人
し	項	計	ろ	キ	利	は	の	ニ
か	の	画	ケ	ラ	害	良	の	ハ
し	意	B	ム	ム	と	心	意	の
同	味	に	の	目	幸	に	志	の
時	に	よ	指	指	福	対	に	同
に	お	っ	す	す	に	す	反	意
、	い	て	も	の	反	る	し	な
従	て	、	の	ほ	す	尊	て	し
采	キ	キ	自	、	る	大	他	に
の	ラ	ム	治	一	む	な	の	リ
巡	は	は	の	般	の	振	者	、
回	諸	ら	実	々	で	舞	を	知
制	会	な	現	、	あ	い	任	、
を	の	い	で	あ	る	不	命	を
堅	自	の	あ	り	、	あ	し	解
	立	自	り	、	レ		た	
	を	治	、	ニ	(28)			
		の						
		尊						
		手						

持する立場から、年会を頂点とする中央集権
 的な体制を支持する。もちろん、それは日
 解の計画の策定した体制とは著しく趣を異
 にする。その決定的相違は、それが一般に
 ハーに説教者の言動への検査権を与えたと
 もに、組織の意志決定機関である地区及び年
 会に、彼らの代表 (Delegates) の参加を認め
 たという点にある。ここに、現行体制との際
 立った相違がみられる。現行体制は、巡回区
 単位を行なわれる四半期会まで諸会の一部の

1	3	教	7	独	が	う	格	織	役
の	者 ^o (29)	者	た	統	立	に	が	で	職
代	ま	と	わ	治	ち	組	与	あ	者
表	お	諸	け	か	入	織	え	る	の
が	、	会	て	そ	る	の	ら	地	参
出	四	の	あ	の	こ	意	れ	区	加
席	半	メ	ま	体	と	志	こ	、	互
す	期	。	制	は	決	い	年	容	
る	会	バ	こ	の	ふ	定	た	会	認
。	か	1	れ	基	き	機	た	は	し
彼	ら	の	に	本	お	関	。	説	て
ら	地	共	対	的	、	に	マ	教	い
は	区	同	し	枠	説	諸	り	者	た
巡	に	統	こ	組	教	会	、	層	か
回	一	治	。	に	者	の	先	だ	、
区	般	案	キ	他	層	メ	に	け	そ
レ	の	を	ラ	な	に	ン	述	に	の
が	メ	主	ム	ら	よ	バ	べ	参	上
エ	ン	張	は	な	子	1	た	加	位
ル	ハ	す	説	か	単		よ	資	組

まに、そこのでは四半期会での決定事項が報告
 された。その中で、敬虔な試験を行なう。表が出席し、彼らは説教者の資質を検討し、
 その中には各巡回区から二名のメニバの代
 表と説教者との間の適切な媒体^(3.)と考へる。
 地区会である。キラムは、それを一般メニバ
 ステムにとり、最も重要な機能を担うものが
 事柄を他のメニバの前で報告する。このシ
 会の終了後、直ちに巡回区に関するあり
 づきの宗教、財政、西部門の担当者であり、
 地区

されるのを始め、サクランボの認定や年会
 参加者の決定等の重要な業務が行われ、説
 教者と代
 表者の協同の知恵によつて遂行される。⁽³¹⁾
 し、地区会から一般のメンバーの代表が
 年会に参加し、地区組織と同様に、説教者と
 彼らとの共同討議によつて組織の最終的な意
 志が決定されることになる。こうし
 2. オズベクのメンバーは神の前に兄弟であ
 るといふキリストの理念は、地区、年会へ一
 のメンバーの代表の参加という手段を通じて

説教者と一般の共同統治方式として、
 年會を頂点とする中央集権体制の中に具現さ
 れるわけである。
 キリム、ニウシ、統治理念は、明らか
 に、和解の計画が策定した体制と決定的に對
 立する。と、ニウシは、説教者は何ら特別の地位
 を与えられず、一般の共同の意志の
 尊重と彼らと説教者との共同の運営が、そ
 の理念を特徴づけていたからである。彼のこ
 うした主張は、
 50年代の誕生したばかりの体

度	体	お	の	立	を	両	と	て	制
比	制	う	た	っ	行	者	諸	い	に
を	の	す	た	て	な	の	会	た	大
十	中	ず	め	い	う	微	の	。	き
分	核	加	に	っ	と	妙	一	な	な
に	と	え	説	た	い	な	般	せ	打
行	な	て	教	。 現	う	均	々	な	撃
な	る	、	者	実	極	衡	ニ	ら	を
う	べ	説	は	に	め	の	バ	、	与
こ	き	教	支	は	て	上	1	こ	え
と	説	者	配	諸	不	に	と	の	る
を	教	内	権	会	安	説	い	体	可
評	者	部	を	役	定	教	う	制	能
す	自	の	完	職	な	者	相	は	性
な	身	対	全	者	構	層	互	、	を
か	の	立	に	と	造	が	に	一	十
っ	地	は	掌	の	か	単	対	部	分
た	位	、	握	妥	ら	独	立	管	に
か	の	こ	し	協	成	支	す	財	秘
う	制	の	て		り	配	る	人	め

りある。従って、キラムの攻撃を放置し、お
 くことは、この体制を再び流動化すること
 には、かたがたに危険な思想の持ち主にな
 り、キラムは危険な思想の持ち主にならな
 いか。彼自身にとり、不利に働く。当時、
 政府は、大陸の革命勢力に對する強い警
 戒心から、反動化傾向を強め、非国教徒
 の動きに神経をとがらせ、いたゞは、当然
 に、この運動に對する

る従来からの強い不信感が介在したことを
は言うまでもない。九二年の初頭、ロジエン
トルマンズ・マガジン誌は、メソヂイズム
を「教会と国家の転覆をもくろむ組織」であ
ると記述し、ロイチエスターの主教は「燻
動と無神論が彼らの制度の真の目的である」
と、いう嫌疑を表明している。(32) 従つて、支配層
の懐くかかる不信感をほらあことか、おのず
から、この運動の指導者たちの大きな課題と
なる。仮にこれに失敗した場合、国家からの

法的制裁を覚悟する必要があつた。九二年の
 年會は、政府に「いゝ」て「輕」
 に語ること「を禁じており、翌年(33)には、
 ようにその忠誠心を表明して、いゝ。」「我々
 王に對して最も偽りのない忠誠心と憲法への
 眞摯な愛着を感じており、……政府を敬愛し
 ております。⁽³⁴⁾」に、政府の信頼を得ること
 は組織の死活問題であつたわけである。こ
 うした状況下において、良心の自由と民衆の
 権を前面に出すキラムの主張は、指導的説教

い	動	的	立	そ	急	ほ	ほ	ま	者
た	を	運	場	の	進	い	材	ち	に
の	と	動	が	信	派	。	料	が	強
で	る	と	悪	奉	を	と	と	い	い
あ	危	同	化	者	急	ほ	ほ	な	不
る	険	様	す	で	速	る	か	く	安
。	性	に	れ	あ	に	か	ら	、	感
(35)	が	メ	ほ	つ	保	に	う	政	と
そ	高	ソ	す	た	守	社	で	府	反
こ	く	テ	る	た	化	会	あ	の	感
に	な	リ	程	た	す	環	っ	嫌	と
、	る	ズ		た	せ	境	に	疑	を
日	と	ム	政	た	た	は	。	を	与
和	鋭	に	府	。	キ	有	そ	与	え
解	く	も	が	キ	ラ	力	れ	え	た
の	感	敵		ラ	ム	説	ば	。	。
計	じ	対	他	ム	自	教	か	そ	れ
画	と	的	の	身	身	者	り	れ	は
と	つ	な	政	か	の	内	て	好	
成	て	行	治	的	が	の	ほ		

立可る素地もあつた。指導的説教者の妥協は
 キラムに孤立無援を強いる。説教者内の政治
 的力学は大きく変化したのである。
 一七九六年二月、キラムは自由の前進は
 の内容に關してニズー・キヤツスル地区会に
 召喚され、六月、ロンドンで彼の最終的な査
 問が行なわれ、彼に勝算はなかつた。彼自
 身、それに直ちに氣づく。つかつて最も熱烈
 に手紙をよこしたすべでの説教者たちか
 裁判の日に私を見捨てさうとに私はす

ぐに気がついた。彼の伝記はこう記した後、
 日の状況の一端をキラムの心情に託してこ
 述べる。『グラッドバイン氏かへ私はこ
 の悲劇的物語を涙を流さずに語ることは
 ない。』彼はかつて自由と民衆の権利の友
 であると言言して来た。……異端審問官の
 ように聖餐台の……かたわらに立つた。また
 九六年の議事録は、その時の彼の発言をわ
 かに次のように伝える。『それら（日
 解の計画の諸条項——筆者注）の多くは非

に	ネ	ン	彼	開	捨	進	も	裁	聖
到	ク	バ	の	を	て	派	そ	判	書
る	シ	リ	同	は	と	の	れ	の	的
。	ヨ	ト	調	か	い	顕	を	結	で
こ	ニ	ト	者	っ	う	在	承	果	あ
こ	と	も	ふ	た	強	化	認	、	り
に	呼	に	あ	の	硬	に	す	キ	、
。	ば	、	っ	で	手	対	る	ラ	そ
人	れ	人	に	あ	段	し	。	ム	れ
ソ	る	ソ	数	る	に	こ	日	の	に
テ	新	テ	人	。	訴	と	和	追	従
イ	し	イ	の	追	え	と	解	放	う
ス	い	ス	説	放	る	と	の	が	ニ
ム	教	ト	教	さ	こ	と	計	決	と
は	派	、	者	れ	と	と	画	定	は
。	を	ニ	と	た	と	と	に	さ	る
ウ	結	ユ	数	キ	と	と	伴	れ	ま
エ	成	一	千	ラ	事	の	う	。	な
ス	す	。	の	ム	態	切	急	年	い
レ	る	コ	メ	は	の	り	会	会	い
					打				い

1
9
死
後、
最
初
の
分
裂
を
経
験
す
る
の
こ
ろ
に
あ
る
。

〔註〕

(1) (Minutes), Vol. 1, pp. 322-326.

(2) Ibid., pp. 322-323.

(3) Ibid., p. 322.

(4) Ibid., pp. 323-325.

(5) Ibid., p. 325.

(6) Ibid., p. 296.

(7) 註 (5) の引用箇所は、以

下の通りである。そして我々は、

それらが年上の者から順番に選ばれ

る限り、若い説教者がこの計画（
宣言証書⁴）―筆者注）に反対する理
由はないと考える⁴。

(8) (Minutes), Vol. 1, pp. 323-324.

(9) Ibid., p. 325.

(10) Ward, op. cit., p. 29.

(11) Ibid., pp. 30-33.

(12) (Minutes), Vol. 1, p. 325.

(13) C. Sutton, The Life of Alexan-

der Kilham, Methodist Preacher

(Nottingham, 1799), p. 85.

(14) Alexander Kilham, The Progress of Liberty and Outline of a Constitution (Alnwick, 1795), p. 15.

(15) Ibid.

(16) Ibid.

(17) Ibid., p. 19.

(18) Ibid., p. 35.

(19) Ibid., p. 36.

(20) Ibid., p. 35.

(21) Ibid., p. 36.

(22) Ibid., p. 17.

(23) Ibid..

(24) Ibid., p. 35.

(25) Ibid., p. 21.

(26) Ibid., p. 26.

(27) Ibid..

(28) Ibid..

(29) Ibid., p. 37.

(30) Ibid., p. 38.

(31) Ibid., p. 48.

(32) Wearmouth, op. cit., p. 54.

(33) (Minutes), Vol. 1, p. 260.

(34) Ibid., p. 280.

(35) Ward, op. cit., p. 32.

(36) Sutton, op. cit., p. 121.

(37) (Minutes), Vol. 1, p. 347.

第三節

コ
フ
オ
ム
の
の
成立と

体制の確立

キ
ラ
ム
の
追
放
に
よ
つ
て
、
年
会
は
教
会
統
治
問

題
に
関
す
る
対
立
の
一
応
の
解
決
を
は
か
る
。し
か

し
、
彼
の
引
き
起
こ
し
た
波
紋
は
依
然
と
し
て
組
織

内
に
く
す
ぶ
り
続
け
る
。彼
の
主
張
に
共
鳴
す
る
人

々
は
、
説
教
者
と
の
共
同
統
治
を
要
求
し
て
九
七
年

の
年
会
の
開
催
地
を
あ
る
り
し
ず
に
陳
情
に
押
し
か

け
る
。年
会
は
、
彼
ら
の
要
求
を
拒
否
す
る
が
、
と

の
圧
力
に
抗
し
き
れ
ず
、
可
和
解
の
計
画
の
修
正

案を提出し、リイズの諸規則の
 guidelines) と呼ばれる決定がなされる。こ
 れは後述するようにな説教者の単独統治体制を
 前提にしたための、反対派は納得
 せず、自分たちの理想を實現するべく、クリ
 イズムを離れ、キラムを中心として新しい教
 派の結成に動く。キラムの理念に忠実な人々
 の分離は、統治問題の實質的決着を意味した。
 九一年のウエズレールの死を起点として続
 いてきた抗争は一応の結末を迎える。同年、
 同年、同年

1	い		定	ウ	下	下	日	の	は
時	る	日	す	エ	.	日	リ	死	ウ
代	。(1)	フ	る	ズ	日	フ	い	か	エ
か	そ	オ	こ	レ	フ	オ	ズ	ら	ス
ら	れ	い	と	い	オ	い	の	九	レ
九	は	ム	に	死	い	ム	諸	七	い
七	.	フ	行	後	ム	.	規	年	時
年	先	は	る	の	フ	オ	則	ま	代
に	に	三	の	組	と	ブ	ム	に	の
到	述	五	ふ	織	略	.	を	に	諸
る	べ	の	あ	体	レ	デ	含	到	規
ま	た	項	る	制	を	イ	む	る	則
ふ	よ	目	.	の	出	ス	諸	日	を
の	う	か		基	版	イ	規	知	基
諸	に	ら		本	し	プ	則	解	礎
規	.	構		的	.	リ	を	の	に
則	ウ	成		枠	こ	ン	集	計	し
を	エ	さ		組	こ	フ	大	画	て
.	ス	れ		が	に	一	成	は	.
例	レ	て		確	.	以	し	.	彼

え、ば、
「牧師のため
の候補生の試
験方法」とい
うかたちで、
各項目別に体
系的に整理し
たものであり
、
もとより作成
されたという
こと自体の中
にあり、
昭和七年の時
点まで、
ソディズムの
公的規則集と
いう性格をも
つ。公的規則
集の編纂は、
一つの体制の
確立を意味す
る。よりに正
確に言えば、
一つの体制の
基本的枠組の
公的認知を意
味する。従っ
て、この「公
的規則集」の
編纂はそれ自
体として、

来
 手
 主
 の
 組
 織
 的
 枠
 組
 に
 九
 七
 年
 の
 年
 会
 の
 諸
 決

 枠
 組
 と
 は
 如
 何
 な
 る
 も
 の
 で
 あ
 る
 う
 か
 。
 そ
 の
 後
 従

 十
 七
 年
 に
 お
 い
 て
 成
 立
 し
 た
 組
 織
 体
 制
 の

 (一)
 リ
 一
 年
 会
 の
 諸
 決
 定

 体
 制
 の
 内
 実
 に
 つ
 い
 て
 み
 て
 み
 よ
 う
 。

 と
 い
 う
 意
 義
 を
 有
 し
 て
 い
 る
 の
 で
 あ
 る
 。
 次
 に
 こ
 の

 組
 織
 体
 制
 の
 枠
 組
 の
 組
 織
 的
 合
 意
 の
 成
 立
 を
 画
 する

 き
 起
 こ
 さ
 れ
 た
 対
 立
 の
 一
 応
 の
 終
 息
 と
 彼
 の
 後
 の

 ず
 置
 く
 と
 す
 れ
 ば
 、
 ウ
 エ
 ス
 レ
 の
 死
 に
 よ
 っ
 て
 ひ

 こ
 の
 体
 制
 の
 基
 本
 的
 枠
 組
 の
 内
 容
 の
 問
 題
 を
 ひ
 と
 ま

定、とりわけ白り、ズの諸規則、
 加したものであつた。従つて、手紙、白り、
 ズの諸規則の内容から検討し、
 可い。開催された年會で決定されたため、
 白り、ズの諸規則と、呼称される諸規則は、
 七つの項目から成り立つてゐる。これらの規
 則の内容を特徴づけ、その全体を貫く意図は、
 その末尾にある次のような文章によつて、
 、きりと表現されてゐる。兄弟たちよ、要

題をめぐる対立を收拾するため、
 級らが保持
 年會参加要求に直面した説教者層が、
 統治問
 ニの諸規則の内容と意図は、
 一般ニバ
 一の諸會の一般ニバ
 一を指して
 いる。つ
 まり、
 題の対立の決着であり、
 つま
 り、
 言われたている。平和と統一
 とは、
 教會統治問
 も重要な部分を譲り渡した
 のである。ニ
 故に、あつたに對して、
 監督の權威の最
 あつたが、心の満足させたい
 と強く望むが
 するに、
 我々は平和と統一を切に愛し、
 また

していた権威と権限の最も重要な部分を
 諸会のメンバーに譲渡したというものであ
 たのである。
 且、リ、ズ、の諸規則は、
 具体的には次の二点に要約するこ
 事、
 第一は、諸会のメンバーの追放及び諸
 会役職者の任命、解任に関して、各会
 或いは
 各巡回区に属して
 いる
 リ、
 タ、
 ス、
 ミ、
 テ、
 イ、
 ン、
 ガ、
 の、
 発、
 言、
 権、
 を、
 大、
 幅、
 に、
 認、
 め、
 た、
 と、
 い、
 う、
 点、
 で、
 あ、
 る。
 そ、
 れ、
 は、
 日、
 和、
 解、
 の、
 計、
 画、
 の、
 既、
 に、
 認、
 知、
 さ、
 れ、
 て、
 い、

強化と監督の権限の後退を示している。その
 では諸会に關する重要な問題の決定に際して
 監督（説教者）ではなかりかゝる。ミニ
 イニグがイニシアティブを握つており、監督
 はそれを追認するといふ形式が定められてい
 るようにみえる。しかし、先の権限に關して
 二これらの諸規定がリカーズ・ミニイニグ
 の決定権を完全に承認したと言ふには、それ
 は多くの曖昧を残していた。確かに、日
 解の計画に關して、諸会の役職者の任命、

解任の権限が単に「我々の一般的な習慣」(5)に
 あるという表現によつて容認されたものに
 比して「ヨリ」の諸規則は格段の前進を
 示してゐる。しかしこれほど決してこゝうした
 権限が「リ」か「ズ」ミ「テ」ン「ゲ」にだけ帰属
 してゐることを規定してゐるわけはない。
 あくまでも「そ」こで「は」監督と「リ」か「ズ」
 ミ「テ」ン「ゲ」の「連携」の必要性が定められ
 てゐるにすぎない。仮に監督が指名した人物を
 それが拒否した際、監督の指名が全く無効に

大	が	ほ	第	重	権	点	と	か	な
す	エ	一	二	大	を	に	な	か	る
る	ル	般	点	な	大	も	る	か	る
ニ	ビ	メ	目	な	幅	か	の	曖	昧
と	の	ニ	は	を	に	か	こ	昧	す
に	四	バ	、	与	容	わ	こ	そ	、
よ	半	ー	四	え	認	ら	そ	、	後
っ	期	が	半	た	す	ず	、	年	の
こ	会	参	期	二	と	先	、	の	対
諸	の	加	会	と	と	の	諸	立	の
会	権	資	の	は	も	規	定	の	主
で	限	格	重	否	に	定	が	要	な
の	と	を	視	め	監	が	諸	な	論
自	役	も	で	な	督	会	の	点	
治	割	つ	あ	い	の	自	治		
ば	を	巡	る	の	こ	治			
か	強	回	。ニ	こ	う				
り	化	区	れ	あ	し				
こ	、	区		る	た				
	抗	レ			欠				

務と
 なる。この際、
 彼らの生活上の費用は、
 レーの晩年において、
 巡回説教者は専従の職
 が必要であろう。先に述べたように、
 ウエス
 拒否権の賦与。前者に
 ついては、若干の説明
 する業務の委託、
 (2) 新規規則の実施に
 対する
 ことの献金 (Yearly collection) に関する
 容の主要なものは次の二点であつた。(1) 一
 年
 うとする狙いをもち、
 たいものといえる。この内
 一般メンバの要求をある程度満足させよ
 ば、組織全体の意志決定に参加すること
 を望

巡回区単位で賄われることにほなる。その財源は、基本的には各週ごとの献金と四半期ごとの会員券の更新の際に支払われる代金が充てられた。しかし、この金額だけでは当然不十分であった。そのため、その不足分は年會に送られる。一年ごとの献金によつて主に補填された。のぞある。先の(1)の内容は、この財政上のシステムの問題と関わつてゐる。一年ごとの献金に関する業務の委託とは、この献金から巡回区に對する分配される不足分の金額の査

に	を	た	は	と	と	は	地	を	定
お	定	わ	、	考	さ	た	区	意	を
い	め	ち	具	え	れ	く	の	味	、
て	、	、	体	ら	な	、	委	し	す
、	返	年	的	れ	け	四	員	て	べ
と	に	会	に	る	れ	半	会	い	て
の	、	が	は	の	ば	期	が	る	各
規	当	諸	次	と	た	会	勝	。つ	四
則	該	会	の	あ	ら	の	手	ま	半
の	巡	全	よ	る	な	承	に	り	期
突	回	般	う	(b)	い	認	請	よ	会
施	区	に	た	(2)	と	が	求	れ	に
が	の	対	内	の	い	よ	額	は	任
と	最	す	容	拒	う	の	を	、	せ
の	初	る	と	否	も	手	決	年	た
地	の	新	あ	権	の	続	定	会	と
域	四	し	、	の	と	き	す	な	い
の	半	い	た	賦	あ	の	る	い	う
「	期	規	。〇	与	、	前	の	し	二
緊	会	則	す	と	た	提	と	と	と

榮しをよこすうと判断された場合、次の年会
までその規則の施行は延期される。但し、次
の年会までの新しい規則が再び承認された場
合、それは組織全体に適用される。規則の決
定に関してても、間接的にではある、四半期会
の発言権が承認されたわけである。(7)
以上のよう内容をもつ四半期会の重視は
諸会の役員者の発言権の拡大を意味すると
もに、組織全体の統治体制からみれば、巡回
区組織の強化と地区組織の役割の縮小を示し

説教者層の単独統治体制を維持するためには、
 り、(8) 二の意味においてまたにかかると諸規定は、
 にただ消極的であるにすぎないこと述べたお
 と残余の何らの権威も保持しておらず、全
 末尾において「地区委員会自体はほとんど
 はがる。事実、ヨリ、その諸規則は、その
 化と年會を頂点とする集権体制の脆弱化につ
 ある以上、地区の役割の後退は巡回区の自立
 を年會へと結びつける集権体制の要の単位に
 ている。地区組織が巡回区を統括し、それら

会が払った重大な犠牲とみることは、
 りのふである。
 と二つ、二の九七年の年会は、先に述べ
 た妥協的性格をもつ規則とは全く対照的な性
 格をもつ別の諸規則をもあわせて決定する。
 日種々雑多な諸規則B (USURY MISCELLANEOUS
 OUS Regulations) と「う名称のもとにまと
 められた規則群がそゆふある。(9) これらは、名
 称とあり、七項目にわたる様々な問題に關可
 り決定を集美たものである。このうち、最初

の二つの項目は注目し、その第一は、
 一 地区に關し、といふ項目がある。これは
 五つの細目から成るが、その中にはいく
 つかの重要な決定が含まれてゐる。まづ、そ
 の第二項は次のようなものである。た
 一 各地區の議長は、一地區一委員會の兄弟
 たちと連携をもちながら、その地区に關する
 限り、年会对し、諸規則の執行に責任を負
 うべきである。(10)
 また、第四項は次のように言う。

「年会は、巡回区の監督に対し、すべての重要な場合について各々の地区の議長がその四半期会に出席するよう求めることを要求する。」
(11)

この二つの地区組織に関する規定は極めて重大な意味をもつている。第二項は、巡回区ではなく地区があくまでも実質的な最高の執行機関であることを再確認したものと見える。さらに第四項は、巡回区の四半期会において

も、地区議長（巡回区の監督が兼任する場合

なる。それは次のように記してある。
 っいとして、この項目において、より一層明らかと
 た態度は、この諸規定の第二番目の代表に
 まりと抵抗する態度が貫かれてくる。このうし
 治ライオンが確認された、巡回区の自立化には、
 年会↓地区↓巡回区↓諸会といいう垂直的な統
 あり。先の五日、一、二の諸規則は、
 も、明らかに地区組織の強化を組った決定で、
 力を行使できなかった。双方と
 もある。この会議に参加し、会議の決定に影響

れ	る	関	ン	体	統		に	な	
を	。統	を	ハ	の	治	こ	参	る	年
運	治	説	ー	意	宣	れ	加	人	会
管、	体	教	の	志	言	は	す	物	は
監	制	者	参	決	で	、	る	も	、
督	に	層	与	定	あ	言	こ	年	正
可	お	が	は	な	る	う	と	会	規
る	け	独	明	い	。	ま	も	及	の
主	る	占	確	し	地	で	許	び	巡
体	縦	す	に	そ	区	も	可	地	回
が	の	る	拒	の	及	な	不	区	説
説	ラ	こ	絶	執	び	く、	ま	会	教
教	イ	と	す	行	年	説	な	の	者
者	ン	か	れ	機	会	教	い	い	を
で	の	再	、	関	と	者	れ	除	除
あ	確	び	そ	へ	い	層	の	い	い
る	保	確	れ	の	う	の	組	て	何
こ	と	認	ら	一	組	織	織		
と	そ	さ	の	般	織	全			
		れ	機	人	全				

(12)

へ	て	は	大	ウ	日	る		わ	を
の	は		を	エ	リ	ニ	ニ	け	
参		こ	約	ル	い	つ	の	ひ	こ
加	地	れ	束	に	ず	の	よ	あ	れ
資	区	と	す	お	の	規	う	る	ら
格	組	は	る	い	諸	則	に	。	の
が	織	反	。	こ	規	群			項
改	の	対	他	一	則	を	九		目
め	強	の	方	般	は	承	七		は
て	化	が	、	の	ほ	認	年		は
正	が	計	日	人		可	の		っ
規	ら	ら	種	ン	巡	る	年		ま
の	れ	ト	々	バ	回	。	会		り
説		ル	雑	の	区	そ	は		と
教		を	多	の	及	の	相		規
者	年	も	な	発	ひ	一	互		定
層	会	つ	諸	言	諸	つ	に		し
に	と	。	規	権	会	で	矛		て
限	地	そ	則	の	の	あ	盾		い
定	区	こ	は	括	レ	る	す		る

れ	る			に	が	五	単	を	た
う	一	九	(は	よ	年	独	決	れ
は	連	七)	る	り	の	統	定	る
	の	年		の	一	日	治	し	。
日	対	の	九	で	層	和	体	、	前
7	立	年	七	あ	銳	解	制	後	者
オ	の	会	年	る		の	の	者	は
1	一	の	体		い	計	継	は	一
4	つ	諸	制		か	画	続	年	般
山	の	決	の		た	は	を	会	人
に	到	定	特		ち	が	を	を	ニ
よ	達	は	質		を	策	再	頂	バ
つ	点				持	定	認	点	1
て	を	教			ち	し	す	と	へ
成	意	会			越	た	る	す	の
立	味	統			さ	体	二	る	大
可	す	治			れ	制	二	説	幅
る	る	を			る	の	に	教	な
組	。	め			二	矛	、	者	議
織	そ	ぐ			と	盾	九	の	歩

体制の基本的枠組と与える。このことは、以下
 の四点から、この体制の特質を整理してみよう
 こととする。
 (1) 年会の絶対的地位の確定
 年会は、カワラヤニト執行権と説教者任命権
 を掌握し、国教会の宗教的權威とは區別され
 る独自の權威と権限を確保する。カワラヤニ
 の保持していた絶対的權威と権限は、年会に一
 本化される。カワラヤニの頂点と命令系統の体系
 が成立する。カワラヤニの權威は、

司
宣
言
証
書
に
沿
つ
て
年
会
に
継
承
さ
れ
る
。

(2)

地
区
組
織
の
整
備

地
区
組
織
は
九
一
年
に
設
定
さ
れ
て
以
来
、
次
第

に
整
備
さ
れ
、
九
七
年
ま
で
に
、
各
年
会
の
開
催
手

の
期
間
、
当
該
地
区
に
お
け
る
一
切
の
決
定
権
を

保
持
す
る
単
位
に
ま
で
整
え
ら
れ
る
。

特
に
、
各
年
会
の
投
票
に
よ
つ
て
任
命
さ
れ
る
地
区
議
長
は

年
会
の
決
定
の
執
行
に
最
終
的
な
責
任
を
負
う
職
務

と
な
る
。

こ
れ
に
よ
つ
て
、
各
巡
回
区
は
地
区
を
単
位
と
し
て
統
括
さ
れ
、
地
区
を
通
じ
て
組
織
全
体
が

組
 織
 単
 位
 と
 し
 て
 有
 効
 に
 機
 能
 す
 る
 た
 め
 に
 は
 、
 そ
 の
 長
 の
 権
 限
 は
 こ
 れ
 を
 端
 的
 に
 示
 し
 て
 い
 る
 。
 地
 区
 が
 織
 の
 自
 立
 化
 を
 妨
 ぐ
 措
 置
 が
 講
 い
 ら
 れ
 る
 。
 地
 区
 議
 年
 ま
 で
 の
 過
 程
 の
 甲
 乙
 、
 既
 述
 し
 た
 通
 り
 、
 地
 区
 組
 と
 も
 決
 し
 て
 見
 逃
 す
 こ
 と
 は
 ぶ
 ら
 ない
 。
 逆
 に
 九
 七
 地
 区
 組
 織
 の
 基
 盤
 が
 全
 く
 脆
 弱
 な
 も
 の
 だ
 ら
 ぬ
 。
 時
 点
 で
 も
 た
 ら
 し
 た
 わ
 け
 だ
 ら
 ば
 ば
 い
 ら
 ぬ
 し
 ろ
 こ
 の
 時
 点
 で
 し
 か
 し
 、
 可
 及
 ば
 り
 ぬ
 地
 区
 組
 織
 の
 確
 立
 を
 た
 め
 に
 あ
 る
 。

のレヴエイルの一切の業務に責任を負う議長
 に対して、十分な権限が賦与され、このか
 不可欠といえる。少くとも地区が巡回区を
 完全に統括するたためには、巡回区の責任者
 あり監督を上まわす権限を地区議長は掌握可
 る必要があり、う。しかし、現実には地区議長
 の権限は巡回区監督と選ぶことか、なか
 た。地区議長は監督によつて業務され、彼は
 自分の巡回区以外に巡回区に干渉するこ
 とを禁じられ、逆に当該地区に属する説教者

は彼を査問する権限を
 与えられていた。地区
 議長は巡回区の監督の
 上位に位置する職務上
 の役職ではなく、巡回
 区相互の連携をもつた
 めに、当該地域の監督
 の中から便宜的に選ば
 れた。また、この役とい
 う性格をもつものでは
 ある。従って、そのほか
 各巡回区を担当す
 る彼らの合議体制とい
 うかたちでは、地区組
 織は成り立ち、各巡回
 区の中での連合組織体
 ではない。また、この二
 つは、
 である。

(3)

説教者の単独統治

年会と地区は、組織の意志決定とその執行
を司る組織の上部機関である。かかる機関へ
の一般メニバ一の参与は、多大の譲歩と代償
としなければならない。巡回説教者だけが
それらに参加する資格を与えられ、彼らだけが
の運営権を独占し、教会統治の単独の主体とな
る。こうして、年会、地区組織を媒介とした
説教者による諸会の支配という体制の枠組が
確保されるわけである。

い	と	て	で	ず	は	本	会		
う	い	、	き	、	、	的	と	先	
原	え	上	る	支	そ	枠	頂	の	(4)
則	る	位	。年	配	の	組	点	(1)	
に	。	の	会	機	内	エ	と	5	
よ	と	組	エ	構	部	示	す	(3)	中
っ	こ	織	頂	内	に	し	る	は	央
て	ろ	単	点	部	重	て	集	、	権
、	が	位	と	に	大	い	権	説	カ
彼	、	へ	す	お	可	る	的	教	の
ら	説	の	る	け	欠	。	可	者	弱
の	教	権	集	る	陥	し	刑	を	体
内	者	限	権	権	を	か	態	統	
部	間	の	限	の	乃	し	と	治	
を	の	集	的	分	子	、	い	主	
そ	平	中	体	散	ん	か	う	体	
れ	等	は	制	を	で	か	組	と	
に	主	不	に	指	い	る	織	1	
対	義	可	と	摘	た	体	の	た	
応	と	欠	っ		。	制	基	年	

する職階を分化するといふ試みは挫折する。
 そのため階層的な組織単位に対応する年会議
 長・地区議長といふ職務は、あくまでも機能
 上の地位という性格をもつにせよ、彼ら
 と一般説教者との差異は便宜なものとなる。
 しかも、彼らの職務に与えられていた固有の
 権限を勝手に行使しないために、その権限を
 制約するための規定が設定される。他の巡回
 区の監督との間の平等主義がはきりと貫徹
 されていたわけである。さうした体制におい

2、組織の實質的監督権は各巡回区の監督に
 分散されることになり、地区組織は、先にも
 述べたように、二次的で消極的な役割を与え
 られていていふにすぎない。そればかりではな
 い。年會議長、地区議長が毎年選挙によつて交
 替し、年會を始めとする決議機関が説教者によ
 り合議制によつて運営されたため、特定の個
 人が強かなり、一ターシツを継続的に掌握す
 ることを見るに困難にした。権限の分散化と
 一年會を頂点とする

及	子	諸	こ	述	幅	は		物	中
び	絶	会	こ	べ	な		し	語	央
諸	大	の	巡	に	護	組	か	る	権
会	な	様	回	の	歩	織	レ	も	力
の	権	々	区	こ	に	的	、	の	の
役	限	な	の	こ	あ	観	そ	と	基
職	を	会	監	こ	っ	点	れ	い	盤
者	も	合	督	こ	た	か	以	え	が
の	ろ	と	の	こ	。	ら	上	子	極
入	な	メ	権	は	そ	は	に	の	め
会	が	ニ	限	省	の	諸	こ	こ	て
と	ら	バ	は	略	詳	会	の	の	脆
追	も	一	制	可	細	の	体	あ	弱
放	、	五	約	子	に	役	制	子	で
任	一	統	了	が	つ	職	の	。	あ
命	般	制	れ	、	い	者	致		っ
と	メ	、	た	こ	て	へ	命		た
解	ニ	監	。	れ	は	の	的		こ
任	バ	督	彼	に	既	弱	弱		と
	一	す	は	よ	に	点	点		を

う	子	基	を	支	と	督	あ	ン	に
に	。	盤	十	配	の	の	子	カ	関
ニ	し	の	分	の	権	握	。	と	し
う	か	不	に	貫	限	子	中	の	こ
し	も	安	秘	徹	の	ニ	央	共	、
た	こ	定	め	を	制	う	権	同	当
監	れ	さ	こ	妨	約	し	カ	的	該
督	ま	を	い	げ	は	た	の	な	地
権	ふ	見	た。	る	明	権	意	運	域
の	繰	る	ニ	重	う	限	志	管	の
制	り	ニ	ニ	大	か	に	の	を	リ
約	返	と	に	な	に	直	実	余	リ
は	し	か	も	障	説	接	現	儀	カ
説	述	ふ	、	害	教	的	が	な	ス
教	ベ	ま	中	と	者	に	実	く	。
者	ア	る	央	な	に	よ	質	た	ミ
の	キ	わ	権	る	よ	以	的	の	テ
単	ト	け	カ	可	上	監	に	こ	イ
	よ	ふ	の	能			は	こ	
		あ	の	性					

教		あ	層	知	し	は	い	の	独
者	以	る	の	ほ	て	、	ふ	の	支
と	上	。	拍	、	お	本	、	序	配
そ	述		車	権	り、	来	ミ	列	を
の	べ		を	威	、	、	、	を	正
他	て		か	構	縦	縦	テ	ます	当
の	き		け	造	の	の	イ	ます	化
人	た		た	に	ら	統	ン	す	す
ン	よ		と	お	の	治	グ	曖	た
心	う		考	け	組	ラ	、	昧	め
、	に		え	ま	織	、	四	な	に
と	、		る	支	の	イ	半	も	不
い	九		こ	配	抵	ン	期	の	可
う	七		と	秩	抗	と	会	と	欠
二	年		か	序	権	は	の	し	な
つ	体		ひ	の	の	原	権	た	確
の	制		ま	混	制	理	限	。	威
勢	は		る	乱	度	的	の	リ	体
力	、		の	に	的	に	拡	、	系
の	説		ふ	一	認	拮	大		

持	構	れ	治	に	会	の	↓	れ	バ
し	造	子	、	排	と	確	地	は	ラ
て	と	。	監	除	地	定	区	、	ン
い	組	し	督	さ	区	に	↓	一	ス
た	織	か	す	れ	と	努	巡	方	の
絶	的	し	す	、	い	め	回	で	上
対	権	他	と	二	う	子	区	、	に
的	限	方	い	二	組	。	↓	組	成
監	に	、	う	に	織	説	諸	織	り
督	お	か	形	説	の	教	会	の	立
権	い	か	態	教	意	者	と	基	っ
を	マ	子	の	者	志	以	い	本	て
十	、	体	基	が	決	外	う	的	い
分	ウ	制	礎	単	定	の	縦	枠	子
に	エ	は	が	独	機	人	の	組	。
制	ス	、	一	で	関	ン	統	と	す
度	レ	そ	心	諸	か	バ	治	し	な
化	、	の	整	会	ら	、	ラ	て	わ
し	の	権	え	を	完	イ	、	年	ち
え	保	威	ら	統	全	ン	会	会	そ

携	説	イ	対	に	解	ン	サ	説	お
わ	教	ン	的	な	任	バ	れ	教	に
る	者	の	監	ら	の	の	、	者	終
と	と	貫	督	る	決	入	リ	以	わ
い	他	徹	権	。	定	会	、	外	る
う	の	が	は	。そ	に	、	追	の	。
形	メ	阻	決	の	際	放	及	人	巡
態	ン	害	定	た	し	及	ハ	ン	回
に	心	さ	的	め	て	諸	の	バ	正
接	1	れ	に	。説	大	会	の	1	以
近	が	る	制	教	き	の	発	の	下
す	共	。	約	者	な	役	言	の	レ
る	同	お	さ	の	比	職	権	レ	グ
ニ	し	し	れ	諸	重	者	は	エ	エ
の	て	る	、	会	を	の	大	ル	に
よ	会	ニ	縦	に	占	判	幅	に	お
う	の	ニ	の	対	め	断	に	お	い
に	運	で	統	す	る	が	容	て	て
、	管	は	治	る	絶	メ	認		
	に		う	絶					

か	制	ニ		な	は	い	抗	と	九
と	に	う	し	つ	、	た	す	諸	七
い	お	し	か	た	必	た	る	会	年
う	い	た	レ	わ	然	。	二	の	体
ニ	て	矛	、	け	的	ニ	つ	自	制
と	両	盾	ニ	て	に	つ	の	治	は
て	者	に	ニ	あ	か	の	要	の	、
あ	の	も	て	る	か	の	素	尊	説
子	利	か	問	。	か	の	を	重	教
。	害	か	わ		る	女	そ	と	者
つ	の	か	な		矛	協	の	い	層
ま	均	わ	け		盾	の	内	う	に
り	衡	ら	れ		を	上	部	原	よ
、	が	お	ば		背	に	に	理	る
統	成	何	な		負	成	か	的	上
治	立	故	う		い	立	か	に	か
問	し	ニ	な		ニ	レ	か	完	ら
題	え	の	い		ニ	た	え	全	の
を	た	の	の		と	体	こ	に	支
め	の	体	は		に	制	ん	拮	配
							て		

オ	状	者	致	急	そ	エ	れ	手	く
子	況	は	等	進	こ	収	以	、	子
。	を	こ	々	派	に	拾	上	何	彼
	手	こ	、	の	は	さ	尖	故	ら
	が	ぶ	多	分	、	れ	鋭	そ	の
	か	こ	く	離	組	た	化	れ	対
	かり	の	の		織	の	せ	が	立
	りに	問	要	統	の	か	和	組	が
	し	題	因	治	安	を	に	織	何
	て	を	の	問	定	問	、	全	ら
	検	当	介	題	を	う	九	体	根
	討	時	在	を	望	必	七	の	本
	し	の	を	め	む	要	年	の	的
	て	組	指	く	人	か	の	諸	に
	み	織	摘	こ	ニ	あ	決	的	解
	子	の	で	説	ハ	る	定	分	決
	こ	現	き	教	1	の	を	解	し
	と	実	子	者	の	ぶ	も	へ	な
	に	的	。	の	願	あ	も	と	い
			筆	一	望	る。	つ	こ	ま

職の自立化を阻止する動きが貫徹され。その
 権限が常に重視され、その上位に存在する役
 は強くない。そこで、巡回区とその監督の
 間で縦の統治ラインを充実しようとする動き
 織の整備過程にみられるように、本来説教者
 によるおしよりの二のラインの中核となる地区組
 の存在をあまり強調しすぎることは危険であ
 り、しかし、九七年までの時点での統治ライン
 年会を頂点とする縦の統治ラインを描いた。

筆者は先に、二の体制の組織的枠組として

は	諸	な	メ	単	お	い	各	イ	の
ニ	規	問	ニ	位	い	結	組	ニ	た
う	則	題	バ	と	て	合	織	は	た
し	は	と	一	な	、	と	の	十	め
た	は	な	が	り	巡	い	統	分	、
参	、	る	と	、	回	う	合	に	巡
与	既	。日	れ	そ	区	か	は	強	回
権	に	和	だ	こ	が	た	、	化	区
を	述	解	け	こ	実	ち	現	す	を
与	べ	の	関	の	質	と	実	れ	地
え	た	計	与	諸	的	と	的	本	区
る	よ	画	ふ	決	に	る	に	、	へ
。そ	う	は	ま	定	組	こ	は	年	と
れ	に	と	る	に	織	う	各	会	結
ら	、	日	か	説	統	し	巡	を	び
は	彼	り	が	教	治	た	回	頂	つ
、	ら	一	最	者	の	状	区	点	け
彼	に	不	も	以	具	況	の	と	る
ら	い	の	重	外	体	に	ゆ	可	縦
	わ		大	の	的		る	ま	の
									う

ほ	っ	充	時	権	実	と	こ	い	の
い	る	足	点	を	質	と	こ	ん	参
こ		す	で	手	的	彼	こ	ぐ	加
の	地	れ		に	に	ら	の	の	ふ
段	区	た	彼	入	巡	に	レ	発	き
階	組	と	ら	れ	回	公	グ	言	る
に	織	み	の	た	区	的	エ	権	四
お	が	子	懐	と	以	に	ル	を	半
い	重	こ	く	い	下	保	て	大	期
る	要	と	自	っ	の	証	の	幅	会
	な	が	治	こ	レ	し	諸	に	や
か	役	で	へ	良	グ	た	決	容	り
か	割	き	の	い	エ	の	定	認	り
る	を	子	欲	。	ル	で	に	す	た
欲	与	の	求	つ	で	あ	関	子	り
求	え	こ	ほ	ま	の	る	与	こ	ス
の	ら	あ	実	り	共	。	こ	と	。
充	れ	子	質	'	同	級	ま	に	ミ
足	こ		的	ニ	統	ら	る	よ	り
を	い	従	に	の	治	は	こ	っ	て

が	ニ	を	何	回		で	尖	治	味
そ	の	も	故	区	し	あ	銳	ら	わ
の	レ	に	説	以	か	る	的	イ	ゝ
意	グ	ら	教	下	し	。	に	ン	て
志	エ	さ	者	の	、		主	の	い
を	ル	な	側	レ	ニ		題	当	た
絶	ズ	か	の	グ	ニ		化	否	彼
対	の	つ	利	エ	ズ		し	は	ら
的	自	た	害	ル	問		え	緊	イ
に	治	の	と	ズ	題		な	急	大
実	権	か	の	の	と		か	か	多
現	の	と	あ	あ	な		っ	つ	数
し	尊	い	る	種	っ		た	切	に
よ	重	う	の	の	て		と	実	と
う	は	こ	共	同	く		考	な	っ
と	説	と	統	治	る		え	問	て
す	教	ズ	の	緊	の		ら	題	
る	者	あ	緊	張	は		れ	と	縦
場	側	子	張	か	、		子	し	の
合		。			巡		の	て	統

との共同統治的運営を組織内に矛盾なく包摂
 化する性格を残してあり、それが他のメニ
 職階の性格と説教者の意識は依然として未分
 結論から先に言えぬ、この時期において、
 の終正符が打たれたのであろうか。
 味さが十分に主題化しなま、抗争に一心
 故、彼らの間に巡回区以下の統治ラインの
 性は十分に予想されず。にもかかわらぬ、何
 し、彼らが再び他のメニバーと衝突する可
 必然的に重大な障害となり、組織の運営に際

か	説	意	前	に	お	明	り	七	す
(13)	教	味	者	当	い	確	わ	年	る
彼	者	可	か	該	て	化	け	ま	二
ら	の	子	ら	役	、	さ	地	ま	と
と	行	も	後	職	巡	し	方	の	を
正	動	の	者	者	回	こ	説	時	可
規	を	乙	へ	の	説	こ	教	点	能
の	規	は	の	経	教	い	者	で	に
説	制	な	移	済	者	な	と	、	し
教	す	か	行	状	と	か	の	説	た
者	る	つ	ほ	況	地	つ	職	教	と
の	措	た	何	に	方	た	階	者	い
格	置	。	ら	か	説	う	上	と	え
差	が	彼	地	か	教	エ	の	他	子
は	度	の	位	わ	者	ス	差	の	の
絶	々	死	上	つ	の	レ	違	役	で
対	と	後	の	て	区	一	は	職	あ
的	ら	、	降	お	別	時	十	者	子
な	れ	地	格	り	は	代	分	、	。
も	る	方	を	、	主	に	に	と	九

子 対 立 へ と 直 ち に 発 展 可 能 性 は 低 かつ た
 な く 少 ば く と も そ れ が 統 治 ラ イ ン を め ぐ
 お い ち 両 者 の 共 同 的 運 営 は 決 し て 不 自 然 ぶ は
 想 定 す る ニ と ば む か し い 。 こ う し た 状 況 に
 の メ ン バ ー と の 利 害 に 決 定 的 な 対 立 の 存 在 を
 地 位 は 未 分 化 な 側 面 を 残 し て お り 彼 ら と 他
 も っ て い た ^o (14) ニ の よ う に 説 教 者 の 職 階 上 の
 者 の 資 格 に 関 す る 審 査 を 相 互 に 行 な う 習 慣 を
 お い て も ロ ン ド ン 巡 回 区 ぶ の 四 半 期 会 は 兩
 の と ば い え ば い っ ぱ 実 際 一 ハ 〇 四 年 の 段 階 に

といえるのである。
 説教者の地位の未分化は、そのまま、彼ら
 の意識の在り方に反映される。九七年までの
 彼らの動向は、彼らが自らの地位と權威を制
 度化しようとする明確な志向を十分に保持し
 ていなかっただけで、いさゝかと、りわけ
 九四年のヨリツキ、イルド計画の否決は、
 既に述べたように、彼らの「かか意識を端的
 に示しており、制度的權威よりもそれに対置
 される心情と実践における聖潔こそ、説教者

に	こ	は	を	に	イ	は	中	か	と
よ	う	始	与	尊	ン	、	で	っ	し
つ	し	め	え	厳	を	制	こ	た	て
そ	た	か	う	な	配	度	う	。	の
な	態	ら	れ	業	る	的	述	ク	彼
さ	度	そ	て	レ	ニ	確	べ	ロ	ら
れ	は	の	「	こ	と	威	て	ー	の
る	、	職	高	あ	よ	が	い	ザ	ア
サ	屈	務	慢	子	り	保	子	ー	イ
ク	折	に	し	。	も	証	。	は	テ
ラ	し	「	と	も	、	す	「	、	ン
メ	つ	不	な	し	と	子	福	あ	テ
ニ	つ	適	っ	説	と	「	音	子	イ
ト	、	格	た	教	び	小	を	い	テ
執	正	レ	と	者	ぬ	さ	伝	ン	イ
行	規	な	す	か	け	な	え	フ	に
へ	の	の	れ	そ	て	い	子	レ	他
の	牧	こ	ほ	の	重	ン	ニ	ッ	な
彼	師	あ	、	資	要	と	と	ト	ら
ら	職	る	彼	格	で	ワ	レ	の	な

(15)

のためらいにも現われる。九五年の年会議事
 録は、こゝに述べた事情を次のように伝えている。
 一 巡回区における説教者がすべて、それ（サ
 クラメント——筆看注）を与えることに気が
 進まない地域において、監督はその場合、適
 切な資格をもつ隣りの説教者がそれを執行する
 よう要請しなければならぬ。(16) ところが、
 れは、彼らが依然として素人の聖職者であつ
 たこと、の証左でもあつたわけである。説教者
 の権威の基盤は彼らの地位にあつたのである。

化		の	と	分	を	意	あ	そ	い
の	以	の	い	た	支	識	つ	し	。
拒	上	あ	う	ち	之	、	た	て	ゐ
否	の	子	強	の	て	信	。	そ	し
と	よ	。	い	説	お	頼	諸	れ	ろ
教	う		願	教	り、	感	会	を	そ
会	に		望	者	こ	と	の	承	れ
の	こ		が	か	う	尊	メ	認	は
民	こ		存	ら	し	敬	ン	す	は
主	こ		在	サ	た	の	バ	る	、
的	こ		し	ク	感	感	ー	一	彼
運	こ		て	う	情	こ	般	般	ら
管	権		い	メ	の	そ	メ	メ	自
と	威		た	ン	延	説	ン	ン	身
い	の		と	ト	長	教	バ	バ	の
う	客		考	を	線	者	ー	ー	人
特	観		之	受	上	の	の	の	格
質	化		ら	け	に	権	了	解	と
を	ハ		れ	た	自	威	解	に	信
う	制		る	い			に		仰
	度								、

イ	た	制	そ	ほ	で	か	区	二	エ
ン	最	が	、	、	あ	二	以	の	一
が	大	二	そ	二	う	の	下	時	バ
十	の	の	の	の	た	時	で	期	一
分	要	運	矛	時	二	点	の	の	に
に	因	動	盾	期	と	を	組	説	倣
に	で	に	の	の	を	は	織	教	つ
固	あ	二	存	メ	は	つ	運	者	て
ま	つ	心	在	ソ	ま	り	管	の	ゼ
ま	た	の	に	テ	り	と	の	意	ク
ら	と	安	も	イ	示	示	状	識	テ
お	考	定	か	ス	し	格	況	と	と
、	え	と	か	ム	て	を	は	地	名
説	る	平	わ	の	い	強	、	位	が
教	。縦	和	ら	か	る	く	メ	、	け
者	の	を	お	か	る	も	ソ	了	る
と	統	も	、	子	性	つ	テ	ら	な
他	治	に	二	格	格	た	い	に	ら
の	ら	ら	の	こ	こ	集	ス	巡	は
役	う	し	体	こ	者	団	ム	回	、
職									
者									

性	の	子	と	る	他	レ	威	保	の
格	明	時	れ	。	の	え	と	た	相
の	確		に	し	メ	な	権	れ	互
変	化	継	伴	か	ン	い	限	て	交
質	は	の	っ	し	バ	。	に	い	流
と	不	統	て	、	一	説	お	る	と
そ	可	治	組	メ	に	教	け	状	精
こ	避	ラ	織	ン	誇	者	子	況	神
か	と	イ	内	バ	示	層	組	に	的
ら	な	ン	に	一	す	の	織	お	結
の	子	の	不	の	る	権	的	い	び
離	こ	強	安	利	必	威	粹	て	つ
脱	こ	化	定	害	要	と	組	先	き
化	に	と	な	が	は	権	の	に	か
が	に	説	要	多	な	限	矛	指	し
生		教	因	様	い	の	盾	指	つ
お	せ	者	が	に	か	優	は	摘	か
子	ク	の	増	分	ら	越	顕	し	り
。	テ	地	加	化	ふ	性	在	た	と
又	的	位	す	し、	あ	を	化	権	確

[註]

(1) Minutes, Vol. 1, pp. 676-706.

(2) (Minutes), Vol. 1, p. 378.

(3) Ibid., p. 375.

(4) Ibid..

(5) Ibid., p. 325.

(6) Ibid., pp. 376-377.

(7) Ibid., p. 376.

(8) Ibid., p. 378.

(9) Ibid., pp. 378-381.

(10) Ibid., p. 349.

(11) Ibid.,

(12) Ibid.,

(13) Ibid., p. 380.

(14) Thomas Percival Bunting, The

Life of Jabez Bunting, D. D.,

with Notes of Contemporary Per-

sons and Events (London, 1887),

p. 217.

(15) Crowther, Crisis, p. 17.

No. 576

(16)
(Minutes), Vol. 1, p. 319.

第五章

組織的發展と變化

×
リ
テ
ス
ム
ハ
一
七
九
七
年
手
に
、
司
和

解
の
計
画
の
、
司
リ
一
不
の
諸
規
則
の
に
よ
り
て
諸

会
の
メ
ニ
バ
一
の
自
治
要
求
に
大
幅
に
讓
歩
す
る
と

い
う
高
価
な
代
償
を
払
い
た
が
う
も
、
説
教
者
に
對
し

て
構
成
す
れ
る
年
会
に
お
け
る
エ
ス
レ
の
力
に
對
し

種
威
を
継
承
す
る
こ
と
に
辛
く
も
成
功
す
る
。
こ
の

体
制
の
成
立
は
、
組
織
に
一
心
の
安
定
と
平
和
を
与

え
る
。
わ
、
マ
イ
ル
不
は
、
句
×
リ
テ
イ
ス
ト
と
呼

ば
れ
た
人
々
の
年
代
記
の
一
ハ
一
三
年
の
序
文

し	教	感	そ	そ	前	筆		う	の
し	者	じ	の	の	の	者		に	中
の	、	て	道	精	の	注		書	で
死	管	い	を	神	う	し		い	、
が	財	る	進	の	に	か		て	組
ひ	人	。	み	統	、	解		い	織
き	、	そ	続	一	平	決		る	の
お	会	し	け	と	知	し		。	安
こ	の	て	て	維	の	て			定
し	よ	今	い	持	糾	以			ぶ
た	シ	や	る	可	と	采			り
よ	バ	、	と	る	生	、			を
う	し	最	公	こ	活	よ			誇
な	の	も	言	と	の	り			う
動	死	尊	ぶ	に	正	千			し
揺	も	敬	き	努	し	す			げ
と	、	ぶ	る	め	さ	ス			に
組	ウ	き	幸	っ	の	ト			次
織	エ	る	福	っ	中	は			の
	ス	説	を		に	以			よ

ま
 び
 の
 六
 年
 三
 と
 の
 平
 均
 増
 加
 率
 は
 二
 五
 パ
 ー
 セ
 ン

 ニ
 、
 五
 倍
 以
 上
 の
 ×
 ン
 バ
 ー
 の
 増
 加
 を
 み
 、
 そ
 の
 年

 一
 七
 九
 七
 年
 か
 ら
 一
 ハ
 ニ
 一
 年
 ま
 び
 に
 、
 そ
 れ
 は
 約

 期
 に
 お
 い
 て
 飛
 躍
 的
 な
 成
 長
 を
 遂
 げ
 る
 。
 例
 え
 ば
 、

 十
 の
 五
 あ
 る
 。
 実
 際
 、
 ×
 ソ
 テ
 イ
 ズ
 ム
 は
 、
 こ
 の
 時

 し
 て
 い
 る
 と
 の
 感
 慨
 を
 彼
 に
 懐
 か
 せ
 る
 こ
 と
 に
 な
 っ

 に
 影
 響
 を
 受
 け
 る
 こ
 と
 な
 く
 ×
 ソ
 テ
 イ
 ズ
 ム
 が
 自
 立

 び
 、
 組
 織
 の
 安
 定
 は
 、
 も
 は
 や
 様
 々
 な
 個
 人
 の
 思
 感

 一
 七
 九
 七
 年
 か
 ら
 十
 年
 以
 上
 の
 歳
 月
 の
 経
 過
 の
 中

 に
 も
 た
 ら
 ず
 こ
 と
 は
 な
 い
 じ
 ゃ
 あ
 る
 う
 だ
 。
 (1)

そ れ は 、 国 教 会 の 牧 師 と は 区 別 さ れ る 自 己 の	ち の 地 位 に つ い て 自 信 を 深 め る よ う に な る 。	教 者 た ち は 、 時 の 経 過 と 共 に 、 次 第 に 自 分 た	素 人 聖 職 者 と い う 性 格 を 脱 し 切 れ な か つ た 説	一 七 九 〇 年 代 の 後 半 に お い て 、 依 然 と し て	(1) 説 教 者 層 の 変 化	変 化 の 諸 相 を 二 つ の 観 点 か ら み て み よ う 。	二 の 運 動 は 確 実 に 変 化 を 遂 げ る 。	マ イ ル ズ の 二 う し た 楽 観 的 な 見 通 し の 背 後 で、	ト 以 上 と い う 高 い 数 値 を 示 し て い る 。
--	--	--	--	---	--	---	---	---	---

身に關して、ソレトハ、説教者トシテ、
 趣旨に基いて、
 私に、
 ニ、
 由、
 任命、
 封、
 有、
 言、
 職、

変	ね	者	等	そ		乙	い	...	な
化	あ	に	乙	の	ニ	あ	て	...	く
が	わ	開	あ	資	の	る	如	我	と
現	せ	す	る	格	ふ	ら	何	々	も
れ	る	子	ニ	と	う	(2)	な	の	す
た	可	ら	と	資	に		る	按	べ
の	ら	エ	と	質	、		点	手	て
か	は	ス	と	に	彼		に	礼	の
を	、	レ	誇	お	ほ		お	は	本
十	彼	！	示	い	×		い	、	質
分	ら	の	す	て	リ		て	手	的
に	の	の	。	、	テ		モ	を	な
究	地	の	ニ	国	い		不	置	部
う	位	よ	の	教	ス		十	く	分
ニ	に	う	自	会	ト		分	と	を
と	ど	な	信	の	の		乙	い	も
が	の	現	を	牧	説		は	う	っ
乙	よ	定	、	師	教		可	点	て
手	う	と	説	と	者		い	を	い
る	な	重	教	同	が		の	除	る。

説教者層のニウシテ自己意識は当然にも

と意識するに於てある。

役割を補完するものではないことより

正しくは自分の職務に決して国教会の牧師

は死んでから四年にして、説教者

とされていくに於て、ウエスレ

とて、モ国教会の牧師を補う二次的意義を賦

する。レハ停点筆者(3)ニニハ、説教者は

いゝ場合、信徒を養ひ、導くこと

トハルバ、この職務とは何か。牧師が、
如して

る	の	投	答	を	い	べ	定	い	問
べ	年	票	・	な	る	き	し	ニ	問
き	会	す	・	す	。	か	定	ク	ニ
で	の	る	・	べ	持	否	ま	に	一
あ	証	こ	・	き	来	か	、	お	・
る	明	と	・	ぶ	に	を	た	い	い
。	を	を	・	あ	お	投	メ	て	く
ル(5)	経	評	・	ら	い	票	ソ	、	フ
	て	可	・	の	て	す	デ	我	か
	監	し	・	執	、	る	イ	々	の
	督	た	・	行	ニ	と	ズ	の	リ
	の	す	・	た	の	い	ム	議	リ
	職	べ	・	い	悪	う	の	事	ダ
	務	て	・	し	を	例	諸	録	ダ
	を	の	・	拒	妨	が	規	に	ス
	剥	監	・	否	ぐ	報	則	印	・
	奪	督	・	に	た	告	を	刷	ミ
	さ	は	・	関	め	さ	執	さ	リ
	れ	、	・	し	に	れ	行	れ	テ
		次	・	て	何	て	す	確	

この決定は、
 少なくとも
 次のごとく
 を示唆し
 ている。ま
 ずそれは、
 先に指摘し
 た説教者層
 と他のメン
 バーとの癒
 着とそれら
 による組織
 の
 共同的運営
 という状況
 を示している。
 ところが
 巡回区し
 がエルビー
 の自立化傾
 向を窺うこ
 とが
 できる。し
 かし逆に、
 この決定は、
 こうした
 癒着を否定
 し、監督↓
 リーダーズ
 ・ミートイ
 ングとい
 う縦の統治
 ラインを改
 めて確認し
 よ
 うとしたと
 いう意味を
 もっていら
 ぬ。説教者
 と
 他の役職者
 の結びつき
 を分断し、
 両者の地位

説 教 者 層 の 自 立 化 の 傾 向 は 既 に 一 七 五 〇 年 代	の 除 去 が 考 え ら れ る 。 足 に 指 摘 し た ま う に	に 存 在 し た か ら う よ に ト 執 行 禁 止 と う 制 約	立 化 を 促 し た 背 景 に は 、 ま ず ウ エ ス レ 1 時 代	中 で 説 教 者 の 自 立 化 は 進 行 可 る 。 二 う 1 た 自	密 接 に 関 わ 、 ア お り 、 そ の 相 互 関 係 の 連 鎖 の	ら と 他 の 役 職 者 と の 地 位 に 関 可 る 分 化 傾 向 と	説 教 者 層 の 自 己 の 地 位 に 対 可 る 自 信 は 、 彼	と か で ア る の に あ る 。	上 の 差 違 を 強 調 可 る 狙 い と 二 の 決 定 に 見 る 二
--	--	---	--	---	--	--	---	--	--

かゝる顕在化する国教会との分離問題の中に明確にあらわしてくる。しかしその動きはウエスレリ自身への不分離という立場の堅持はもとより、チャイルズに代表される頑固な国教会派の激しい抵抗に對して絶えず抑圧されてきた。そのため説教者としての地位は、ウエスレリ時代に於いて基本的に国教会の正現の牧師を補完する素人の信徒説教者という二次的立場に甘んじざるを得なかった。ウエスレリは死後、諸会へのサクラウメント実施要求の高まり

らに正規の聖職者として
 の自覚と自負をもた
 らしたことは想像に難
 くはないであらう。
 さうに彼らの自立化の
 背景として、説教者
 自身の人員の増加を
 おけることか、ま
 じ、一七七〇年
 マイルズ作成した表に
 従えば、一七七〇年
 から一八一〇年までの
 一〇年ごとの説教者の
 増加率は平均五〇パー
 セント以上とい
 う高い
 数値を示している。⁽⁶⁾
 したがって、一八〇〇
 年から
 一〇年間の増加率は
 八〇パーセントとい
 う飛
 躍的数字とい
 ってお
 り、一七九〇年
 から二〇

うに、説教者の自立化は、組織の制度化の進
 た。こゝに十分の予想されるのである。こ
 自覚とよの地位の制度化への圧力に結び
 増大が、彼ら自身の遂行する職務の固有性
 にとほこまぬ。しかし説教者層の絶対数の
 りの比率からすれば、その二に及ばず変化
 しい成長に対応しており、シンボル一人あ
 る。もつとモこれ、 \times ソデイズム全体の著
 うに、ほんんと六倍に膨張したという計算に
 年間を単位にして約二・六倍、一七七〇年か

に	軋	て	特	変	の		進	職	行
あ	轍	み	に	化	中	と	ま	務	と
う	の	ま	重	の	乙	二	れ	の	あ
わ	問	じ	要	北	、	三	た	遠	い
れ	題	う	と	し	、	乙	と	行	ま
る	乙	。	思	が	の	、	い	、	っ
。	あ	と	わ	現	地	説	え	て	正
年	言	の	れ	わ	位	教	る	の	規
会	。	第	る	れ	に	者	の	数	の
の	と	一	二	始	就	層	量	量	聖
公	小	は	つ	め	い	の	的	的	職
的	ほ	、	の	て	て	か	増	者	と
な	特	説	変	い	い	か	大	し	て
構	に	教	化	た	た	る	等	の	の
成	年	者	に	。	人	自	に	実	実
者	会	内	つ	こ	々	立	よ	質	質
バ	内	の	い	二	の	化	っ	的	的
、	に	世	て	乙	間	の	て	的	的
ウ	頭	代	述	は	に	過	て	的	的
エ	著	間	べ	、	も	程	促	的	的
		の							

ら
 は
 べ
 テ
 ラ
 ン
 の
 説
 教
 者
 たち
 に
 よ
 っ
 て
 の
 構
 成

 い
 た
 わ
 け
 ぶ
 ほ
 け
 い
 が
 、
 ニ
 の
 補
 充
 方
 法
 の
 為
 に
 彼

 必
 す
 し
 も
 説
 教
 者
 歴
 の
 長
 い
 者
 だ
 け
 に
 限
 定
 さ
 れ
 て

 が
 彼
 ら
 を
 任
 命
 し
 た
 当
 初
 、
 一
 ハ
 ニ
 ド
 レ
 ッ
 ド
 レ
 は

 に
 従
 っ
 て
 絶
 え
 す
 補
 充
 さ
 れ
 て
 い
 た
 。
 ウ
 エ
 ス
 レ
 ー

 の
 理
 由
 ぶ
 欠
 員
 が
 生
 じ
 た
 場
 合
 、
 そ
 の
 後
 は
 一
 年
 長
 順

 任
 命
 せ
 ら
 れ
 た
 。
 ハ
 ニ
 ド
 レ
 ッ
 ド
 レ
 の
 う
 ち
 、
 死
 亡
 等

 ニ
 と
 は
 既
 に
 述
 べ
 た
 。
 そ
 の
 後
 自
 身
 に
 よ
 っ
 て

 ニ
 ド
 レ
 ッ
 ド
 と
 呼
 ば
 れ
 る
 百
 人
 の
 説
 教
 者
 が
 あ
 っ
 た

 ス
 レ
 ー
 の
 宣
 言
 証
 書
 の
 一
 に
 よ
 っ
 て
 り
 が
 れ
 る
 。
 ハ

資格は説教者の平等原則の爲に條々に緩和せ
 され、一七九四年の規定に於て地区会を決定
 せしむるに代表が参加資格を得る。(7) し
 ても彼らには、後述する如く、年會議長と書記
 の選出等の一部の権限と際して、ハンドレツ
 ドルと同等の権限を与えらる。説教者の絶
 對数の増加は年會の参加者数の拡大に於て
 する。それによつて、一八〇八年の時点を約二〇〇名
 と數えたといふ。(8) ところが、
 現状において、

この問題に一応の決着がつけられる。その内
 告するることか命ぜられ、(9) それから六年後、
 参加資格が討論され、それを次の地区会で報
 にして、一八〇八年の年會において年會への
 を望んだ。両者のこころに感情的対立を背景
 長老たちの残された特權の破棄と完全な平等
 得權の喪失とその威信の低下を恐れ、後者は
 た。前者は自分たちがわが手に握る既
 間、軋轢が生ずるのには自然の成りゆきであらう
 ンドレツド、とうとうではない地区の代表者との

容についでには後述することになるが、いずれ
 にせよ説教者層内部のこうした軋轢の表面化
 は、彼らの間の世代交代とされに伴う若手の
 説教者の発言権の増大をほゞきりと示すとい
 るのである。
 いま一つの変化の兆しは、既婚の説教者の
 増加である。すでに一七八二年、年会は次の
 ような決定を行なう。我々は、
 者を認めずはならばいい。(10) ウエスレ
 ー生
 存
 中
 か
 ら既婚の説教者の抑制は組織の大きな課題で

あり、彼らの増加は当然にも著しく財政政策を
 くの世話には諸会はないし巡回区単位で行なわれ
 きたい妻帯者の家族の住居、食費も含むべき
 的もここにあり。なせなら、経済的に自立で
 的負担の増大である。既婚者の抑制方針の目
 となるのは、既婚によつてもたらされる経済
 既婚、未婚自体はさして重要ではない。問題
 半数にも及ぶことにはなる。(11) もちろん、こ
 既婚者であり、その割合は一八〇〇年には約
 あつた。しかし、この時点でも約三分の一が

逼迫させたからである。特に本来その財政的
基盤の極めたる脆弱な巡回区に既婚の説教者が
任命された場合、当該地域の経済的負担は一
層深刻なものとなり、それを補充するためには
年会が支払う援助額は膨大なものとなる。(12)し
かもメンバーの経済的能力を超えた説教者の
過剰供給、新しい伝道地への彼らの派遣は、
こうした財政的な危機に拍車をかけた。一八
〇〇年の財政の現状に關して年会の発表した
書簡は、財政的窮状を次のように述べた。

7 この数年來、年會に集つた説教者は、ほとんども克服できなかった。困難の中で、様々な巡回区における不足額を埋めあわせ、かつ特に悲惨な状況にある兄弟たちに、ささやかな援助を与えることに取りくんできた。……我々の困窮の主要な原因は、人々が支えることばかりで、きり以上、に……巡回区に説教者を派遣した。……また新しい場所に福音を伝えようとした。……説教者間に家族が著しく増加した。……といふのもそのために我々

は、家を借り家具を買い、或いはその購入の
 ために立て替えられ、金の利子に払わざるを
 えたいからである。(13)
 以上のよう、運動の成長と組織の安定は
 一方で説教者層の自立化を促すと共に、他方
 それに伴って彼らの間での対立や経済的負担
 の増大といった、た負の側面も徐々に大きくなり
 始めていたのである。次に、マイルズの先の
 楽観的発言の背後で進行していた負の要因に
 注目しつつ、もう一つの变化の諸相に目を転

身、人々の示す強い宗教的興奮状態に
 既に述べたように決して否定的ではな
 伝道に際しての自らの体験から、彼
 常々何方でその力をあらしめ可
 頭から否定し、そこには
 実際、クリヤスズムもリヴ
 して多くの共鳴板をもつて
 宗教体験の強調、愛餐式に
 相互の情緒的交流、さらに正規の
 宗教的感性の鋭い指導者の存在等
 これ

彼
 の
 存
 在
 は
 ・
 ニ
 の
 運
 動
 の
 秩
 序
 の
 維
 持
 に
 決
 定
 的
 的
 等
 も
 可
 在
 し
 て
 い
 た
 ニ
 と
 は
 疑
 三
 下
 い
 。
 し
 か
 し
 、
 学
 的
 思
 惟
 の
 特
 質
 や
 彼
 と
 助
 け
 る
 説
 教
 者
 群
 の
 存
 在
 も
 ち
 ろ
 三
 心
 、
 と
 ニ
 に
 は
 聖
 化
 の
 重
 視
 と
 い
 う
 彼
 の
 神
 活
 に
 お
 け
 る
 聖
 潔
 の
 追
 求
 へ
 と
 絶
 え
 ず
 方
 向
 づ
 け
 た。
 熱
 狂
 に
 転
 化
 す
 る
 ニ
 と
 も
 回
 避
 し
 、
 彼
 う
 を
 心
 と
 生
 常
 的
 に
 注
 意
 深
 い
 監
 督
 は
 、
 信
 者
 の
 信
 仰
 が
 宗
 教
 的
 い
 た
 の
 正
 あり
 。
 し
 か
 し
 、
 内
 エ
 ス
 し
 の
 行
 う
 恒
 的
 な
 興
 奮
 と
 ひ
 き
 お
 ニ
 可
 能
 性
 を
 十
 分
 に
 秘
 め
 て
 う
 は
 、
 条
 件
 如
 何
 に
 よ
 っ
 て
 容
 易
 に
 集
 団
 的
 な
 熱
 狂

な意味をもつていたと考えられる。ウエスレ
ーへの一切の権限の一元化は、メニバールの掌
握と統制を容易にし、たからある。彼が絶対
的監督権を独占するに由り、縦の監督
ラインは彼の手足として有効に作動し、必要
に応じてそれと自由に行動するに由り、組織内
の秩序を常に維持することばかりきたる。この
ウエスレールの死は、この縦の監督・管理ライ
ンに大きな打撃を与え、前章を明らかにし
たように彼の恒常的な監督を機能的に担当す

した状況下でのハリグアインバリスム
 の活性化が
 ニヒも著しく困難に
 して、彼らの動向を
 統制する
 弱体化とあいま
 った、彼らの動向を
 統制する
 シバの飛躍的な増加
 には、かかる中央権
 力の
 しかし、ウエスレ
 ーの晩年から生
 じていたメ
 の組織運営に大
 きな比重を占める
 ことになった。
 あり、むしろ各巡回
 区の説教者の裁量
 が實際
 を頂点とする縦の
 統治ラインは極
 めて脆弱な
 巡回区の中
 心結合した体制
 が成立する。年
 会
 る地区組織は十分
 に整備されな
 いまま、各巡

い	集		私	為		入	議	た	組
る	会	答	、	に	「	と	事	二	織
こ	の	。	て	お	問	次	録	と	内
と	い	77	い	い	：	の	は	ほ	秩
を	く	分	る	て	：	よ	、	想	序
懸	っ	々	か	秩	我	う	組	像	の
念	か	う	。	序	々	に	織	に	謹
し	に	ぶ		と	は	警	内	難	持
て	お	け		規	、	告	へ	く	に
い	い	ぢ		則	祈	し	の	た	と
る	て	い		の	と	て	り	い	。
。	時	。		遵	う	い	が	。	一
々	折	我		守	会	る	了	い	非
し	、	々		に	や	。	す	。	常
て	逸	は		十	礼		バ	。	に
我	脱	、		分	拝		リ	。	危
々	か	々		注	の		ズ	。	険
は	生	う		意	他		ム	。	ぶ
、	じ	し		と	の		。	。	あ
聴	て	た			行		。	。	。

規	す	下	エ	オ	と		険	仰	衆
則	る	地	モ	イ	と		に	を	の
は	こ	方	フ	ム	と	か	陥	情	う
公	と	説	正	凸	か	か	っ	緒	ち
然	バ	教	規	に	ら	る	て	と	の
と	ビ	者	の	よ	の	宗	い	い	あ
無	ビ	は	メ	れ	逸	教	る	う	る
視	フ	監	ン	は	脱	的	と	感	者
さ	カ	督	バ	・	に	熱	考	情	た
れ	っ	の	一	愛	結	狂	え	と	ち
る	た	同	に	賢	び	は	て	と	が
	(17)	意	限	式	つ	・	い	リ	体
明	し	付	定	の	く	当	る	ろ	験
く	か	し	さ	参	。例	然	る	(15)	的
の	し	に	れ	加	之	に	る	バ	正
非	、	そ	て	は	ほ	も	と	え	実
メ	こ	れ	お	千	ぼ	現	い	る	践
ン	う	を	り	何	・	則	う	と	的
バ	一	開	、	ッ	コ	の	う	い	た
一	た	催	ま	ト	フ	軽	危	う	信
						視			

リ	踏	て	リ	(ハ	マ	集	と	の
グ	み	い	ヴ	R	○	ニ	会	喧	参
フ	に	る	ア	i	ニ	千	へ	噪	加
イ	じ	。	イ	年	エ	と	の	に	
ズ	る	」	バ	、	ス	変	よ	よ	
ム	時	」	リ	リ	タ	ほ	、	て	
モ	：	」	ス	ズ	ー	う	、	愛	
減	リ	」	ト	巡	ジ	す	、	餐	
ば	ヴ	」	の	回	特	る	、	式	
す	ア	」	言	区	に	。か	、	は	
ぶ	イ	」	動	の	顕	か	、	異	
あ	バ	」	を	説	著	る	、	常	
ら	リ	」	次	教	に	傾	、	可	
う	ズ	」	あ	者	あ	向	、	宗	
。	ム	」	う	R	ら	ほ	、	教	
(18)	は	」	に	・	わ	、	、	的	
翌	ま	」	批	リ	れ	リ	、	興	
年	も	」	難	ー	る	、	、	奮	

この巡回区の担当説教者の一人であり、リヴ
 ーイバリズムの共鳴者であつたW・グラムワ
 エル（William Braumweil）を支持する人々は
 組織から離脱する。同様な緊張は、マンチエ
 スター・ビモ生じていた。前世紀の末から地方
 説教者J・ブロードハイスト（John Broadhirst）
 ースト）を中心としたグループは、彼の建設し
 たバンドル・ムルと呼ばれる建物と拠点
 として熱狂的の集会をもつようになつた。これ
 は、当然この地域を監督する説教者との間に

物議をかもす。説教者たちは、ブロードハイ
 スト等の集会を彼らの監督下に置くことに努
 めるが、結局、そのこの人々の熱狂的言動
 を統制することに断念する。一方ブロードハ
 イスト等も、その地域の説教者ヒリダース
 ・ミートキングの忠告を受けいれず、公然と
 彼らの集会への説教者の出席を拒否する。⁽¹⁹⁾
 ハ。五年、両者は完全に決裂し、ブロードハ
 イスト一派は組織から離脱し独自の活動を行
 う。

ヤ	彼	的	に	成	地	(H	シ	リ
ン	ら	に	出	さ	域	M	・	ヤ	リ
フ	の	に	席	れ	に	I	ホ	ー	ウ
・	敷	伝	し	る	彼	I	ー	・	ス
ミ	し	道	た	ニ	ら	M	ン	バ	イ
ー	い	活	こ	と	エ	C	(ー	バ
テ	宗	動	と	に	中	l	H	ス	バ
イ	教	に	を	な	心	o	igh	レ	リ
ン	的	励	契	る	と	e	B	△	ズ
ガ	情	む	機	。	し)	o	△	△
ヒ	熱	よ	に	彼	た	等	r	近	の
い	は	う	回	ら	小	の			

問	よ	れ	対	あ	人	各	会	月	会
ニ	う	は	し	っ	々	地	の	三	の
〇	な	、	て	た	が	か	開	一	新
・	批	キ	は	° ₍₂₀₎	駆	ら	催	日	聞
キ	難	ヤ	っ	し	け	地	と	・	報
ヤ	エ	ン	キ	か	っ	方	な	自	道
ニ	公	フ	リ	し	け	説	っ	分	に
フ	に	・	と	、	る	教	て	正	触
・	し	ミ	し	年	と	者	あ	ち	発
ミ	て	一	た	会	い	や	ら	独	せ
一	い	テ	批	は	う	一	わ	自	れ
テ	る	イ	難	直	極	般	れ	の	て
イ	。	ニ	を	ち	め	々	る	野	、
ン		ガ	投	に	て	ン	。	外	一
ガ		に	げ	彼	大	バ	そ	の	ハ
と		対	か	ら	き	一	の	祈	〇
呼		し	け	の	な	等	集	と	七
は		て	る	活	集	数	会	う	年
		次	。	動	会	千	は	集	・
		の	と	に	に	の	、	三	三

は		を	し	を	う	さ		も	れ
規	こ	批	て	生	は	れ	答	の	る
則	こ	難	我	み	全	る	、	こ	も
か	こ	す	々	だ	く	と	そ	あ	の
ら	言	る	は	す	不	し	う	る	に
の	わ	る	、	傾	適	て	し	か	関
逸	れ	る	そ	向	切	も	た	。	し
脱	て		の	が	こ	、	集	て	、
行	い		集	あ	あ	イ	会		年
為	る		会	る	り	ン	が		会
で	て		と	と	、	ク	了		の
あ	り		の	我	ま	ラ	り		判
り	た		す	々	た	ン	カ		断
、	か		べ	は	り	ド	に		は
そ	ら		て	判	な	に	お		ど
の	ぬ		の	断	か	お	い		の
放	誤		つ	す	ら	い	て		よ
置	り		た	る	ぬ	て	そ		う
は	ら		が	。	誤	れ	許		た
組	と		り	そ	り		可		

織秩序の完全な崩壊につなばりかたかた
 ボーシンの等の活動に対する厳しい措置は必至と
 あつた。一八〇八年、バリスレム巡回区の四
 半期会はボーンをクラス・ミーン・クへの
 長期欠席を理由に追放し、これを皮切りにキ
 ヤン・ド・ジーン・クに関与した中心的人物
 を次々に追放処分にする。彼らは、それと
 の活動を継続しながら次第にゆるく結びつき
 一二年まづにはポリミーン・ブ・メソティースト
 という新しい教派を結成するにとりける。

を	あ	も	る	ワ	ら	様	さ	に	コ
召	っ	福	。	リ	離	ご	く	際	ン
命	た	音	オ	ス	脱	あ	ら	し	ウ
し	。	を	ブ	キ	す	っ	ん	て	オ
、	彼	伝	ラ	ヤ	る	た	の	の	ー
裁	は	え	イ	ン	ニ	。	活	W	ル
き	こ	る	ヤ	と	と	彼	動	。	へ
の	う	こ	ン	呼	を	も	も	オ	の
日	述	と	に	ば	余	、	、	ブ	り
に	べ	か	と	れ	儀	長	ボ	ラ	グ
私	て	圧	っ	る	な	期	ー	イ	ァ
の	い	倒	て	新	く	欠	ン	ヤ	ァ
審	る	的	、	し	さ	席	等	ン	イ
判	。	な	規	い	れ	を	の	(バ
者	っ	重	則	教	、	理	場	ミ	リ
と	伝	大	の	派	バ	由	合	ニ	ズ
な	道	な	遵	を	イ	に	と	ら	ム
る	へ	事	守	形	ブ	組	全	ミ	の
神	と	柄	よ	成	ル	織	く	O、	扱
に	私	ご	り	す	。	か	同	BT	及

す	ズ	う	ま	組	か	こ	化	の	販
こ	ム	し	り	織	し	に	す	言	従
と	の	て	た	の	、	は	る	葉	す
に	活	、	い	中	皮	、	ウ	は	る
よ	性	一	登	心	肉	彼	エ	、	こ
っ	化	九	言	に	に	と	ス	明	と
て	は	世	に	と	も	っ	レ	ら	が
説	組	紀	他	っ	、	て	の	か	私
教	織	初	た	て	そ	秩	の	に	の
者	秩	頭	ら	序	れ	序	立	国	第
に	序	に	た	を	は	を	場	教	一
よ	の	お	か	お	ウ	が	を	会	の
る	流	け	っ	び	エ	脈	行	か	義
×	動	る	た	や	ス	打	徧	ら	務
ン	化	リ	の	か	レ	っ	と	の	で
バ	を	ヴ	ぶ	す	い	て	さ	逸	あ
い	も	了	あ	危	る	い	せ	脱	る
の	た	イ	る	険	っ	る	る	を	こ
宗	ら	バ	。こ	極	た	。し	。と	正	(22)
教		リ	こ					当	彼

的營爲の管理、統制といふ組織の基本的枠組
 を大きく揺さ振る。それは、明らかに組織の
 不安定化をもたらし、ことにならぬ。組織の
 確立は説教者層にとり、大きな課題となるの
 である。
 (ii) 社会階層的分化
 リヴァイバリズムによる組織秩序の不安定
 化と共に、負の変化の諸相として組織内の経
 済的分化の進行とこれに伴う利害の多様化を
 あげなければならぬ。こ
 うした変化の側面

は組織の様々なレベルにあらわれくる。
まず、各巡回区相互の経済的格差を指摘でき
る。巡回区別の経済力を7年ごとの献金額
を指標にして単純比較してみただけでも、こ
れらの間の格差は歴然とされている。例え
ば、一八〇七年において、ロンドン、リ
ンチエスター、リヴァプール各巡回区は
それぞれ一〇〇ポンド以上の金額を示して
いるのに対して、エツワリスヤノリッ
チは一〇ポンド代といいう低い数値にと
どまっています。

れら
 の
 序
 列
 化
 へ
 と
 つ
 なる
 がる
 。
 説
 教
 者
 の
 生
 活
 上
 の
 ぶ
 あ
 る
 。⁽²⁴⁾
 巡
 回
 区
 の
 経
 済
 的
 格
 差
 は
 少
 ない
 ま
 ず
 少
 ない
 地
 区
 の
 献
 金
 額
 が
 常
 に
 分
 配
 額
 を
 上
 ま
 わ
 る
 地
 区
 と
 少
 ない
 地
 区
 と
 の
 献
 金
 額
 に
 関
 して
 も
 、
 地
 区
 二
 と
 に
 集
 計
 さ
 れ
 た
 ら
 各
 巡
 回
 区
 二
 と
 に
 分
 配
 さ
 れ
 る
 年
 二
 と
 区
 と
 の
 飛
 躍
 的
 に
 献
 金
 額
 を
 増
 加
 さ
 せ
 て
 い
 る
 巡
 回
 の
 区
 別
 の
 年
 二
 と
 の
 献
 金
 額
 の
 推
 測
 を
 行
 った
 一
 七
 九
 六
 年
 か
 ら
 一
 八
 〇
 七
 年
 ま
 だ
 の
 七
 年
 まで
 の
 推
 測
 である
 。

(23)

の負担が各巡回区に与つて賄われていた以上、
経済的格差は彼らの待遇上の差となつてあら
われ、てくるからである。しかも巡回区の経済
的豊かさ、その地域の組織的 중요度を大
くし、結果として当該巡回区に任命される説
教者の組織内での発言権に重大な影響を与え
た。い、れば、どの巡回区に任命されたかによ
つて、説教者の組織内での位置が決定される
と、いう状況が次第にできあがつてくるのであ
る。後述するように、一八四〇年代には、い

て説教者の任命の原案を作成する配置委員
 会が特定の個人によつて支配されていると
 いう告発もかかる巡回区の序列化という状
 況の形成を無視して考へることほふべきでないの
 であらう。
 さて、経済的分化の兆候は、単に巡回区間
 の差にだけあらわれたいわゆる単に巡回区間
 組織の基本単位であるところから内部にも次第
 に生じ始めていた。ここにはほぼ同時代の
 人物であるジョセフ・バーカー (Joseph Barker)

知	が	る	小	屋	で	次	一	の
、	、	。	は	で	あ	の	千	自
て	自	彼	り	あ	っ	よ	イ	伝
い	分	は	、	っ	た	う	ン	か
た	の	説	好	た	。	に	ク	ら
。	店	教	ま	。	そ	語	の	、
！	の	者	れ	！	の	、	状	一
！	顧	た	た	！	り	て	況	ハ
彼	客	ち	り	彼	い	い	の	ニ
は	を	と	す	は	る	る	証	〇
地	得	う	る	説	こ	。	言	年
位	る	ま	こ	教	と	う	を	代
で	方	く	と	者	な	し	得	初
差	法	や	ら	た	ら	た	て	頭
別	で	っ	何	ち	ク	ラ	み	の
す	あ	て	ん	に	ラ	ス	よ	ク
る	る	ゆ	ど	良	レ	の	う	ラ
人	こ	く	ど	く	イ	一	。	ス
で	と	ニ	モ	思	の	フ	彼	。
あ	も	と	す	わ	吳		は	。
					服			。

は		決	る	し	貧	徳	ス	エ	っ
も	バ	し	に	か	し	も	全	知	た
ち	カ	て	も	し	い	恥	体	る	。
ろ	カ	言	か		メ	も	の	に	そ
ん	カ	わ	か	金	ン	持	前	た	し
慎	の	可	わ	持	バ	ち	で	る	て
ま	ニ	か	ら	ち	カ	あ	サ	判	彼
可	ウ	っ	ず	バ	ニ	わ	エ	断	は
け	カ	た		一	ハ	セ		カ	そ
れ	た	上°	彼	般	大	て	そ	エ	れ
ば	発	(25)	ら	的	声	い	れ	そ	か
可	言		に	に	で	可	エ	可	悪
ら	エ		そ	低	話	か	差	え	い
可	一		う	く	可	っ	し	可	こ
い	般		可	話	よ	た	控	ば	と
。	化		る	し	う	。	え	ら	で
し	す		よ	か	に	！	る	も	あ
か	る		う	ち	言	！	だ		る
し	ニ		に	で	う	！	け	ク	こ
少	と		は	あ	。	彼	の	ウ	と

好くとも、彼の見聞はメソヂヤストの宗教的
 學為の一部に、メンバの社会的階層の分化
 と社会的利害の影響が侵入していたことを示
 して、いるといえる。もちろん、初期のメソヂ
 ィスト会においてさえ、クラスマ・ミートン
 がは様々な社会層の混在という性格をもつて
 いた。しかし、こうした集会において、本来
 リーダとは社会的地位とは無関係に自発的
 に自らの宗教体験を語る人物を指していた。
 H. D. ウィークが指摘するように、その宗教

(26)

とを示唆している。とともに、このことはメンバ一の利害関心が特定の宗教的価値にむけて均一に凝集せず、各人の社会的地位の変動に従って多様に拡散しつつあることを示している。つまり、社会階層とは無関係に普遍的な宗教的理念を組織統合の理念としていた宗教的共同体の内部が再び階層に従って水平的に再編されたことをバカカの裂言は意味しているのである。実際、彼の上述の見聞の前後、イギリス社会はまさに政治、経

「	に	は	ニ	の	あ	と	い	に	済
我	述	、	ユ	利	っ	も	る	。	、
々	べ	一	一	害	た	な	よ	ラ	社
の	て	ハ	キ	関	。	う	う	ツ	会
へ	い	一	ヤ	心	か	社	に	か	等
ノ	る	九	ッ	か	か	会	、	イ	の
一	。	年	ス	多	る	的	経	ト	領
ス		に	ル	様	社	緊	済	ヤ	域
・		お	の	化	会	張	的	ピ	に
シ		け	あ	す	的	は	不	一	お
イ		る	る	る	背	尖	況	タ	い
一		書	指	ニ	景	銳	と	一	て
ル		簡	導	と	の	化	社	ル	激
ぶ		の	的	は	中	の	会	一	動
か		中	×	必	で	度	階	事	の
ら		で	ソ	至	、	を	層	件	直
の		次	デ	正	×	増	の	に	中
レ		の	イ	あ	ニ	し	分	象	に
地		よ	ス	っ	バ	つ	化	徴	あ
		う	ト	た	一	つ	に	さ	っ

方説教者のうち二人が当地で開催されたばかりの恐るべき過激派の改革集會に出席し、彼らの一人がその集まりの精神に全くかたまった演説を相当長い間行なつたといふことだが、今の私にとつて、つらく憂うべき関心事であります。……私はい、我々の兄弟たちの大多数の者が過激派の中にいたことと希望しておりました。しかし、我々のうちの若干の人々は、彼らの精神と意圖の……はつきりとした支持者の側にいます。(28)

化
 エ
 示
 可
 貴
 重
 可
 証
 言
 と
 い
 え
 る
 の
 ぶ
 あ
 る
 。
 こ
 こ

よ
 、
 て
 め
 ニ
 バ
 ー
 の
 間
 ぶ
 生
 じ
 て
 い
 た
 利
 害
 の
 多
 様

イ
 ス
 ト
 の
 懸
 念
 も
 と
 も
 に
 巨
 大
 な
 社
 会
 的
 変
 動
 に

カ
 ー
 の
 見
 聞
 も
 ニ
 ユ
 ー
 キ
 ャ
 ッ
 ス
 ル
 の
 或
 る
 め
 ソ
 テ

部
 に
 侵
 入
 し
 始
 め
 て
 い
 た
 わ
 け
 ぶ
 あ
 る
 。
 先
 の
 バ
 ー

社
 会
 的
 利
 害
 に
 お
 け
 る
 緊
 張
 が
 そ
 の
 手
 手
 組
 織
 の
 内

宗
 教
 的
 世
 界
 に
 お
 け
 る
 利
 害
 の
 均
 質
 化
 は
 破
 ら
 れ、

的
 利
 害
 の
 対
 立
 が
 生
 じ
 て
 い
 た
 こ
 と
 を
 示
 し
 て
 い
 る。

的
 立
 場
 の
 相
 違
 は
 、
 明
 ら
 か
 に
 彼
 ら
 の
 内
 部
 に
 社
 会

×
 ソ
 テ
 ー
 ス
 ト
 の
 間
 に
 み
 ら
 れ
 る
 こ
 う
 し
 た
 政
 治

にも組織秩序の不安定化の芽は確実に成長していったといえるのである。

(iii)

財政的危機

さて、最後に組織全体の財政上の逼迫を指

摘しておかすければならぬ。

存中において既に健全とはいえず、た組織

財政は、彼の死後、ますます危機的でものと

なる。特に一七九五、五年以降、赤字額は極端に

膨張し、毎年一五〇〇ポンドから二〇〇ポ

ンドを超え、支出の過剰に陥いる。そのため、

へば、毎年といつて良い程、年会は財政の窮状
 を訴える書簡を発表し、必要に応じて特別の
 献金を徴収する措置をとると共に、クリスマス
 に対しまして彼らの通常義務となつてゐる一
 般的献金（一週ごとの献金と四半期ごとの献
 金）と一ヶ月ごとの献金との徹底を勧告して、い
 る。特に前者の献金は説教者としての家族の食
 事や住居等の午当の基本的財源となつてゐる
 ため、年会はその献金の励行をたゞ命じ
 てゐる。例へば、一八〇七年の議事録は次の

巡	が		告	と	X	ゴ	め		ま
回	考	こ	す	を	ソ	と	に	「	う
区	え	う	る	、	デ	に	、	我	に
の	ら	し	る	我	ス	一	所	々	記
負	れ	た	る	々	ズ	シ	好	は	し
担	よ	た	る	の	ム	リ	く	、	て
の	う	財	る	す	本	ニ	と	X	い
増	。既	政	る	べ	来	グ	も	ン	る
大	婚	上	る	て	の	エ	週	バ	。
に	の	の	る	の	規	支	ゴ	一	
関	説	逼	る	諸	則	払	と	に	
し	教	に	る	会	に	う	一	各	
て	者	つ	る	に	嚴	ニ	ペ	々	
は	の	い	る	対	格	を	ニ	が	
既	増	て	る	し	に	命	一	活	
に	加	様	る	て	服	じ	・	動	
指	に	々	る	心	従	て	四	を	
摘	よ	可	る	か	す	い	半	支	
し	る	理	る	う	る	る	期	え	
た		由	る	勸	こ			る	
								た	

して、いさ。特にワイドが指摘するよう、説
 に、イギリス社会全体の経済状態が深く関与
 経済的負担と大きくしたわけはない。そこ
 族の絶対数の増加だけが、巡回区及び地区の
 織財政と著しく圧迫した。但し、説教者の家
 との献金しからの支出の増大は、当然にも組
 組織全体の基本的財源の一つであつた。毎
 ゴとの献金し、たいし出版の収入がまわされ
 区単位に、扶養され、その財政的裏付けは、年
 通りである。巡回区に負担を、たい家族は、地

教者には旅費、食費、住居費等に心じて手当を
 支給されていった。為、景気の変動は直接彼らの
 支給額にはゆかえって来た。(30) 不況期において、
 多くの説教者と彼らの家族を扶養することは
 困難であり、結局不足分を組織全体が引き受
 けることになったわけである。
 さらに、財政逼迫の理由として当該地域の
 経済状況は無視した無理な礼拝所の乱造を指
 摘できる。一世紀初頭から、教線の拡大に
 対応して多くの礼拝所が急速に建設される。

し、これより、この場合、巡回地区を経
 れ、この二、三、四、五、六、七、八、九、十、
 負債は通常、当該施設の席料に、返済さ
 せ、背負う。ことに、この負債
 も、多く、その完成と維持のため、
 分に集まら、たい、うちに建設が開始さ
 れ、献金に、よ、つ、て、な、さ、れ、た、が、
 該地域の、人々、の、献金と、年會の、指命し、
 た、地区の、
 の、礼拝所が、建設された。 (31)
 二、これ、の、建設は、当
 一、例、え、ば、一、八、〇、三、年、か、ら、五、年、間、に、二、七、三、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

由して不足分は年会によつて補填されなければならず、ここにても財政の圧迫は必至であらう。また、礼拝所の乱造は説教者の供給過剩にも結びつく。当該地域における礼拝所の増加は、そのことの集会を維持するために説教者の増員の欲求につながる。しかし、先に指摘したように経済的規模の小ささや巡回区は多く、説教者を養うことはできず、ここにても負担の大きない額について組織全体の財政に

以上 の う に 一 八 二 〇 年 前 後 の X リ デ イ	事 態 を お か え る に 到 た の で あ る 。 (32) て 深 刻 な	〇 〇 ポ ン ド に 達 し 財 政 的 逼 迫 は 極 め て 深 刻 な	追 打 ち を か け た 。 一 八 一 七 年 、 赤 字 額 は 五 〇	結 後 の 経 済 的 不 況 に よ る 献 金 の 減 少 が よ れ に	ぶ き ず に 終 わ る 。 加 え て 、 十 ポ シ オ ニ 戦 争 終	活 動 を 行 な う が 、 十 分 な 成 果 を 収 め る こ と が	ま ぶ も 説 教 者 を 動 員 し て 負 債 軽 減 の 為 の 献 金	と な り て ゆ く 。 年 会 は 牧 会 活 動 を 犠 牲 に し て	所 の 乱 造 の 負 債 は 時 を 経 る こ と に 膨 大 な もの
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

ズムはウエスリ時代にして飛躍的成長
 を遂げると共に、その過程の中で様々な変化
 を経験する。こうした変化に対応して、一
 の新しい体制が次第に形成されてゆく。バ
 テイクングを中心とした体制がそれである。彼
 うは、一七九一年のウエスレリの死後指導的
 説教者たちの心を痛めた問題にもはや悩ま
 される必要はなかった。かつての指導者に
 して、国教会との関係をどうするかに最
 も切実に緊急な問題意識をあらわした。そ
 こには

正
 会
 ち
 織
 威
 ト
 抗
 既
 組

か
 と
 に
 の
 の
 執
 争
 述
 織

っ
 の
 課
 の
 の
 の
 の
 の
 の
 の

た
 関
 せ
 自
 確
 行
 の
 述
 の

。
 係
 ら
 立
 定
 権
 の
 し
 の

一
 は
 ら
 ニ
 に
 と
 中
 し
 の

ハ
 組
 ら
 と
 よ
 、
 七
 う
 、
 有

ニ
 織
 た
 ウ
 っ
 年
 、
 無

一
 内
 最
 エ
 て
 年
 国
 か

年
 抗
 大
 ス
 組
 年
 教
 か

の
 争
 の
 し
 織
 ま
 会
 っ

M
 の
 主
 一
 立
 に
 急

、
 要
 要
 二
 基
 進

ロ
 な
 な
 三
 礎
 派

ビ
 論
 論
 四
 を
 派

ン
 点
 点
 五
 築
 双

ソ
 た
 た
 六
 く
 方

ン
 り
 り
 七
 。
 と
 の

()
 え
 国
 八
 の
 の

No
 九
 十

折衷
 と言
 える
 。そ
 れは
 、明
 らか
 にか
 っ
 て組
 織

ま
 の
 国
 教
 会
 派
 とキ
 ラム
 等
 の急
 進
 派
 の主
 張
 の

き
 び
 あ
 る
 。こ
 う
 し
 た
 彼
 の批
 判
 は、
 一七
 九七
 年

が故
 に、
 年
 会
 に一
 般
 メ
 ン
 バ
 ー
 を参
 加
 さ
 せ
 る
 べ

であ
 る。
 (二)
 そ
 れ
 は
 国
 教
 会
 内
 の信
 徒
 運
 動
 であ
 る

原
 点
 に立
 ち戻
 っ
 て
 国
 教
 会
 の内
 部
 に復
 帰
 す
 べ
 き

に要
 約
 す
 る
 と
 パ
 び
 き
 ー
 (33)
 (一)
 X
 ソ
 テ
 ィ
 ズ
 ム
 は

によ
 れ
 ば、
 ロ
 ビ
 ン
 ソ
 ンの
 年
 会
 批
 判
 は
 次
 の
 二
 点

を象
 徴
 的
 に表
 現
 し
 て
 い
 る
 。
 J
 ・
 C
 ・
 バ
 ウ
 マ
 ー

下
 Rob
 inson
)
 に
 よ
 る
 分
 派
 活
 動
 は、
 こ
 の
 状
 況

を二分した対立の争点の反復であった。しかし、
 彼の活動は何ら組織内に混乱をひき起こさず、
 ほんのくしく終息する。もはや国教会からの実質的離脱は完了し、ウエスレイの死の直後において最も切実であった課題は色あせ、組織状況は確実に変化を遂げるといふのである。

国教会からの組織的自立という課題に代わ
 る新しい課題がバンテイニングを中心とす
 る体制に課せられることにはなる。それを一言

で言え、ば、説教者による支配体制の確立とい
うことにはなる。つまり、説教者を統治主体と
する組織の支配秩序を制度的、思想的に如何
に整備し、ゆくか、この体制の新しい課題と
なる。いわば組織の自立に代わると、説教者
層の自立が次のテーマとなるのである。その
背景には、先に指摘した様々な変化の諸相が
存在している。特に、組織内秩序の動揺と社
会的利害の多様化は組織の支配秩序の根幹を
揺さ振りかたむかすに。年会を頂点とす可る集

権 的 な 組 織 的 的 枠 組 に も か かわ ら ず 、 × ン バ ー
 の 動 向 を 統 制 ・ 管 理 す る 説 教 者 の 権 威 と 権 限
 は 、 諸 会 の 要 求 へ の 譲 歩 に よ っ て 大 幅 に 制 約
 さ れ て い た か ら で あ る 。 な か で も 、 説 教 者 の
 権 威 と 権 限 の 曖 昧 さ は 組 織 的 的 枠 組 の 孕 む 決 定
 的 な 弱 点 で あ っ た 。 筆 者 が 先 に 指 摘 し た 一 七
 九 七 年 の 体 制 の 成 立 に お け る ウ エ ス レ ー の カ
 リ ス マ 的 権 威 の 継 承 の 不 徹 底 さ の 問 題 で あ る 。
 そ の 組 織 内 外 の 変 動 の 過 程 の 中 で 一 次 第 に
 大 き な 影 響 を 落 す よ う に な る け だ 。

して、説教者の地位を中心とした組織的枠組
の強化と支配秩序の確立こそが、この新しい
体制にとつて最も切実な緊急な問題となつて
くるのである。次章において、ウエスレリ死
後の第二世代の指導者に属するバンティン
が、この組織的課題に如何に取り組み、どのよ
うにそれらを達成していったのかをみてみよう。

【註】

- (1) Myles, op. cit., pref. vii.
- (2) Crowther, op. cit., p. 327.
- (3) Works, Vol. 8, p. 309.
- (4) Bunting, op. cit., p. 217.
- (5) (Minutes), Vol. 2, p. 347.
- (6) Myles, op. cit., p. 475.
- (7) (Minutes), Vol. 1, p. 296.
- (8) Bunting, op. cit., p. 305.
- (9) Ibid..

(10) (Minutes), Vol. 1, p. 152.

(11) Myles, op. cit., p. 475.

(12) 例 えば、イングランドの一五七の
巡 回 区 の うち、一 年 ごと の 献 金 レ 額
が 五 ポ ン ド 以 下 の 巡 回 区 が 三 一 も あ
り、そのための年会の援助額は七〇
ポンド以上にもなっている。

(Minutes), Vol. 2, pp. 421-428.

(13) Ibid., p. 81.

(14) Journal, Vol. 4, pp. 359-360

(15) (Minutes), Vol. 2, p. 57.

(16) Minutes, Vol. 1, p. 681, 690.

(17) 一八〇三年の議事録の次のよう

記述は、この規則が遵守され

か、たにことを示している。問、規

律に聞ある我々のすべこの規則は十

分に実施され、いるということが年

会の判断であるか。答、我々は、

それらが十分に実施され、いな

考える。特に以下のこととを要求する

規則にそのことが言える。人々は、
巡回説教者からの通知から入場券を提
示せぬに愛餐式やバンド・ミーティ
ングへの参加を許可されるべきでは
ない。また、巡回区の監督の許可は
なく愛餐式やバンド・ミーティングを
開くことを許されるべきではない。

(Minutes), Vol. 2, p. 189.

(18) Bunting, op. cit., p. 126.

(19) Ibid., pp. 248-249.

(20) Kendal, op. cit., p. 65.

(21) (Minutes), Vol. 2, p. 403.

(22) Bourne, op. cit., p. 21.

(23) 次頁参照。

(24) 一八〇二年から七年においそ、ロ

ンドン、マンチエスタ、リイズ等

が余剰金をもつ地区であり、ブリス

トル、ノッチンガム、チエスタ、

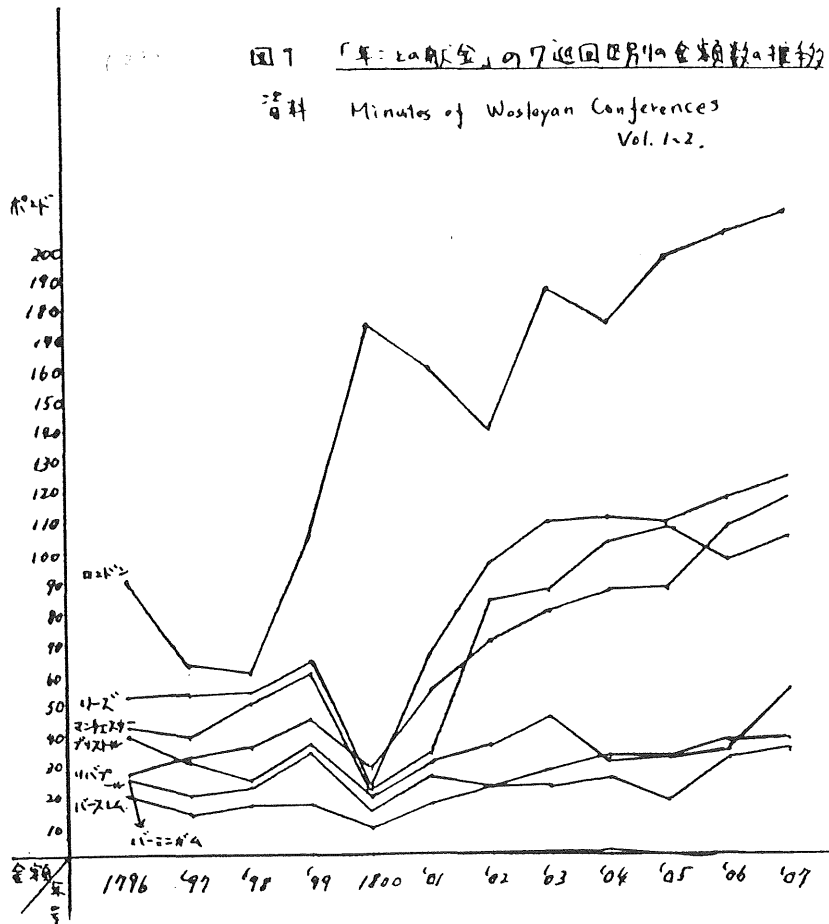
ノリッチが常に不足額をかかえる地

区であつた。(Minutes), Vol. 2,

P. 215, 264, 317, 327, 430.

図7 「年二回大会」の7巡回世界大会の総数と推移

資料 Minutes of Wesleyan Conferences
Vol. 1-2.



(註 (23))

(25) The Life of Joseph Barker, in
D. M. Thompson ed., Nonconformi-
ty in the Nineteenth Century (Lon-
don, 1972), p. 49.

(26) Works, Vol. 8, p. 258.

(27) Henry D. Rack, "The Decline of
the Class Meeting and the Prob-

lem of Church Membership in Nine-
teenth Century Wesleyanism", in

Proceedings of the Wesleyan His-

torical Society, Vol. 39, 1973,

p. 15.

(28) Bunting, op. cit., p. 527.

(29) (Minutes), Vol. 2, p. 346.

(30) Ward, op. cit., p. 97.

(31) (Minutes), Vol. 2. 礼拝所建設の

推移について は 次頁の表を掲げると

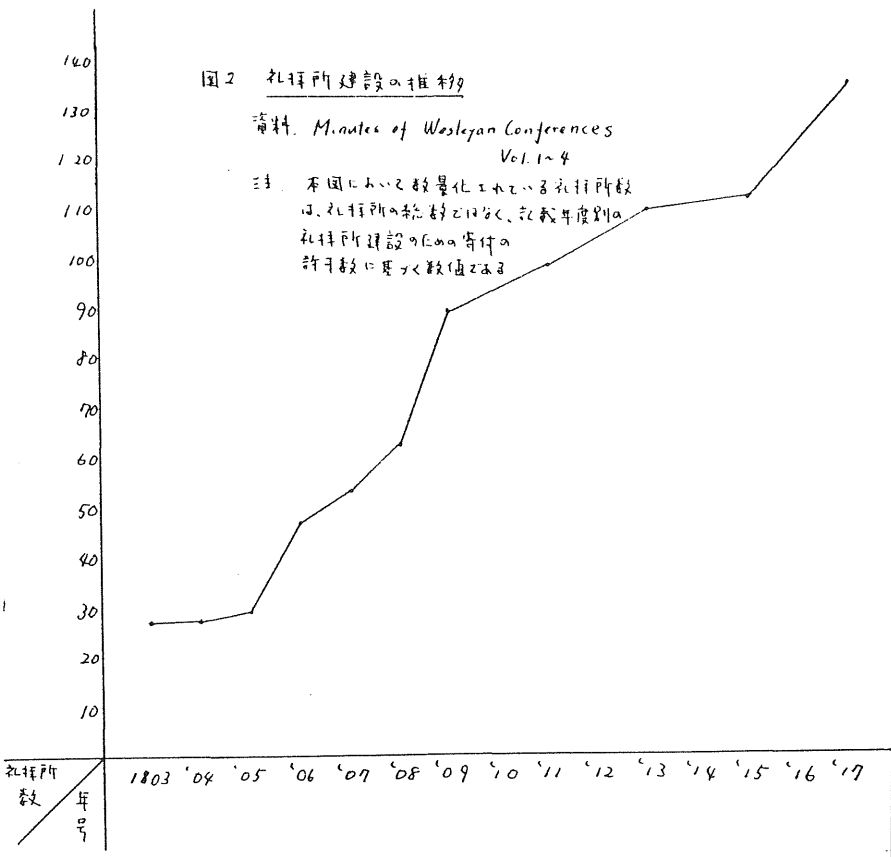
と。

(32) Ward, op. cit., p. 97-103.

Bunting, op. cit., pp. 481-486.

(33)
 Bower, Peaple, pp. 75-76.

(31)



(註 (31))

正誤表

P. 34 (L. 4)	17	→ 18	P. 33 (L. 1)	会
P. 73 (L. 2)	「6年間、ハルルドの主教」を「主教」4次に挿入			
P. 125 (L. 5)	18	→ 15	P. 167 (L. 17)	マズ → マズに
P. 215 (L. 9)	付け	→ 付	P. 276 (L. 1)	抱 → 小袋
P. 281 (L. 11)	(2)		P. 301 (L. 19)	T → Thomas
P. 326 (L. 5)	善慈	→ 慈善	P. 433 (L. 5)	マ → に
P. 441 (L. 3)	認承	→ 認証	P. 506 (L. 1)	グイズ → グイズー
P. 561 (L. 1)	一、マ	→ 一、マに	P. 601 (L. 10)	侵 → 侵
P. 616 (L. 20)	落す	→ 落とす	P. 672 (L. 2)	根 → 不根
P. 685 (L. 11)	換	→ 喚	P. 826 (L. 3)	↓
P. 832 (L. 7)	↓		P. 840 (L. 7)	結 → 誤